

## 【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別02 R3
提出年月日	2022年6月10日

### 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別02 R2】の改訂版(R3)である。

改訂内容を以下に示す。

○添付2において補正内容を反映

※【保)濃縮個別02 R2】から変更した部分を緑字にて示す。

■：商業機密の観点から公開できない箇所

## 目 次

1. 概要	1
2. 事業変更許可及び設工認との整合性に係る説明	1
添付 1-1 事業変更許可及び設工認（基本設計方針）から保安規定への反映事項整理表	
添付 1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針 除く）	
添付 2 事業変更許可と保安規定の記載整理表	

## 1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定と「加工の事業変更の許可」※1（以下「事業変更許可」という。）、「設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可」※2（以下「設工認」という。）との整合性について説明するものである。

※1：平成29年5月17日付け原規規発第1705174号をもって許可

※2：令和元年10月11日付原規規発第1910112号にて認可

令和元年12月26日付原規規発第1912261号にて認可

令和2年3月26日付原規規発第2003265号にて認可

令和3年7月26日付原規規発第2107268号にて認可

令和4年2月4日付原規規発第2202048号にて認可

## 2. 事業変更許可及び設工認との整合性に係る説明

### (1) 事業変更許可及び設工認からの反映事項抽出等について

今回の保安規定の変更内容について、事業変更許可及び設工認との整合性を説明するため、以下の3つの添付に分けて整理した。

- ・添付1-1：事業変更許可及び設工認（基本設計方針）から保安規定への反映事項整理表

⇒事業変更許可及び第5回設工認（基本設計方針）から保安規定へ反映している状況について整理した資料

- ・添付1-2：設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

⇒設工認（第1回～第5回）の基本設計方針以外の内容及び設工認補足説明資料の内容から保安規定へ反映している状況について整理した資料

- ・添付2：事業変更許可と保安規定の記載整理表

⇒添付1-1、添付1-2で整理した内容以外で保安規定に反映されている内容（記載適正化を除く）に対する事業変更許可との整合性について整理した資料

### (2) 保安規定別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）及び保安規定別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）について

#### ① 経緯

- ・1989年に申請した設工認において、スクラバ付きドラフトチェンバ（No.1～10）及びカリフォルニア型フードに係る仕様表（取扱量）については、実施頻度が高い分析作業時の取扱量（スクラバ付きドラフトチェンバ：0.07 kg-U/台、カリフォルニア型フード：0.04 kg-U/台）とした。

- ・1994年に申請した設工認において、スクラバ付きドラフトチェンバ（No.11～14）に係る仕様表（取扱量）については、分析作業時の最大取扱量として1.0 kg-U/台

とした。

- 2015年の保安検査において、設工認における取扱量と分析作業に係る手順書における取扱量※とが異なることについて指摘を受け、当時の設工認における取扱量を制限値として保安規定に反映した。

※：手順書においては、すべてのスクラバ付きドラフトチェンバ及びカリフォルニア型フード（以下「ドラフトチェンバ等」という。）の取扱量を1.0 kg-U/台としていた。

- 2017年に申請した新規制基準に係る事業変更許可において、すべてのドラフトチェンバ等の取扱量を下記②に示す安全性を踏まえ1.0 kg-U/台とした。
- 2018年に申請した新規制基準に係る設工認（第1回）及び本年に申請した新規制基準に係る保安規定（第2段階）において、すべてのドラフトチェンバ等の取扱量を1.0 kg-U/台とした。なお、ドラフトチェンバ等の取扱量の変更には、設工認を要することから、新規制基準に係る保安規定（第1段階）には反映していない。

## ② ドラフトチェンバ等に係る安全性

- 臨界安全性

本施設で取扱う濃縮度5%以下のウランの最小臨界質量は37 kg-Uであるため、ドラフトチェンバ等の取扱量を1.0 kg-U/台とした場合においても臨界安全性に影響を与えることはない。また、ドラフトチェンバ等での取扱量も含めた分析室での取扱総量として16 kg-U（二重装荷を考慮した最小臨界安全質量）で管理するため、分析室で臨界が生じるおそれはない。

- 閉じ込め性

ドラフトチェンバ等は、UF<sub>6</sub>、薬品等に対して耐食性を有する材料を使用するとともに、フード開口部から内部へ向かう気流の面速を0.5m/s以上に維持する設計とすることにより閉じ込め性を確保している。

## ③ 保安規定における対応

- 2015年に申請した保安規定において、当時の設工認における取扱量を制限値とし、別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）及び別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定した。また、分析沈殿物を取扱う作業については、スクラバ付きドラフトチェンバ（No. 11～14）に限定して行っていたことから、別表9の注釈として規定した。
- 本年に申請した新規制基準に係る保安規定（第2段階）において、新規制基準に係る事業変更許可及び設工認における取扱量を制限値とし、別表4における最大取扱ウラン量を1.0 kg-U/台に変更した。また、ドラフトチェンバごとの制限値に違いがなくなったこと及び同一のドラフトチェンバ等にて複数の分析作業を行ったとしても最大で1.0 kg-U/台で管理することから、別表9の注釈を削除した。さらに、分析作業を開始するに当たりドラフトチェンバ等の閉じ込め性が維持されていることを確認することを第24条（漏えい管理）第6項に新たに規定した。

(3) 保安規定第 25 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) について

① 経緯

- 平成 25 年度 第 30 回原子力規制委員会 (2013 年 11 月 6 日開催) 及び第 37 回原子力規制委員会 (2013 年 12 月 25 日開催) において、新規制基準施行後、適合確認が完了するまでの間のウラン濃縮加工施設 (燃料加工施設のうち六ふっ化ウランを正圧で扱う施設) の運転については、一般公衆に著しい放射線被ばく及び化学的影響を与えるおそれがないことの確認 (以下「現状確認」という。) をし、そのおそれがないものに限り一定期間の運転を妨げないとの考えが示された。
- 上記を踏まえ、2015 年 1 月 30 日付けで「六ヶ所ウラン濃縮工場における六ふっ化ウランが一般公衆に与える放射線被ばく及び化学的影響に関する現状確認の報告書」を提出した。本報告書において、最大想定事故である「UF<sub>6</sub>を大気圧以上で取扱う均質・ブレンディング設備の均質槽の中間製品容器へ続く UF<sub>6</sub>配管が破損」に対して対応する設備の機能が維持されており、異常時の手順をあらかじめ定め対応できるようにしていること、最大想定事故シナリオにおいても一般公衆に与える放射線被ばくが十分低いこと及び著しい化学的影響を与えないことを確認した。
- ただし、新規制基準への適合確認が完了するまでの間、施設を運転することを踏まえ、更なる安全性向上のための取り組みとして、「地震発生時の液化停止操作」、「放射線業務従事者の被ばく防止のため液化操作中の均質槽への防護カバーの設置」、「放射線業務従事者の被ばく防止のため液化操作中の監視強化及び退避指示」等の対策を講じることとし、原子力規制庁による現地調査、ヒアリングを経て平成 27 年度 第 15 回原子力規制委員会 (2015 年 6 月 17 日開催) にて了承された。

② 保安規定における対応

- 上記の更なる安全性向上のための取り組み事項については、保安規定に反映し 2015 年 8 月 19 日付けで認可を受けた。

【保安規定への反映例】

- ✓ 「地震発生時の液化停止操作」、「放射線業務従事者の被ばく防止のため液化操作中の監視強化及び退避指示」  
: 第 25 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) 第 1 項第 8 号に「均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2 号発回均質室からの退避指示を行う」として規定した。
- ✓ 「放射線業務従事者の被ばく防止のため液化操作中の均質槽への防護カバーの設置」  
: 第 25 条 (均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置) 第 1 項第 4 号に「均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域

を設定する」として規定した。

- ・今回、新規制基準に係る保安規定（第2段階）において、現状確認を踏まえ反映した事項と新規制基準に係る事業変更許可及び設工認を踏まえ反映する事項には、重複する事項があることから、以下のとおり整理した。
- ✓ 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第8号において、「異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2号発回均質室からの退避指示を行う」と規定していた事項を、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4（1）1）①「地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること」又は②「地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること」に統合した。
- ✓ 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第4号において、「均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じる」と規定していた事項を、設工認を要する均質槽防護カバーの設備常設化に伴い当該事項を削除した。

赤字又は青字は、事業変更許可及び設工認（第5回）から保安規定への反映事項を示す。（赤字は運用面、青字は設備面）  
 対応状況欄における○は今回の保安規定変更認可申請において反映する事項、△は既認可保安規定において反映済み事項、×は次回以降の保安規定変更認可申請において反映する事項を示す。

(No.1 核燃料物質の臨界防止)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	頁番号	本文 記載内容	頁番号	添付書類 記載内容	頁番号	基本設計方針 記載内容	対応 状況	説明
1-1	別-3	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （イ）核燃料物質の臨界防止に関する構造 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、 臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせて管理する。	5-11	ロ 臨界安全設計 （ロ）臨界管理の基準 （2）単一ユニットの核的制限値 ① 本施設においては、施設全体で取り扱う濃縮度を5%以下とするために、濃縮度管理をカスケード設備で行う。新型遠心機によるカスケード設備の濃縮域の一部で濃縮度が5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口において濃縮度を5%以下に管理する。	I-1 -1	第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 臨界防止に関する基本方針 ・本施設においては、施設全体で取り扱う濃縮度を5%以下とするために、濃縮度管理をカスケード設備で行う。新型遠心機によるカスケード設備の濃縮域の一部で濃縮度が5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口において濃縮度を5%以下に管理する。	△	濃縮度制限値(5%)以下に管理することについては、第23条（臨界安全管理）第1項、別表6（濃縮度制限値）に規定している。
			5-12	ロ 臨界安全設計 （ロ）臨界管理の基準 （2）単一ユニットの核的制限値 ③ UF <sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの（コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽）は、UF <sub>6</sub> を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止し、原料UF <sub>6</sub> を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物(HF等)を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。 また、この場合には、誤操作等を考慮する。 単一ユニットの核的制限値及び臨界安全値は、次表によるものとする。	I-1 -1	第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 臨界防止に関する基本方針 ・UF <sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの（コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽）は、UF <sub>6</sub> を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止し、原料UF <sub>6</sub> を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物(HF等)を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。また、この場合には、誤操作等を考慮する。 原料脱気に関する事項については、加工施設保安規定に定め管理する。	△	原料UF <sub>6</sub> を供給する場合に脱気の措置を講じることについては、第23条（臨界安全管理）第6項に規定している。
			5-13	ロ 臨界安全設計 （ハ）濃縮度管理 カスケード設備で濃縮する濃縮UF <sub>6</sub> の濃縮度は、 の関数となる。したがって、 を監視することにより濃縮度を管理し、これらに対して二重化した圧力・流量による濃縮度管理のインターロックを設け、濃縮度が制限値を超えないように管理する（表5-1-1）。また、UF <sub>6</sub> の濃縮度は、濃縮度測定装置により測定し、これに対して濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロックを設ける（表5-1-1）。カスケード設備が生産運転中は、これらのインターロックの二つ以上の機能を常に確保する。なお、カスケード設備のうち新型遠心機によるカスケード設備の濃縮域の一部で、濃縮度が5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口における濃縮度が5%を超えないように管理する。	I-1 -3	第1章 共通項目 1. 核燃料物質の臨界防止 1.2 濃縮施設の臨界防止 1.2.1 単一ユニットの臨界安全設計 カスケード設備で濃縮する濃縮UF <sub>6</sub> の濃縮度は、 の関数となる。したがって、 を監視することにより濃縮度を管理し、これらに対して二重化した圧力・流量による濃縮度管理のインターロックを設け、濃縮度が制限値を超えないように管理する。また、UF <sub>6</sub> の濃縮度は、濃縮度測定装置により測定し、これに対して濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロックを設ける。カスケード設備が生産運転中は、これらのインターロックの二つ以上の機能を常に確保する。	△	により濃縮度管理することについては、第23条（臨界安全管理）第1項、第29条（異常時の措置）第4項に規定している。 濃縮度測定装置による濃縮度測定にて濃縮度管理することについては、第23条（臨界安全管理）第4項、第29条（異常時の措置）第4項に規定している。
							○	濃縮度管理インターロックの改造に伴い による濃縮度管理インターロックに係る規定の削除については、第23条（臨界安全管理）第1項、第29条（異常時の措置）第4項に規定する。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書 (第5回)		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							△	生産運転中は濃縮度管理の機能を確保し、濃縮度測定装置点検等により機能確保(濃縮度測定)ができない場合は生産運転を停止することについては、第23条(臨界安全管理)第4項、第29条(異常時の措置)第4項に規定している。
							△	濃縮度制限値(5%)以下に管理することについては、第23条(臨界安全管理)第1項、別表6(濃縮度制限値)に規定している。
		5-15	ロ 臨界安全設計 (二) 各設備の臨界安全性 (2) 2号発回均質室の設備 ① 単一ユニット b. 中間製品容器及び付着ウラン回収容器 中間製品容器及び付着ウラン回収容器の臨界管理は、減速条件を制限することにより行う。製品コールドトラップから製品回収槽の中間製品容器への製品UF <sub>6</sub> 移送時には、製品コールドトラップ及び中間製品容器の温度及び圧力を監視・測定し、不純ガス混入等の異常がないことを確認する。 付着ウラン回収容器については、付着ウラン回収設備における操作時に不純ガス混入等の異常がないことを確認するとともに、2号発回均質室では操作を行わないため、減速条件は変わらない。	-	-		△	製品UF <sub>6</sub> 移送時・付着ウラン回収設備操作時に不純ガス混入等の異常がないことを確認することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。
		5-17	ロ 臨界安全設計 (二) 各設備の臨界安全性 (3) 1号均質室及び2号発回均質室の設備 ① 単一ユニット a. 製品シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器 付着ウラン回収容器の臨界管理は、混合ガスコールドトラップから付着ウラン回収容器へのガス移送時に、混合ガスコールドトラップ及び付着ウラン回収容器の温度及び圧力等を監視・測定し、不純ガス混入等の異常がないことを確認する。	-	-		△	ガス移送時に不純ガス混入等の異常がないことを確認することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。
		5-19	ロ 臨界安全設計 (二) 各設備の臨界安全性 (4) A ウラン貯蔵室及びB ウラン貯蔵室の設備 ① 単一ユニット a. 製品シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器 製品シリンダ及び付着ウラン回収容器の臨界管理は、減速条件を制限することにより行う。均質・ブレンディング設備における製品シリンダへの回収工程及び付着ウラン回収設備における付着ウラン回収容器への回収工程において減速度の核的制限値(H/U-235 1.7)を満足しているこ	-	-		△	製品シリンダ及び付着ウラン回収容器の取付・取外時に核燃料物質の漏えい有無を確認することで減速度管理を行うことについては、第24条(漏えい管理)第1項第3号に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
1-2	別-108	<p>二、加工の方法</p> <p>イ 加工の方法の概要</p> <p>(ニ) 放射性廃棄物の廃棄施設の工程</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>管理廃水処理設備の廃水処理により発生するスラッジは、保管廃棄するまでの間、難燃性の袋に梱包するとともに、金属製の容器に収納した状態で、管理廃水処理室内に保管場所を設定して保管した後、ドラム缶に封入し、B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。なお、管理廃水処理室内の保管場所に保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。</p> <p>ケミカルトラップ (NaF) のNaF 交換により発生する使用済NaF の仕掛品及び分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する分析沈殿物の仕掛品は、難燃性の袋に梱包し、廃棄物前処理室内で固体廃棄物として受入れて分別等を行い、ドラム缶に封入後、B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p>	5-20	<p>ロ 臨界安全設計</p> <p>(ニ) 各設備の臨界安全性</p> <p>(5) その他</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備のうち、B ウラン濃縮廃棄物室には、使用済のNaF 及びスラッジを保管する。安全上より厳しい無限配列モデルにおいて臨界計算 (KENO-IV/S) を行った結果、無限増倍率は0.95 以下であり、中性子相互干渉により臨界に達することはない。</p>	-	-	○	<p>使用済みの NaF 及びスラッジの保管場所 (B ウラン濃縮廃棄物室) の変更については、第44 条 (放射性固体廃棄物) 第8 項第1 号、第45 条 (スラッジ) 第2、8、10、11、12 項、別表16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) に規定する。</p>
							△	<p>スラッジ、使用済NaF 及び分析沈殿物の保管廃棄については、第44 条 (放射性固体廃棄物)、第45 条 (スラッジ) に規定している。</p>
1-3	別-115	<p>二、加工の方法</p> <p>イ 加工の方法の概要</p> <p>(ホ) その他の工程</p> <p>(1) 分析設備</p> <p>スクラバ付きドラフトチェンバ及びカリフォルニア型フードで取り扱うウラン量を管理する。</p> <p>サンプル保管戸棚で取り扱うウラン量を管理する。</p> <p>分析室内で取り扱うウラン量を管理する。</p>	5-20	<p>ロ 臨界安全設計</p> <p>(ニ) 各設備の臨界安全性</p> <p>(5) その他</p> <p>なお、2 号カスケード室、1 号均質室、2 号発回均質室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室及びB ウラン濃縮廃棄物室以外で少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量を把握し、適切に取り扱う。</p> <p>&lt;表&gt;</p>	I-1-5	<p>第1 章 共通項目</p> <p>1. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>1.4 放射性廃棄物の廃棄施設の臨界防止</p> <p>1.4.3 少量ウラン取扱い設備の臨界安全設計</p> <p>少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量を把握し、適切に取り扱う。</p> <p>&lt;表&gt;</p> <p>上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。</p> <p>第1 章 共通項目</p> <p>1. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>1.5 その他の加工施設の臨界防止</p> <p>少量のウランを取り扱う核燃料物質の検査設備 (分析設備) においては、次表に示すとおりウランの取扱量を把握し、適切に取り扱う。</p> <p>&lt;表&gt;</p> <p>上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。</p>	○	<p>分析室のフード等での最大取扱ウラン量の変更については、第21 条 (分析室におけるウランの取扱)、別表4 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量)、別表9 (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) に規定する。</p>
							△	<p>少量ウランの管理については、第20 条 (UF<sub>6</sub> サンプルの管理) 第1 項第2 号、第34 条 (UF<sub>6</sub> サンプル等の保管) 第1 項第2、3 号、第23 条 (臨界安全管理) 第8 号、別表8 (ドラム缶仕様及び使用済NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量)、別表9 (少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量) に規定している。</p>
1-4	別-4	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>本施設には、臨界及びその継続性を検知することができる臨界警報装置 (γ 線検出器) を設置する。</p>	-	-	I-1-2	<p>第1 章 共通項目</p> <p>1. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>1.1 臨界防止に関する基本方針</p> <p>本施設は、臨界質量以上のウラン又はプルトニウムを取り扱う加工施設ではないため、技術基準規則第4 条第3 項で臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために</p>	△	<p>臨界警報装置 (γ 線検出器) の設備としての管理については、別表1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (1) ①に規定している。</p>
							○	<p>臨界警報装置 (γ 線検出器) の</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
						必要な設備の設置が要求される施設に該当しないが、当該項を参考として臨界及びその継続性を検知することができる臨界警報装置（γ線検出器）を設置する。		放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。

(No. 2 遮蔽)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
2-1	別-4	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ロ）放射線の遮蔽に関する構造 周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）で定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするための対策を講じる。	—	—	I-1 -30	第1章 共通項目 7. 遮蔽 7.1 遮蔽設計の基本方針 本施設は、施設の特徴として、取り扱う核燃料物質（未照射ウラン）の放射能が比較的低いことを踏まえ、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）で定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするための対策を講じる。	△	公衆の被ばく線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くすることについては、第42条（放射性廃棄物管理に係る基本方針）、第53条（放射線管理に係る基本方針）に規定している。
	別-4	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ロ）放射線の遮蔽に関する構造 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。	6-10	へ 放射線遮蔽 核燃料物質の取扱い形態を踏まえ、管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分するとともに、線量当量率並びに表面密度及び空気中の放射性物質濃度に応じて区域管理する。	I-1 -30	第1章 共通項目 7. 遮蔽 7.1 遮蔽設計の基本方針 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。管理区域における線量管理及び作業管理については、加工施設保安規定に定めて管理する。	△	管理区域における線量管理及び作業管理については、第54条（管理区域）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2（2/3）（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2（3/3）（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）、第55条（管理区域の区域区分）、第62条（作業に伴う放射線管理）に規定している。
			5-100	へ その他の安全設計 （ワ）放射性物質の移動に対する考慮 （2）放射線遮蔽 UF <sub>6</sub> シリンダ類、付着ウラン回収容器及びケミカルトラップ			○	モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。
							△	UF <sub>6</sub> シリンダ類等の移動等の被ばく線量の低減については、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項を踏まえ、作業計画に規

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								定している。
2-2	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 具体的には、本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプリング、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。	—	—	I-1 -48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 a. 放射線監視・測定設備 本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプリング、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。	△	排気用HFモニタ、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプリング、可搬式HF検知警報装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッフア、積算線量計の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)①②④に規定している（積算線量計は別表14.(1)④（上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備）として規定）。 換気用モニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定している。
							○	排気用モニタ、換気用モニタの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。 排気用HFモニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定する。
							○	新設するHFセンサの設備・保安上特に管理を必要とする設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)①、第22



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書 (第5回)		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								条(保安上特に管理を必要とする設備)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)放射線監視・測定設備、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。
2-3	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 また、均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF <sub>6</sub> の漏えいを監視する。	—	—	I-1 -48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 a. 放射線監視・測定設備 また、均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF <sub>6</sub> の漏えいを監視する。	△	工程用モニタによりUF <sub>6</sub> の漏えいを監視することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合、工程用モニタによるUF <sub>6</sub> の漏えいを監視することについては、第24条(漏えい管理)第1項第2号に規定している。
2-4	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。	—	—	I-1 -48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 a. 放射線監視・測定設備 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する設計とする。	△	排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値を監視することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値を記録することについては、第90条(記録)、別表35(保安に関する記録)に規定している。
2-5	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 また、管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する設計とする。	6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	I-1 -48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 a. 放射線監視・測定設備 また、管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	管理区域内の線量当量率等を適切な場所に表示することについては、第65条(線量当量等の測定)第3項に規定している。
2-6	別-121	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ロ) 管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 本施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、	6-2	ハ 施設放射線管理 (イ) 管理区域の設定 本施設においては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、管理区域とする。	—	—	△	管理区域の設定については、第54条(管理区域)第1項、第55条(管理区域の区域区分)第1項、別図2(1/3)(ウラン濃縮建屋1階管理区域図)、別図2(2/3)(ウラン濃縮建屋2階管理区域図)、別図2(3/3)(ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。 実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、ウラン濃縮建屋、ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋に管理区域を設定する。						縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図)に規定している。
							○	モニタエリアの変更(管理区域の一部変更)については、第54条(管理区域)第1項、別図2(1/3)(ウラン濃縮建屋1階管理区域図)に規定する。
2-7	別-121	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 本施設の管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する。	6-2	ハ 施設放射線管理 （イ）管理区域の設定 本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理する。	—	—	△	管理区域の設定については、第54条(管理区域)第1項、第55条(管理区域の区域区分)第1項、別図2(1/3)(ウラン濃縮建屋1階管理区域図)、別図2(2/3)(ウラン濃縮建屋2階管理区域図)、別図2(3/3)(ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図)に規定している。
							○	モニタエリアの変更(管理区域の一部変更)については、第54条(管理区域)第1項、別図2(1/3)(ウラン濃縮建屋1階管理区域図)に規定する。
2-8	別-121	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	6-2	ハ 施設放射線管理 （イ）管理区域の設定 管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	—	—	△	一時的な管理区域の設定については、第54条(管理区域)第2、3項、第55条(管理区域の区域区分)第3～6項に規定している。
2-9	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。 a. 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	6-2	ハ 施設放射線管理 （ロ）管理区域の管理 （1）管理区域への立入制限等 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	—	—	△	管理区域の措置(壁等による区画、標識による区別、立入制限、かぎ管理等)については、第54条(管理区域)第6項、第56条(管理区域内の特別措置)第1項、第58条(管理区域への出入管理)第5項に規定している。
2-10	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 第1種管理区域においては、床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面	6-2	ハ 施設放射線管理 （ロ）管理区域の管理 （1）管理区域への立入制限等 第1種管理区域においては、床、壁その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面	—	—	△	管理区域の措置(表面密度限度管理)については、第56条(管理区域内の特別措置)第1項に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。		密度限度を超えないようにする。				
2-11	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。	6-2	ハ 施設放射線管理 （ロ）管理区域の管理 （1）管理区域への立入制限等 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。	—	—	△	管理区域の措置（飲食・喫煙の禁止）については、第57条（飲食及び喫煙の禁止）に規定している。
2-12	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服等 身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がb. の表面密度限度の1/10を超えないようにする	6-3	ハ 施設放射線管理 （ロ）管理区域の管理 （1）管理区域への立入制限等 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服、履物等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の1/10を超えないようにする。	—	—	△	管理区域の措置（出入管理、物品搬出入管理）については、第58条（管理区域への出入管理）、別表22（身体及び身体に着用している物の表面密度）、第67条（物品の移動）、別表29（物品等の移動に係る基準）に規定している。
2-13	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 また、管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分し、区域管理及び作業管理を行う。 なお、第2種管理区域は、外部放射線に係る線量のみを管理を行う。	6-3	ハ 施設放射線管理 （ハ）線量当量率等の測定 （1）外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定 管理区域においては、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。	I-1-50	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （6）管理区域における線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の計測 管理区域においては、外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行うため、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。	△	線量当量率等の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。 サーベイメータ、積算線量計の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 積算線量計の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④に規定している（積算線量計は別表1 4.(1)④(上記①、②、③)以外の放射線監視・測定設備）として規定。
			6-3	ハ 施設放射線管理 （ハ）線量当量率等の測定 （2）空気中の放射性物質濃度の測定 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の				



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			都度、エアスニッファ及びダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。					定)に規定している。 エアスニッファ、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 エアスニッファ、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)②、4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。
		6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 (2) 空気中の放射性物質濃度の測定 (3) 表面の放射性物質の密度の測定 測定前に前処理が必要な場合は分析室のスクラバ付ドラフトチェンバを使用する。	-	-		△	測定前処理のためにドラフトチェンバを使用することについては、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画に規定している。
		6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 (3) 表面の放射性物質の密度の測定 第1種管理区域においては、従事者及び一時立入者が頻りに立ち入る箇所について、定期的及び必要の都度スミア法又は直接法により、床、壁及びその他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を放射能測定装置又はサーベイメータにより測定を行う。	I-1-50	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (6) 管理区域における線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の計測 第1種管理区域の床、壁及びその他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を、スミア法又は直接法により測定するための放射能測定装置又はサーベイメータを設ける。		△	表面の放射性物質の密度の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。 放射能測定装置、サーベイメータの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映			
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明		
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容				
2-14	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 従事者及び一時立入者を放射線被ばくから防護するため、遮蔽及び閉じ込めの管理を行うとともに、線量の管理が、容易かつ確実にできるようにするため、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、エアスニッフア及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル及び放射能レベルの状況を把握する。	6-3	ハ 施設放射線管理 （ハ）線量当量率等の測定 従事者及び一時立入者の線量の管理が、確実にできるようにするため、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの状況を把握する。	I-1-50	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （6）管理区域における線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の計測 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。	△	管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。 エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 エアスニッフア、積算線量計、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)②、4.(1)④、4.(2)(3)に規定している（積算線量計は4.(1)④（上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備として規定））。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。		
			6-4	ハ 施設放射線管理 （ニ）作業管理 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限、局所排気装置の使用等必要な条件を定め、従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。 また、必要に応じて事前に作業訓練を行う。	—	—			△	作業時の放射線管理については、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画において作業に応じた具体的な放射線防護措置を規定している。
			6-4	ハ 施設放射線管理 （ニ）作業管理 作業中に適宜、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を測定し、必要な場合には、遮蔽物の使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。	—	—			△	作業時の放射線管理については、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画において作業に応じた具体的な放射線防護措置を規定している。
2-15	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	I-1-52	第2章 個別項目 5. その他の加工施設 5.6 不法侵入等防止設備 不法侵入等防止設備は、本施設への人の不法な侵入等を未然に防止するためのフェンス及び出入管理装置で構成する。	△	周辺監視区域の管理については、第60条（周辺監視区域）、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）に規定している。		



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
2-16	別-123	<p>者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つ。</p>	6-5	<p>ニ 周辺環境における放射線監視</p> <p>（イ）周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>（1）周辺監視区域の設定</p> <p>管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。</p>	—	—	△	<p>周辺監視区域の設定については、第60条（周辺監視区域）、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）に規定している。</p>
			6-5	<p>ニ 周辺環境における放射線監視</p> <p>（イ）周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>（2）周辺監視区域の管理</p> <p>周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つことはもとより、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するものとし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（50<math>\mu</math>Sv/y）を十分下回る線量とする。</p>	I-1-49	<p>第2章 個別項目</p> <p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>（4）排気中の放射性物質濃度の計測</p> <p>排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を十分下回ることを確認する。</p>	△	<p>公衆の線量を合理的に達成できる限り低減することについては、第42条（放射性廃棄物管理に係る基本方針）に規定している。</p> <p>排気用モニタの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）</p> <p>4.（1）①、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定している。</p>
			6-5	<p>ニ 周辺環境における放射線監視</p> <p>（イ）周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>（2）周辺監視区域の管理</p> <p>これらを満足していることを確認するために、周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空气中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。</p>	I-1-49	<p>第2章 個別項目</p> <p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>（2）屋外管理用の主要な設備</p> <p>a. 放射線監視・測定設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空气中の放射性物質の濃度の測定のために積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを設ける。</p>	△	<p>周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質濃度等の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。</p> <p>積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>積算線量計、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書 (第5回)		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								長) 4. (1)④、4. (2) (3)に規定している (積算線量計は4. (1)④ (上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備として規定))。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。
		6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 (イ) 周辺監視区域の設定及び管理 (2) 周辺監視区域の管理 平常時及び事故時に放射性物質の濃度及び空間線量率を監視する。そのため、周辺監視区域境界付近には、本施設周辺の人の居住状況等を考慮し、東方向に平常時及び事故時に放射性物質の濃度の監視ができる検出器を備えたダストサンプラを設置し、北西、北、南東方向に、平常時及び事故時に線量の監視ができる検出器を備えたモニタリングポストを設置する。モニタリングポスト・ダストサンプラ配置図を図6-1に示す。				○	モニタリングポストの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (1)③、第22条 (保安上特に管理を必要とする設備)、別表5 (保安上特に管理を必要とする設備) 放射線監視・測定設備に規定する。
		6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 (イ) 周辺監視区域の設定及び管理 (2) 周辺監視区域の管理 また、周辺監視区域内において、風向、風速、温度、雨量、日射量、放射収支量を観測し、記録するものとする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 d. その他設備 敷地内に気象を観測する気象観測機器を設ける。		△	風向、風速等の観測については、第65条 (線量当量等の測定) 第1、2項、別表27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定) に規定している。 気象観測機器の設備・放射線測定器類としての管理については、別表1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (5)、別図3 (保全区域及び周辺監視区域図)、第66条 (放射線測定器類の管理)、別表28 (放射線測定器類) に規定している。
		6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 (ロ) 周辺監視区域外における放射線監視 土壌及び湖沼水を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 c. 試料分析関係設備 本施設外の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える。		△	土壌及び湖沼水等の測定については、第65条 (線量当量等の測定) 第1、2項、別表27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定) に規定している。 ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、別図3 (保全区域及び周辺監視区域図)、第66条 (放射線測定器類の管理)、別表28 (放射線測定器類) に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								定している。 放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。

(No.3 閉じ込め)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
3-1	別-5	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ウランを内包する設備及び機器は、UF <sub>6</sub> 等の取り扱う物質に対して耐腐食性を有する材料を使用し、取扱い圧力に応じた耐圧気密性を確保して放射性物質の漏えいを防止する設計とする。	5-75	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (イ) 貯蔵設備及び搬送設備 (1) 原料シリンダ、製品シリンダ及び付着ウラン回収容器は、ANSI (American National Standards Institute)規格又は ISO (International Organization for Standardization) 規格を満たす設計とし、ゲージ圧2.1MPaの耐圧試験により強度を確認したものを使用する。また、中間製品容器は、高圧ガス保安法を満たす設計とし、ゲージ圧2.1MPaの耐圧試験により強度を確認したものを使用する。	-	-	○	シリンダ名称の変更については、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）、第23条（臨界安全管理）、別表7（濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器）、第24条（漏えい管理）、別表11（最大充填量）、第27条（熱的制限）、別表12（加熱時温度管理値）、別表13（吊上げ高さ制限値）、第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し）、第32条（核燃料物質の取扱い）、別表14（最大貯蔵数量）に規定する。
			5-75	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (イ) 貯蔵設備及び搬送設備 (2) UF <sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器の移動は、これらのシリンダ等の重量に対して十分な強度を有するクレーン又は運搬台車により行う。	-	-	△	UF <sub>6</sub> シリンダ類等の移動時に搬送設備（クレーン又は運搬台車）を用いることについては、第32条（核燃料物質の取扱い）第1項、第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号に規定している。
3-2	別-5	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ・UF <sub>6</sub> の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF <sub>6</sub> が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。	5-79	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (ニ) 均質・ブレンディング設備 ① UF <sub>6</sub> の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF <sub>6</sub> が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 UF <sub>6</sub> の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450 tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF <sub>6</sub> が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△	液化を行う均質槽の基数制限については、第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第3号に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
3-3	別-5	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ハ）核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ・均質槽及び配管カバーの外側には、更にこれらを囲うカバー（以下「防護カバー」という。）を設置するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う配管等は、防護カバー、配管カバー、保温材等により覆われていない部分から UF <sub>6</sub> が直に漏えいしないよう、間仕切り板、カバー又はシート（以下「カバー等」という。）を施工し、UF <sub>6</sub> の漏えい時に、従事者が UF <sub>6</sub> 及び HF に直接暴露されることを防止する設計とする。	5-74	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 ・液体又は気体のUF <sub>6</sub> が漏えいした場合、UF <sub>6</sub> と大気中の水分が反応し、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> とHFが生成する。これにより従事者がUF <sub>6</sub> 又はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> に被ばく又は化学的毒性を有するHFに暴露することを防止するため、均質槽、配管部等に防護カバーを設置する。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 均質槽及び配管カバーの外側には、更にこれらを囲うカバー（以下「防護カバー」という。）を設置するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う配管等は、防護カバー、配管カバー、保温材等により覆われていない部分から UF <sub>6</sub> が直に漏えいしないよう、間仕切り板、カバー又はシート（以下「カバー等」という。）を施工し、UF <sub>6</sub> の漏えい時に、従事者が UF <sub>6</sub> 及び HF に直接暴露されることを防止する設計とする。	○	均質槽の防護カバーの設置に伴い、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じることを削除することについては、第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第4号に規定する。
3-4	別-5	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ハ）核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ・工事等において作業場所に近接するUF <sub>6</sub> を内包する機器、配管の損傷を防止する措置を講じて UF <sub>6</sub> の漏えいによる従事者の直接暴露を防止する。また、現場作業時に早期にUF <sub>6</sub> の漏えいを検知して従事者が速やかに退避できる措置を講じる。	5-81	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （ヘ）上記各設備共通の対策 ② 保守、更新及び増設工事等のために、運転機器のある管理区域内で工事を行う場合は、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF <sub>6</sub> を内包する機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、UF <sub>6</sub> を内包する設備及び機器の近傍で作業を行う際は、間仕切り板等を設置し、HFに暴露することを防止する。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 工事等において作業場所に近接するUF <sub>6</sub> を内包する機器、配管の損傷を防止する措置を講じてUF <sub>6</sub> の漏えいによる従事者の直接暴露を防止する。また、現場作業時に早期にUF <sub>6</sub> の漏えいを検知して従事者が速やかに退避できる措置（可搬式のHF検知警報装置を携帯）を講じる。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△	UF <sub>6</sub> を内包する機器、配管の損傷防止措置については、第24条（漏えい管理）第5項第1号に規定している。
			5-82	（添付書類五） ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （ヘ）上記各設備共通の対策 ③ 現場作業時に早期にUF <sub>6</sub> 漏えいを検知し、従事者が速やかに退避できるように、UF <sub>6</sub> より検知し易い、可搬式のHF検知警報装置を携帯して作業を行う。			△	可搬式のHF検知器の携行については、第24条（漏えい管理）第5項第2号に規定している。
			5-75	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （イ）貯蔵設備及び搬送設備 （3）UF <sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器は、落下試験により閉じ込め性を維持できることを確認した高さ（シリンダ1段積みで1.2m及びシリンダ2段積みで1.85m）以上に吊り上げることを防止する吊り上げ高さ制限インターロック及び電源喪失時に吊り上げ状態を維持する保持機能を設ける	I-1-43	第2章 個別項目 2. 核燃料物質の貯蔵施設 2.2 搬送設備 天井走行クレーンにはUF <sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器を、落下試験により閉じ込め性を維持できることを確認した高さ（シリンダ1段積みで1.2m及びシリンダ2段積みで1.85m）以上に吊り上げることを防止する吊り上げ高さ制限インターロック及び電源喪失時に吊り上げ状態を維持する保持機能を設ける設計とする。	△	吊り上げ高さ制限（1.2m及び1.85m）以下に管理することについては、第28条（吊り上げ高さ制限）、別表13（吊り上げ高さ制限値）に規定している。
3-5	別-6	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ハ）核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ・UF <sub>6</sub> の加熱については、加熱するUF <sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器に熱的制限値を定めるとともに、熱的制限値を超えない範囲で温度管理値を定めて加熱する設計とし、加熱温度の上昇を防止するためのインターロックを設置する設計とする。また、漏えいの発生を防止するためのインターロックの設置、機器の脱着時に行うリークテスト等により漏えいの発生を防止する設計とする。	5-78	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （ニ）均質・ブレンディング設備 ① UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う中間製品容器、サンプルシリンダ及び計量シリンダを収納する均質槽は、高圧ガス保安法を満たす設計とし、ゲージ圧0.45MPaの耐圧試験により強度を確認したものを使用する。また、均質槽は密封状態で使用し、中間製品容器等からのUF <sub>6</sub> の漏えいが発生した場合でも、UF <sub>6</sub> を均質槽内に閉じ込めることのできる設計とする。均質槽の扉開放時は、工程用モニタにより槽内にUF <sub>6</sub> の漏えいがないことを確認する。なお、均質槽は、液化操作時の管理温度94℃におけるUF <sub>6</sub> の飽和蒸気圧（約0.26MPa[gage]）に対して余裕のある強度設計を行い、耐	I-1-20	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.1 閉じ込めの機能 均質槽の扉開放時は、工程用モニタにより槽内にUF <sub>6</sub> の漏えいがないことを確認することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合、工程用モニタによるUF <sub>6</sub> の漏えいを監視することについては、第24条（漏えい管理）第1項第2号に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
3-6	別-6	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ハ）核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 ・地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止する設計とする。	5-80	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （二）均質・ブレンディング設備 ③ 2号発回均質室の均質槽周りの漏えい状況及び従事者の退避状況を確認するための監視カメラを配備する。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 2号発回均質室の均質槽周りの漏えい状況及び従事者の退避状況を確認するための監視カメラを配備する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	○	監視カメラの管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
			5-80	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （二）均質・ブレンディング設備 ④ 万一、均質槽からUF <sub>6</sub> が漏えいした場合に備え、化学防護服、除染用具、薬品、車輪付き担架等の必要な資機材を配備する。	I-1-22	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 万一、均質槽からUF <sub>6</sub> が漏えいした場合に備え、化学防護服、除染用具、薬品、車輪付き担架等の必要な資機材を配備する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△	化学防護服、除染用具、薬品、車輪付き担架等の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している（薬品はHF対応薬品、車輪付き担架は担架として規定）。
			5-76	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 （ロ）UF <sub>6</sub> 処理設備 また、竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF <sub>6</sub> を発生槽内の原料シリンダ、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ及び一般パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これ	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.1 閉じ込めの機能 地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	竜巻や森林火災の発生等により加工施設へ影響を及ぼすおそれがある場合の停止措置、措置を実施するための管理体制等については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
			5-80	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (ニ) 均質・ブレンディング設備 ② UF <sub>6</sub> の漏えいが発生した際の従事者の避難について、UF <sub>6</sub> 又はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> に被ばく又はHFに暴露しにくい場所に退避経路及び一時退避エリアをあらかじめ設定する。これにより、従事者を安全に避難させる。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 UF <sub>6</sub> の漏えいが発生した際の従事者の避難について、UF <sub>6</sub> 又はUO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> に被ばく又はHFに暴露しにくい場所に退避経路及び一時退避エリアをあらかじめ設定する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△	退避経路及び一時退避エリアの設定については、第78条(安全避難通路等)第1項に規定している。
			5-82	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (ヘ) 上記各設備共通の対策 (4) 放射性固体廃棄物は、鋼製ドラム缶等の容器に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.1 閉じ込めの機能 放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器への封入については加工施設保安規定に定めて管理する。	△	放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器へ封入することについては、第44条(放射性固体廃棄物)第1、2、7項に規定している。
3-7	別-6	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 (2) ウランを内包する設備及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知できる設計とし、漏えいの拡大を防止するためのインターロックの設置、運転員による漏えい対処等により可能な限り放射性物質を建屋内に閉じ込める設計とする。	—	—	I-1-21	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.2 漏えい検知及び漏えい拡大防止並びに影響軽減 ウランを内包する設備及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知できる設計とし、漏えいの拡大を防止するためのインターロックの設置、運転員による漏えい対処等により可能な限り放射性物質を建屋内に閉じ込める設計とする。	△	可能な限り放射性物質を建屋内に閉じ込めることについては、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第2項、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.4①⑥に規定している。
3-8	別-6	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 (4) 管理区域は、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)とそうでない区域(以下「第1種管理区域」という。)とに区分して管理する。第1種管理区域は、原則として負圧を維持し、第1種管理区域内の各設備からの排気及び建屋の換気は、高性能エアフィルタによりウランを除去して排気口より排出する設計とする。	5-82	ホ 閉じ込めの機能に関する安全設計 (リ) 第1種管理区域の負圧設計 第1種管理区域の気圧は、排気設備により、管理区域のうち、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、第1種管理区域の空気が排気設備を通過せずに外部へ漏えいすることを防ぐ設計とし、第1種管理区域が正圧とならない範囲で、警報を発する設計とする。	I-1-22	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 4.1.3 第1種管理区域の負圧設計 第1種管理区域の気圧は、排気設備により、管理区域のうち、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、第1種管理区域の空気が排気設備を通過せずに外部へ漏えいすることを防ぐ設計とし、第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、起動時には排風機が送風機より先に起動し、停止時には送風機が排風機より先に停止する第1種管理区域の排気機能維持を設ける。また、排風機の故障時には、予備の排風機を起動し、排気設備の運転を継続する。	△	第1種管理区域を負圧に維持することについては、第24条(漏えい管理)第4項に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
3-9	—	—	5-71	ニ 熱的安全設計 本施設において原料シリンダ、製品シリンダ、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器を加熱する場合は、圧力0.26MPa [gage] 以下及び温度 94℃以下で取り扱うことにより、設計圧力及び設計温度を超えないようにする。 このため、UF <sub>6</sub> を液化するために中間製品容器を加熱する場合は、管理圧力0.26MPa [gage] 及び管理温度94℃を超えない範囲で加熱する設計とし、UF <sub>6</sub> の液化時以外で原料シリンダ、製品シリンダ、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器を加熱する場合は、大気圧を超えない範囲の圧力及び管理温度により加熱する設計とする。	—	—	△	原料シリンダ等を加熱する場合に、熱的制限値 (94℃) 以上とならないよう管理することについては、第 27 条 (熱的制限)、別表 12 (加熱時温度管理値) に規定している。 なお、熱的制限値 (94℃) 以下で管理することで圧力 0.26MPa [gage] を超えることはないことから、保安規定においては熱的制限値を規定している。

(No. 4 火災)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
4-1	別-6	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造 本施設のウラン濃縮工程においては、可燃性ガス、有機溶媒等の可燃性の物質及び爆発性の物質を使用しない。なお、分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限することから本施設の安全性に影響を与えるような爆発が発生することは考えられない。これらのことから、本施設では、潤滑油、電気・計装系の火災を想定し、対策を講じる。	—	—	I-1-24	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災の発生防止 (1) 本施設内で発生する火災に対しては、消防法及び建築基準法に準拠する設計とし、以下の対策を講じる。 なお、運用に関するものは加工施設保安規定に定めて管理する。	△	火災発生防止の措置については、第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) 第 1、2 項、添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) に規定している。
			5-84	ヘ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (1) 火災の発生防止 分析室等で使用するアセトン等は、取扱量を制限する。	I-1-24	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災の発生防止 分析室等で使用するアセトン等は、取扱量を制限する。	△	アセトン等の取扱量制限については、第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) 第 1、2 項、添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 1.4(1)2) に規定している。
			5-84	ヘ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (1) 火災の発生防止 潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器に封入する設計とし、使用済みの潤滑油は、金属製の容器に封入して保管する。第 1 種管理区域内で発生した潤滑油及び保管廃棄した機械油は、吸着剤を添加し、固化することにより、固体廃棄物として保管廃棄する。	I-1-24	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災の発生防止 潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器に封入する設計とし、使用済みの潤滑油は、金属製の容器に封入して保管する。第 1 種管理区域内で発生した潤滑油及び保管廃棄した機械油は、吸着剤を添加し、固化することにより、固体廃棄物として保管廃棄する。	△	使用済みの潤滑油及び保管廃棄した機械油を固化し金属製容器に封入し保管廃棄することについては、第 44 条 (放射性固体廃棄物) 第 1、2、7 項、第 49 条 (機械油) に規定している。
			5-84	ヘ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (1) 火災の発生防止 管理区域内は火気の使用を制限する手順を定める。	I-1-24	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.1 火災の発生防止 管理区域内は火気の使用を制限する手順を定める。	△	管理区域内における火気使用制限については、第 21 条の 2 (火災発生時の体制の整備) 第 1、2 項、添付 1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 1.4(1)3) に規定して

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			5-84	<p>へ その他の安全設計  (イ) 火災・爆発等に対する考慮  (1) 火災の発生防止  <b>火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。</b></p>	I-1-24	<p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.1 火災の発生防止  <b>火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。</b></p>	△	<p>いる。  巡視点検による火災の早期発見については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)4)に規定している。</p>
4-2	別-7	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備  ロ 加工施設の一般構造  (二) 火災及び爆発の防止に関する構造  (3) 火災の感知及び消火  本施設は、火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な火災感知設備及び消火設備を設ける設計とする。  火災感知設備の設置に当たり、コールドトラップ及び均質槽の周辺には、近接して可燃性の機械油を内包する機器があることから、火災を早期に感知するため、感知方法の異なる種類の火災感知設備及び温度センサを組み合わせる多様化を図る設計とする。  また、コールドトラップ及び均質槽の周辺には、遠隔消火設備を設置する。</p>	—	—	I-1-25	<p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.2 火災の感知及び消火  火災の発生を早期に感知し、消火するために以下の対策を講じる設計とする。<b>なお、運用に関するものは加工施設保安規定に定めて管理する。</b></p>	△	<p>火災の感知及び消火については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）に規定している。</p>
			5-85	<p>へ その他の安全設計  (イ) 火災・爆発等に対する考慮  (2) 火災の感知及び消火  本施設内には、火災の消火に必要な容量を有する消火器等の消火設備を設置する設計とし、<b>警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに現場にて、初期消火を行う。</b></p>	I-1-25	<p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.2 火災の感知及び消火  本施設内には、火災の消火に必要な容量を有する消火器等の消火設備を設置する設計とし、<b>警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに現場にて、初期消火を行う。</b></p>	△	<p>火災発生時の通報・連絡及び初期消火については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1、3号、第2項、別表4の2（初期消火活動に係る設備等）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)5)に規定している。</p>
			5-85	<p>へ その他の安全設計  (イ) 火災・爆発等に対する考慮  (2) 火災の感知及び消火  <b>なお、二酸化炭素消火剤を使用するに当たっては、従事者への影響を考慮し、ハロン消火剤より先に二酸化炭素消火剤を噴射することがない設計とする。二酸化炭素消火剤を使用する際は、遠隔消火設備を設置した室からの人の退避が完了した後に使用する。</b></p>	—	—	○	<p>遠隔消火設備による消火方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。  <b>なお、二酸化炭素消火剤を使用する際の注意事項については、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定する。</b></p>
			5-85	<p>へ その他の安全設計  (イ) 火災・爆発等に対する考慮  (2) 火災の感知及び消火  <b>火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF<sub>6</sub>漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。</b></p>	I-1-25	<p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.2 火災の感知及び消火  <b>火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF<sub>6</sub>漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。</b></p>	△	<p>コールドトラップの運転基数制限については、第14条（加工施設の使用）第2項に規定している。</p>
			5-85	<p>へ その他の安全設計  (イ) 火災・爆発等に対する考慮  (2) 火災の感知及び消火  <b>火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。</b></p>	I-1-25	<p>第1章 共通項目  5. 火災等による損傷の防止  5.2 火災の感知及び消火  <b>火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。</b></p>	△	<p>防護服及び空気呼吸器の管理については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第3号、別表4の2（初期消火活動に係る設備等）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.3に規定している。</p>



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
4-3	別-8	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(4) 火災の影響軽減</p> <p>万一、本施設内で火災が発生した場合、その拡大の防止とともに影響を軽減し、UF<sub>6</sub>の閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>本施設内の消防法に基づき設定する防火区画のうち、UF<sub>6</sub>を内包する設備及び機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。火災区域は、耐火能力を有する耐火壁（耐火シール、防火扉、防火シャッターを含む。）によって他の区域と分離する。</p>	—	—	I-1-25	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.3 火災の影響軽減</p> <p>万一、本施設内で火災が発生した場合、その拡大の防止とともに影響を軽減し、UF<sub>6</sub>の閉じ込め機能を損なわないよう以下の対策を講じる。なお、運用に関するものは加工施設保安規定に定めて管理する。</p>	△	火災の影響軽減については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）に規定している。
			5-86	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>火災によってUF<sub>6</sub>を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合には、生産運転停止操作として、均質槽の液化運転等の設備の加熱を停止するとともに、カスケード設備はUF<sub>6</sub>を排気回収する。また、状況に応じて送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.3 火災の影響軽減</p> <p>火災によってUF<sub>6</sub>を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合には、生産運転停止操作として、均質槽の液化運転等の設備の加熱を停止するとともに、カスケード設備はUF<sub>6</sub>を排気回収する。また、状況に応じて送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。</p>	△	火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)に規定している。
			5-86	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>火災発生時に現場へ急行するために必要な経路（アクセスルート）上には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しない設計とする。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.3 火災の影響軽減</p> <p>火災発生時に現場へ急行するために必要な経路（アクセスルート）上には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しない。</p>	△	アクセスルートの確保については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)8)に規定している。
			5-86	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>上記に加え、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、措置を講じる。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.3 火災の影響軽減</p> <p>上記に加え、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、措置を講じる。</p>	△	火災防護、消火活動に係る体制の整備等については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）に規定している。
			5-86	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(4) 内部火災影響評価</p> <p>② 火災区域の設定</p> <p>消防法に基づき設定する本施設内の防火区画のうち、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.4 内部火災影響評価</p> <p>(2) 火災区域の設定</p> <p>消防法に基づき設定する本施設内の防火区画のうち、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。</p>	△	火災区域の設定については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4に規定している。
4-4	別-8	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(5) 体制</p> <p>火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行う。</p>	5-87	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(イ) 火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(5) 体制</p> <p>火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行う。</p> <p>なお、自衛消防隊については、本部、実施組織及び支援組織を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.5 体制</p> <p>火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行うことを加工施設保安規定に定めて管理する。</p>	△	自衛消防隊の体制の整備（指揮命令系統、役割分担、責任者等の明確化含む）については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)5)、1.4(1)11)、1.4(1)12)に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							○	初期消火活動に必要な要員の常駐については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)12)に規定する。
4-5	別-8	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>（二）火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(6) 手順等</p> <p>本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。</p>	5-87	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（イ）火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(6) 手順等</p> <p>本施設を対象とした消火活動等を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第1306195号 平成25年6月19日 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知、消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。</p> <p>また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。</p>	I-1-26	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.6 手順等</p> <p>本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。当該事項について加工施設保安規定に定めて管理する。</p>	△	火災防護計画の策定、計画を実施するために必要な手順の整備、防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.2、1.3、1.4(1)、1.5に規定している。
			5-87	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（イ）火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(6) 手順等</p> <p>① 発生防止</p> <p>火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法を定める。</p> <p>また、可燃物の管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物による火災の発生防止のため、可燃物の数量及び保管方法を定める。</p>	-	-	△	火災防護計画に防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法を定めること、可燃物の数量及び保管方法を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)1)、1.4(1)2)に規定している。
			5-88	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（イ）火災・爆発等に対する考慮</p> <p>(6) 手順等</p> <p>② 感知・消火</p> <p>火災の早期感知を行うため、火災感知設備の多様化等の対応方針を定める。</p> <p>また、火災発見時の消火活動における初動対応を定める。</p> <p>さらに、管理区域内で火災が発生し、消火活動のために管理区域内へ立ち入る場合の装備、出入管理方法について定める他、管理区域から避難する場合の対応、負傷者の搬出について定める。</p> <p>本施設内の火災に対して、二酸化炭素消火剤等の薬剤を用いた消火等の方法について定める。</p>	-	-	△	火災防護計画に火災の早期感知を行うための対応方針を定めること、火災発見時の初動対応を定めること、消火活動により管理区域内へ立ち入る場案の装備、出入管理方法、管理区域からの避難、負傷者の搬出、二酸化炭素消火剤等の薬剤を用いた消火等の方法を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)1)、1.4(1)4)、1.4(1)5)、1.4(1)6)、1.4(1)7)に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							○	火災防護計画に二酸化炭素消火剤等の薬剤を用いた消火等（遠隔消火設備）の方法を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。
		5-88	へ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (6) 手順等 ③ 影響軽減 火災が発生し、本施設へ影響を与えると判断した場合において実施する均質・プレディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止、カスケード設備のUF <sub>6</sub> の排気回収、状況に応じて実施する送排風機停止・ダンパ閉止の措置に係る事項を定める。 また、火災影響評価の概要を記載するとともに、再評価を行う必要がある場合の条件を定める。	-	-		△	火災防護計画に火災が発生し、加工施設へ影響を与えると判断した場合の生産運転等の停止措置、火災影響評価の概要及び再評価を行う場合の条件を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(1)10)に規定している。
		5-88	へ その他の安全設計 (イ) 火災・爆発等に対する考慮 (6) 手順等 ④ 自衛消防隊 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項を定める。 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項を定める。	-	-		△	火災防護計画に防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項、消火活動等を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)11)、1.4(1)12)に規定している。

(No.5 外部衝撃)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映		
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明	
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容			
5-1	別-11	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 本施設内の竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽は建屋（2号発回均質棟）による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。 また、設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納	5-45	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ② 防護対象施設 a. 竜巻防護施設 (a) 建屋により防護する施設	I-1-13	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.1 防護対象施設 本施設内の竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる		△	建屋により防護する施設については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)①に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		される竜巻防護施設は、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。		竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽は建屋（2号発回均質棟）による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。		影響度の大きい均質槽は建屋（2号発回均質棟）による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。		
			5-46	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ② 防護対象施設 a. 竜巻防護施設 (b) 設備又は運用により防護する施設 設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋（中央操作棟、2号カスケード棟、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫、1号発回均質棟、1号カスケード棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、Bウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋）に収納される竜巻防護施設は、UF <sub>6</sub> を固体状態あるいは大気圧以下の状態で取り扱う施設又は固体廃棄物を取り扱う施設であり、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。	I-1-13	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.1 防護対象施設 また、設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋に収納される竜巻防護施設は、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。	△	設備又は運用による竜巻防護対策を実施することについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)①、2.4(1)2)②、2.4(1)2)③に規定している。
5-2	別-12	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 なお、飛来物となり得る資機材のうち、竜巻防護対策によって防護できない可能性のあるものは、固縛、退避、撤去の必要な措置をすることで設計飛来物としない。また、敷地内の車両については、退避又は固縛の措置を講じることにより、設計飛来物としない。	5-47	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ③ 設計荷重の設定 b. 設計飛来物の設定 抽出した飛来物に竜巻影響評価ガイドに例示される飛来物に加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護が出来ない可能性があるものは、固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにする。	—	—	△	固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにすることについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。
5-3	別-13	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 「設備又は運用により防護する施設」については、建屋への設計飛来物の衝突により安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻の襲来が予想される際にUF <sub>6</sub> を排気回収する等の設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより安全機能を損なわない設計とする。	5-51	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ④ 竜巻防護設計 b. 設備又は運用により防護する施設 2号カスケード棟のカスケード設備内のUF <sub>6</sub> は、竜巻の襲来が予想される場合には、2号発回均質棟のケミカルトラップに排気回収する。	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.6 手順等 竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF <sub>6</sub> を排気回収する手順を定める。	△	竜巻の襲来が予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤に規定している。
			5-51	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	○	固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			(2) 竜巻 ④ 竜巻防護設計 b. 設備又は運用により防護する施設 廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。		3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.3 竜巻防護設計 (2) 設備又は運用により防護する施設 廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。		災害等発生時の体制の整備) 第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。	
5-4	別-13	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 本施設の北側近傍に公道があることから、公道車両の飛来距離範囲にある損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質・ブレンディング設備の均質槽を収納する2号発回均質棟については、均質槽の閉じ込め機能に影響を与えないよう対策を講じる。	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ⑥ その他の考慮 本施設の北側近傍に公道があることから、竜巻が襲来した場合に公道車両が飛来し、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽を収納する2号発回均質棟に衝突する可能性がある。このため、公道の車両が設計飛来物になる可能性を考慮し、飛来が想定される車両により均質槽の閉じ込め機能が影響を受けない設計とする。	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.5 その他の考慮 本施設の北側近傍に公道があることから、公道車両の飛来距離範囲にある損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質・ブレンディング設備の均質槽を収納する2号発回均質棟については、均質槽の閉じ込め機能に影響を与えないよう対策を講じる。	○	竜巻防護設備の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(8)に規定する。
5-5	別-13	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ⑦ 手順等 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）にて、竜巻対策に係る手順を定めることを明確にする。 a. 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.6 手順等 以下に示す竜巻事象に対する措置について、加工施設保安規定に定めて管理する。 ・竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。	△	飛来物となる可能性のあるものを設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地内からの撤去することについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。
5-6	別-13	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は退避を実施することを手順に定める。	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (2) 竜巻 ⑦ 手順等 車両に対しては、敷地内への入構管理を行うとともに、停車場に応じた退避又は固縛の措置を手順書に定める。	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.6 手順等 敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は退避を実施することを手順に定める。	△	車両の入構管理、停車場に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
5-7	別-13	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	△	飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。		(2) 竜巻 ⑦ 手順等 飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。		3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.6 手順等 飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。		項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1に規定している。
			5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （2）竜巻 ⑦ 手順等 ただし、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮して、離隔距離を200mとする。				
5-8	別-14	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF <sub>6</sub> を排気回収する手順を定める。	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （2）竜巻 ⑦ 手順等 気象庁から発表される雷注意報等により、竜巻の発生のおそれが予想される場合には、事前の生産運転停止により設備内のUF <sub>6</sub> を固体化するものとし、これらの操作を実施する時期の判断基準を手順書に定める。	I-1-15	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.2 竜巻 3.3.2.2.6 手順等 竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF <sub>6</sub> を排気回収する手順を定める。	△	竜巻の発生のおそれが予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
5-9	—	—	5-47	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （2）竜巻 ③ 設計荷重の設定 a. 設計上考慮する竜巻の設定 設計竜巻及び設計上考慮する竜巻については、今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見等の収集に取組み、必要な事項については適切に反映を行う。	—	—	△	新知見の反映については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、6項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)に規定している。
5-10	—	—	5-49	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （2）竜巻 ③ 設計荷重の設定 c. 荷重の組み合わせと許容限界 （c）設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見等の収集に取組み、必要な事項については適切に反映を行う。	—	—	△	新知見の反映については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、6項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)に規定している。
5-11	—	—	5-52	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （2）竜巻 ⑦ 手順等	—	—	△	竜巻に対する運用管理を実施するための教育・訓練については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1項第2号、第2項、添付1（火災及

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 2.2に規定している。
5-12	別-15	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 発火点から防火帯までの火炎到達時間を算出し、消火活動による延焼防止の手順を定めることで、防護対象安全機能を損なわない設計とする。	5-54	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ③防護設計の基本方針 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに、通報連絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させる。	—	—	○	敷地内への消防自動車等の配備、自衛消防隊の常駐については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、別表4の2（初期消火活動に係る設場等）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.3、1.4(2)6)、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.1(2)、1.3、表-1に規定する。
			5-54	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ③防護設計の基本方針 火災防護計画の具体的な内容としては、散水により防火帯外側、建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方針とする。	—	—	△	火災防護計画に散水による熱影響緩和等の措置を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)5)に規定している。
			5-54	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ③防護設計の基本方針 航空機燃料からの有毒ガス、輻射熱を考慮し、防火服等の装備品を整備する。	—	—	△	防火服等の整備については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第3号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.3に規定している。
			5-62	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑨ 体制 外部火災発生時には、本施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び消火班等の初期消火活動に必要な要員は、本施設に常駐することとし、外部火災発生時には、濃縮事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。	—	—	△	事前散水を含む消火活動実施、初期消火要員の常駐、自衛消防隊の設置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(2)2)、1.4(2)5)、1.4(2)6)に規定している。
			5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑩ 手順等 外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及	I-1-16	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.3 外部火災	△	火災防護計画の策定については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			び管理を適切に実施するための対策を火災防護計画等に定める。また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。 a. 防火帯の維持及び管理においては、手順を整備する。			3.3.2.3.4 手順等 外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理を適切に実施するための対策等を火災防護計画等に定める。また、加工施設保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。		防火帯の維持及び管理を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)1)に規定している。
		5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑩ 手順等 b. 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更にあたっては、外部火災によって、防護対象安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。	—	—		△	火災防護計画に防護対象施設等の設計変更にあたり影響評価を行うことを定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)3)①に規定している。
		5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑩ 手順等 c. 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、消防自動車（化学消防自動車）等の消防資機材を用いて実施する手順を整備する。また、航空機墜落火災による有毒ガスや輻射熱等を考慮し、消火活動に必要な資機材を整備する。なお、敷地内外の外部火災発生時に実施する消火活動には、建屋外壁への散水活動を含む。	—	—		△	火災防護計画に事前散水、消火活動に関する手順を整備すること、消火活動に必要な資機材を整備することを定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第3号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.3、1.4(2)5)に規定している。
		5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑩ 手順等 d. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。	—	—		△	火災防護計画に外部火災発生時の対応に関する教育・訓練を実施する手順を整備することを定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第2号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.2に規定している。
		5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （3）外部火災 ⑩ 手順等 e. 本施設敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析等を実施する手順を定める。	—	—		△	火災防護計画に敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備すること、植生に大きな変化があった場合に再解析等を実施する手順を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)3)②、1.4(2)4)に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								定している。
			5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (3) 外部火災 ⑩ 手順等 f. 上記b. 及びe. に記載する事項以外に外部火災の評価の条件等に変更があった場合においても、防護対象安全機能への影響評価を実施する手順を定める。	—	—	△	火災防護計画に外部火災の評価条件等に変更があった場合に影響評価を実施する手順を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)3)③に規定している。
			5-63	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (3) 外部火災 ⑩ 手順等 g. 外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、本施設のリスク低減を目的に運転を停止し、必要に応じて消火活動等の支援を行うように手順等を整備する。	—	—	△	火災防護計画に外部火災が発生した場合の生産運転等の停止措置を行う手順を整備することを定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)、1.4(2)8)に規定している。
5-13	別-16	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機能はなく、UF <sub>6</sub> を鋼製の容器等に密封して取扱っており、ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF <sub>6</sub> を排気回収することにより、防護対象安全機能が損なわれないことから、ばい煙等の外部火災による二次的影響に対する防護設計は不要である。	5-62	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (3) 外部火災 ⑧ 外部火災による二次的影響 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機能はなく、UF <sub>6</sub> を鋼製の容器等に密封して取り扱っており、ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF <sub>6</sub> を排気回収することにより、防護対象安全機能が損なわれないことから、ばい煙等の外部火災による二次的影響に対する防護設計は不要である。	I-1-16	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.3 外部火災 3.3.2.3.3 外部火災による二次的影響 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機能はなく、UF <sub>6</sub> を鋼製の容器等に密封して取扱っており、ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF <sub>6</sub> を排気回収することにより、防護対象安全機能が損なわれないことから、ばい煙等の外部火災による二次的影響に対する防護設計は不要である。	△	ばい煙等により加工施設へ影響を与える場合の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)、1.4(2)8)に規定している。
5-14	別-18	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 建屋のみで防護することが困難な場合は、UF <sub>6</sub> を内包する設備及び機器の構造強度と合わせてUF <sub>6</sub> の閉じ込め機能を損なわない設計とする。また、UF <sub>6</sub> を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF <sub>6</sub> の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。	5-67	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 (ハ) 地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 (5) 火山の影響 UF <sub>6</sub> を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF <sub>6</sub> の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。	I-1-18	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.5 火山の影響 3.3.2.5.3 防護設計 UF <sub>6</sub> を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF <sub>6</sub> の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排	△	火山事象が予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③、2.4(1)3)④に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
						風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。		
5-15	別-18	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。	5-67	ハ 地震等の自然環境に関する安全設計 （ハ）地震及び津波以外の自然現象並びに人為による事象に対する安全設計 （5）火山の影響 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。	I-1-18	第1章 共通項目 3. 自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 自然現象及び人為事象（電磁的障害及び化学物質の放出を除く。） 3.3.2.5 火山の影響 3.3.2.5.3 防護設計 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。 上記の運用に関する措置については加工施設保安規定に定めて管理する。	△	堆積した降下火砕物の除去作業、防護対象施設への影響を確認するために実施する点検に関する手順書の整備については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)①②に規定している。

(No. 6 溢水)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
6-1	別-22	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 被水による短絡火災等の発生のおそれがある電線管の貫通部については隙間を塞ぐ措置を講じる。また、被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤・監視操作盤等の電源を断とする。	5-93	ヘ その他の安全設計 （ハ）内部溢水に対する考慮 （8）溢水防護対策 ・被水による短絡火災及びプラントの監視機能の喪失のおそれがあるケーブルの貫通部については、シール材にて隙間を塞ぐ措置を講じる。 ・被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤等の電源を断とする。	I-1-29	第1章 共通項目 6. 加工施設内における溢水による損傷の防止 6.3 溢水防護対策 被水による短絡火災等の発生のおそれがある電線管の貫通部については隙間を塞ぐ措置を講じる。また、被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤・監視操作盤等の電源を断とすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	被水による短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源断の措置については、第21条の3（自然災害発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
6-2	別-23	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 第1種管理区域内の溢水が、所定の放出経路を通らずに建屋外へ漏えいしないよう扉部に堰等を設置する設計とする。	5-92	ヘ その他の安全設計 （ハ）内部溢水に対する考慮 （8）溢水防護対策 第1種管理区域内で溢水した水が所定の経路を通らず建屋外へ漏えいしないよう、扉部に堰等を設置する。堰の高さについては、算出した溢水高さに溢水時の水面の変動を考慮し、十分な裕度を確保した高さとする。堰の設置箇所概略を図5-13に示す。	I-1-29	第1章 共通項目 6. 加工施設内における溢水による損傷の防止 6.3 溢水防護対策 第1種管理区域内の溢水が、所定の放出経路を通らずに建屋外へ漏えいしないよう扉部に堰等を設置する設計とする。 なお、堰の高さについては、水面の変動を考慮した溢水高さを確保する設計とする。	○	溢水防護設備の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(7)に規定する。

(No. 7 誤操作防止)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
7-1	別-23	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造	5-93	ヘ その他の安全設計 （二）誤操作の防止に対する考慮 本施設は、運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等	I-1-31	第1章 共通項目 8. 設備に対する要求事項 8.1 安全機能を有する施設	△	誤操作防止のための措置については、第17条（操作上の一般事項）第1項第2号を踏ま



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。		の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。		8.1.2 誤操作の防止に対する考慮 運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。		え、手順書に規定している。
7-2	別-24	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。	5-93	へ その他の安全設計 （二）誤操作の防止に対する考慮 機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。	I-1-32	第1章 共通項目 8. 設備に対する要求事項 8.1 安全機能を有する施設 8.1.2 誤操作の防止に対する考慮 機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。	△	誤操作防止のための措置については、第17条（操作上の一般事項）第1項第2号を踏まえ、手順書に規定している。

(No. 8 安全避難通路等)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
8-1	別-24	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。	5-94	へ その他の安全設計 （リ）安全避難通路等に対する考慮 建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。	I-1-39	第1章 共通項目 9. その他 9.2 安全避難通路等 本施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる誘導灯及び非常用照明を設置し、安全に避難できる設計とする。	△	安全避難通路の設定、誘導灯及び非常用照明の配備については、第78条（安全避難通路等）第1、2項に規定している。
8-2	別-24	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 誘導灯及び非常用照明を設ける設計とする。誘導灯及び非常用照明は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。	5-94	へ その他の安全設計 （リ）安全避難通路等に対する考慮 誘導灯及び非常用照明は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。	I-1-39	第1章 共通項目 9. その他 9.2 安全避難通路等 対処に必要な時間余裕等も踏まえた設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	可搬式照明の配備については、第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。
8-3	別-24	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 対処に必要な時間余裕等も踏まえた上で、設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備する。	5-94	へ その他の安全設計 （リ）安全避難通路等に対する考慮 対処に必要な時間余裕等も踏まえた上で、設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備する。	I-1-39	第1章 共通項目 9. その他 9.2 安全避難通路等 対処に必要な時間余裕等も踏まえた設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	モニタエリアへの退避、モニタエリアに退避不可能場合の一時退避、屋外退避の方法について
8-4	別-24	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造	5-94	へ その他の安全設計 （リ）安全避難通路等に対する考慮 UF <sub>6</sub> の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニ	I-1-39	第1章 共通項目 9. その他 9.2 安全避難通路等	△	モニタエリアへの退避、モニタエリアに退避不可能場合の一時退避、屋外退避の方法について

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		UF <sub>6</sub> の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。		タエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。		UF <sub>6</sub> の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。		ては、第78条（安全避難通路等）第1、2項を踏まえ、手順書に規定している。

(No.9 安全機能を有する施設)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
9-1	別-27	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 本施設は、設備に期待される安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。	5-94	へ その他の安全設計 (ト) 検査修理等に対する考慮 本施設は、検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。	—	—	△	検査・試験、保守・修理を行うことについては、第36条（施設管理計画）に規定している。
9-2	別-28	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 本施設の敷地内に設置される施設等であって、安全機能を有する施設等以外のものについては、安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにする。	—	—	I-1-31	第1章 共通項目 8. 設備に対する要求事項 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 本施設の設計に対する考慮 本施設の敷地内に設置される施設等であって、安全機能を有する施設等以外のものが、安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	安全機能を有する施設等以外のものが安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにすることについては、第19条（資機材等の管理）第3項に規定している。

(No.10 設計基準事故)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
10-1	—	—	7-6	イ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ロ) 大気圧以上のUF <sub>6</sub> を内包する配管の損傷による漏えい (3) 事故経過 ③ 放射性物質の移行経路 UF <sub>6</sub> の漏えいを確認した場合は送排風機を停止し、建屋排気系ダンパを閉じてUF <sub>6</sub> を建屋内に閉じ込めるが、工場等周辺の公衆へ及ぼす影響を保守的に評価するため、送排風機を停止せず、建屋排気系ダンパが開いたままの状態を仮定し、室内に漏えいしたUF <sub>6</sub> (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> ) が建屋の換気空調系に流れ込むことを想定する。	—	—	△	UF <sub>6</sub> 漏えいした場合にUF <sub>6</sub> を建屋内に閉じ込めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
10-2	—	—	7-9	イ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 火災時の内圧上昇によるUF <sub>6</sub> 内包配管のフランジ部等からの漏えい 当該事象が発生した場合、生産運転停止をするとともに送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止することで漏えい量の低減が図られる。	—	—	△	火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)に規定している。
10-3	—	—	7-10	イ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 火災時の内圧上昇によるUF <sub>6</sub> 内包配管のフランジ部等からの漏えい (2) 拡大防止策及び影響緩和策 火災によりUF <sub>6</sub> の漏えいのおそれがあると判断した場合は加熱機器の停止等の運転停止を実施する。	—	—	△	火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)に規定している。
10-4	—	—	7-10	イ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 火災時の内圧上昇によるUF <sub>6</sub> 内包配管のフランジ部等からの漏えい (2) 拡大防止策及び影響緩和策 UF <sub>6</sub> の漏えいを確認した場合は送排風機を停止し、建屋排気系ダンパを閉じてUF <sub>6</sub> を建屋内に閉じ込める。	—	—	△	火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)に規定している。

(No. 11 貯蔵施設)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
11-1	別-47	一、加工施設の位置、構造及び設備 リ 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備 (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力 最大貯蔵能力の表	—	—	—	—	△	最大貯蔵能力については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。
					—	—	○	付着ウラン回収容器の貯蔵場所（A、Bウラン貯蔵室）の追加については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第3項第2号、第35条（空シリンダの管理）第3項、別表14（最大貯蔵数量）に規定する。



## (No. 12 廃棄施設)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
12-1	別-51	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応七ふっ化ヨウ素 (IF <sub>7</sub> ) は、専用の容器に入れて付着ウラン回収廃棄物室に IF <sub>5</sub> とともに保管廃棄する。	6-14	ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (4) その他の放射性気体廃棄物 カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応 IF <sub>7</sub> を保管廃棄する場合は、専用の容器に入れて、ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室に IF <sub>5</sub> とともに保管廃棄する。	I-1-45	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物の廃棄設備の設備概要) カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応七ふっ化ヨウ素 (IF <sub>7</sub> ) を専用の容器に入れて付着ウラン回収廃棄物室に IF <sub>5</sub> とともに保管廃棄する。	△	保管廃棄する未反応 IF <sub>7</sub> については、第52条 (IF <sub>7</sub> )、別表16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) に規定している。
12-2	別-124	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性気体廃棄物の放出管理 排気口から放出する排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	6-11	ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (2) 排気管理 排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	—	—	△	排気中の放射性物質濃度の管理については、第51条 (放射性気体廃棄物)、別表19 (放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値)、別表20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度)、別表21 (放出管理用計測器の種類等) に規定している。
12-3	別-52	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 第1種管理区域の気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域を第2種管理区域、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、かつ気体廃棄物の周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有するものとし、その処理能力は、次表に示すとおりである。	6-11	ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (2) 排気管理 プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタは交換後に捕集効率の測定を行う。	I-1-44	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.4 フィルタ機能維持 プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタは交換後に捕集効率の測定を行う。プレフィルタ及び高性能エアフィルタは、フィルタユニットに取り付けられ、取替えが容易な構造とする。	△	プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することについては、第17条 (操作上の一般事項) 第1項を踏まえ、手順書に規定している。高性能エアフィルタ交換後の捕集効率の測定については、第24条 (漏えい管理) 第2項に規定している。
12-4	—	—	6-11	ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (2) 排気管理 濃縮ウランを生産する各工程から排気系へ移行するウランを捕集するケミカルトラップ (NaF) は、出口にウラン検出器を設け、ケミカルトラップ (NaF) の性能に異常のないことを確認する。	—	—	△	ケミカルトラップ (NaF) の性能に異常のないことを確認することについては、第24条 (漏えい管理) 第1項第3号に規定している。
12-5	別-57	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生する機械油及び保管廃棄した機械油の固化処理を管理廃水処理室にて行う。処理を行った機械油は、次項 (ハ) に示す固体廃棄物の廃棄設備で保管廃棄する。	6-17	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (4) その他の放射性液体廃棄物 第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生した機械油及び保管廃棄した機械油は、ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室にて固化処理し、固体廃棄物として保管廃棄する。	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物の廃棄設備の設備概要) この他に、液体廃棄物の取扱として、第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生する機械油及び保管廃棄した機械油の固化処理を管理廃水処理室にて行う。処理を行った機械油は、固体廃棄物の廃棄設備で保管廃棄する。	△	機械油及び保管廃棄した機械油の固化処理、保管廃棄については、第44条 (放射性固体廃棄物)、第49条 (機械油)、別図2 (1/3) (ウラン濃縮建屋1階管理区域図) に規定している。
12-6	別-57	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	6-17	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (4) その他の放射性液体廃棄物	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.2 液体廃棄物の廃棄設備	△	処理前の機械油の一時保管については、第49条 (機械油) 第2～7項、別図2 (1/3) (ウ

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		なお、 <b>固化処理にあたり、処理前の機械油を管理廃水処理室内に一時的に保管する。</b>		また、 <b>固化処理にあたり処理前の機械油を管理廃水処理室内に一時的に保管する。</b>		(液体廃棄物の廃棄設備の設備概要) なお、 <b>固化処理にあたり、処理前の機械油を管理廃水処理室内に一時的に保管する。</b>		ラン濃縮建屋 1 階 管理区域(図) に規定している。
12-7	別-58	一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する IF <sub>5</sub> を保管廃棄するため、 <b>付着ウラン回収廃棄物室に区画を設定する。</b>	6-17	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (4) その他の放射性液体廃棄物 カスケード設備から回収した IF <sub>5</sub> は、ケミカルトラップ (NaF) により UF <sub>6</sub> を除外したうえで、 <b>ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。</b>	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物の廃棄設備の設備概要) カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する IF <sub>5</sub> を保管廃棄するため、 <b>付着ウラン回収廃棄物室に区画を設定する。</b>	△	保管廃棄する IF <sub>5</sub> については、第50条 (IF <sub>5</sub> )、別表16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) に規定している。
12-8	別-58	一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 分析作業に伴い発生する有機溶剤を保管廃棄するため、 <b>管理廃水処理室に区画を設定する。</b>	6-17	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (4) その他の放射性液体廃棄物 <b>分析処理に伴い発生する有機溶剤は、プラスチックを内張りしたドラム缶 (鋼製ドラム (液体用) 準拠) に封入して、ウラン濃縮建屋内の堰等の機能を有する管理廃水処理室に保管廃棄する。</b>	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物の廃棄設備の設備概要) 分析作業に伴い発生する有機溶剤を保管廃棄するため、 <b>管理廃水処理室に区画を設定する。</b>	△	保管廃棄する有機溶剤については、第48条 (有機溶剤)、別表8 (ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量)、別表16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) に規定している。
12-9	別-58	一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 管理廃水処理設備は、液体廃棄物の周辺監視区域境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有するものとし、その処理能力は、約 3000m <sup>3</sup> /y である。	6-15	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (3) 放射性液体廃棄物による周辺環境への影響評価 また、排水量を 1300m <sup>3</sup> /y に制限する。	—	—	△	放射性液体廃棄物の廃水量の管理については、第47条 (放射性液体廃棄物) 第1項第4号、別表18 (放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値) に規定している。
12-10	別-58	一、加工施設の位置、構造及び設備 又 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 管理廃水処理室の保管廃棄能力は、 <b>約 160 本 (20L ドラム缶換算)</b> である。また、付着ウラン回収廃棄物室の保管廃棄能力は、 <b>約 430 本 (80kg ボンベ換算)</b> である。	—	—	—	—	△	管理廃水処理室の保管廃棄能力については、第48条 (有機溶剤) 第3項、第50条 (IF <sub>5</sub> ) 第2項、別表16 (放射性廃棄物の保管廃棄能力) に規定している。
							×	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台) の増設については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-11	別-125	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (ロ) 放射性液体廃棄物の放出管理 <b>液体廃棄物の放出にあたっては、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の 1/10 以下であることを確認するとともに、年間廃水量を管理し放出する。</b>	6-15	ト 放射性廃棄物管理 (ロ) 放射性液体廃棄物 (2) 放射性液体廃棄物の管理 <b>液体廃棄物の放出は、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の 10 分の 1 以下であることを確認した後、放出する。</b>	I-1-45	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物の廃棄設備の設備概要) <b>管理廃水処理設備は、第1種管理区域において発生する液体廃棄物を受入れ、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回ることを確認し、他の一般排水とともに排水口から事業所外へ放出することを目的に設置する設備であり、廃水を貯留する機器、送水ポンプ及び機器、ポンプ間を接続する配管で構成する。</b>	△	液体廃棄物の放射性物質濃度の管理については、第47条 (放射性液体廃棄物)、別表17 (放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値)、別表20 (放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度)、別表21 (放出管理用計測器の種類等) に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
12-12	別-59	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の取扱として、管理廃水処理設備から発生したスラッジを保管廃棄するまでの間、管理廃水処理室内に一時的に保管する。	6-17	ト 放射性廃棄物管理 （ハ） 放射性固体廃棄物 （1） 固体廃棄物の保管廃棄 なお、スラッジは、保管廃棄するまでの間、管理廃水処理室内に保管場所を設定して一時的に保管する。	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 （固体廃棄物の廃棄設備の設備概要） この他に、固体廃棄物の取扱として、管理廃水処理設備から発生したスラッジを保管廃棄するまでの間、管理廃水処理室内に一時的に保管する。	△	スラッジの一時保管については、第45条（スラッジ）第2～6項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
12-13	別-59	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 使用済遠心機を受入れて保管廃棄するため、以下の建屋・室に区画を設定する。また、固体廃棄物の分別等を行い、保管廃棄するまでの間、一時的に保管するため、ウラン濃縮建屋内に廃棄物前処理室を設ける。	—	—	I-1-46	第2章 個別項目 3. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 （固体廃棄物の廃棄設備の設備概要） 第1種管理区域内で発生した放射性固体廃棄物及び2号カスケード棟のカスケード設備の更新に伴い発生する使用済遠心機を受入れて保管廃棄するため、以下の建屋・室に区画を設定する。また、固体廃棄物の分別等を行い、保管廃棄するまでの間、一時的に保管するため、ウラン濃縮建屋内に廃棄物前処理室を設ける。	△	固体廃棄物の保管廃棄場所、一時保管場所については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）第8～11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
12-14	別-59	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 使用を廃止する1号カスケード室及び1号中間室内に設置したカスケード設備、1号発生回収室、1号中間室及び1号均質室内に設置したUF <sub>6</sub> 処理設備、1号均質室内に設置した均質・ブレンディング設備、1号発生回収室、1号中間室及び除染室内に設置した管理廃水処理設備、1号Qマス室内に設置した分析設備及びその他付帯設備を存置の状態を保管廃棄するため、これらの室に区画 <sup>註1</sup> を設定する。	—	—	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-15	別-59	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 1号カスケード室のカスケード設備内部の付着ウラン回収等が完了した後に使用を廃止する付着ウラン回収設備を存置の状態を保管廃棄するため、当該機器の設置されている室（エリア）に区画 <sup>註1</sup> を設定する。	—	—	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-16	別-59	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 当該室に本施設の運転に必要な資機材を保管する場合は、保管廃棄するための区画と区別する等の必要な措置を講じる。	—	—	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-17	別-60	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヌ 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （ハ） 固体廃棄物の廃棄設備 回収した付着ウランは付着ウラン回収容器に充填し、核燃料物質として貯蔵施設に貯蔵する。	—	—	—	—	△	付着ウラン回収容器の貯蔵については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第3項第2号、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							○	付着ウラン回収容器の貯蔵場所（A,B ウラン貯蔵室）の追加については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第3項第2号、第35条（空シリンダの管理）第3項、別表14（最大貯蔵数量）に規定する。
12-18	別-125	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>（ハ）放射性固体廃棄物の管理</p> <p>本施設においては、ウラン濃縮工程中から定常的に発生する固体廃棄物はないが、施設の運転に伴う付帯作業及び設備及び機器の保守点検等に伴い固体廃棄物が発生する。これらの固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないように、ドラム缶等の容器に封入する等の処置を講じて保管廃棄する。</p>	6-17	<p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ハ）放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>本施設においては、ウラン濃縮工程中から定常的に発生する固体廃棄物はない。UF<sub>6</sub>シリンダの交換作業、ケミカルトラップのNaF交換等の施設の運転に伴う付帯作業及び設備・機器の保守点検等に伴い発生するウエス、ゴム手袋、難燃性シート、使用済NaF等を固体廃棄物として保管廃棄する。</p>	—	—	△	固体廃棄物の管理については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
			6-17	<p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ハ）放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>このうちドラム缶等の容器に収納可能なもの（固化処理した機械油を含む）は、放射性物質が飛散しないように、可燃性及び不燃性の固体廃棄物に区別して難燃性の袋等に梱包し、鋼製のドラム缶等の容器（使用済みの活性炭及び樹脂については、プラスチック容器を装填した鋼製のドラム缶）に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。なお、これらの分別等の前処理、鋼製のドラム缶等の容器への封入は廃棄物前処理室にて実施する。</p>	—	—	△	固体廃棄物の管理（ドラム缶等の容器への封入、分別等の前処理）については、第44条（放射性固体廃棄物）第1～7項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
			6-17	<p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ハ）放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>ドラム缶等の容器に収納不可能な大型のものは、開口部の溶接等による閉止あるいは難燃性シートの二重包装等により放射性物質が飛散しない状態とし、保管廃棄する。</p>	—	—	△	固体廃棄物の管理（ドラム缶等の容器に収納不可能なもの）については、第43条（仕掛品）第1項、第44条（放射性固体廃棄物）第8～11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
			6-17	<p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（ハ）放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 固体廃棄物の保管廃棄</p> <p>撤去した金属胴遠心機は、配管との切離し部分を溶接等により密封し、有姿で保管廃棄する。</p> <p>撤去した金属胴遠心機については、使用済遠心機保管室にのみ保管廃棄する。</p>	—	—	△	撤去した金属胴遠心機の保管廃棄については、第43条（仕掛品）第1項、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第2号、第10、11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。
							○	Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の撤去については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第2号、第10、11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		6-17	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 スラッジは、難燃性の袋に梱包し、プラスチックを内張りしたドラム缶（鋼製ドラム（液体用）準拠）に封入して保管廃棄する。	—	—	△	スラッジの保管廃棄（封入方法、封入するドラム缶の仕様）については、第23条（臨界安全管理）、第45条（スラッジ）、別表8（ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量）に規定している。	
		6-18	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 スラッジ、使用済みNaF及び分析沈殿物については、建屋の遮蔽効果が期待できるBウラン濃縮廃棄物室にのみ保管廃棄する。	—	—	○	スラッジ、使用済みNaF及び分析沈殿物の保管廃棄場所（Bウラン濃縮廃棄物室）の変更については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第1号、第45条（スラッジ）第8、10、11、12項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。	
		6-18	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 スラッジ、使用済みNaF及び分析沈殿物以外の固体廃棄物は表面及び表面から1mの距離における線量当量率の値が低く、公衆の実効線量への寄与は無視できるほど小さいため、建屋の遮蔽効果を期待しないA、C、D、E又はFウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。万一、公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の廃棄物が発生した場合は、他のドラム缶等の廃棄物による遮蔽効果を期待できる又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄若しくは建屋の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。	—	—	△	スラッジ、使用済みNaF及び分析沈殿物以外の固体廃棄物の保管廃棄、高線量の固体廃棄物の保管廃棄については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第3号、第9項第2号に規定している。	
						×	E、Fウラン濃縮廃棄物室の増設については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-18	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法を記録する。	—	—	△	固体廃棄物を封入した容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法の記録については、第44条（放射性固体廃棄物）第9項、第45条（スラッジ）第10項に規定している。	
		6-18	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 放射性廃棄物を示す標識を付け、記録と照合できる整理番号を付して管理する。	—	—	△	固体廃棄物への標識取付、整理番号の付与管理については、第44条（放射性固体廃棄物）第9項、第45条（スラッジ）第8項に規定している。	
		6-18	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (1) 固体廃棄物の保管廃棄 保管廃棄施設（室・エリア）には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人	—	—	△	保管廃棄施設への管理上の注意事項の掲示、施錠管理については、第44条（放射性固体廃棄物）第11項、第45条（スラッジ）第12項に規定している。	

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映		
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明	
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容			
							○	Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の撤去に伴うCウラン貯蔵室の施設に係る規定の削除については、第44条（放射性固体廃棄物）第11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。	
				6-18	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （1）固体廃棄物の保管廃棄 ウランによって汚染され又は汚染のおそれのある固体廃棄物は、可燃性及び不燃性の固体廃棄物に区別して処理する。	—	—	△	固体廃棄物の分別処理については、第44条（放射性固体廃棄物）第1項に規定している。
12-19	別-125	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 （ハ）放射性固体廃棄物の管理 また、使用を廃止するカスケード設備、UF <sub>6</sub> 処理設備、均質・ブレンディング設備、分析設備及びその他付帯設備の機器を存置の状態にて保管廃棄する。	6-20	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ② ケミカルトラップの廃棄処理 UF <sub>6</sub> 処理設備の捕集排気系、カスケード排気系、一般パージ系及び均質・ブレンディング設備の均質パージ系のケミカルトラップ（NaF）をリークテストにて漏えいのないことを確認して系統から取外し、除染室の除染ハウスへ移動する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
			6-20	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ② ケミカルトラップの廃棄処理 ケミカルトラップ（NaF）内のウランを吸着したNaFを取出し、ドラム缶に封入（25kg以下）し、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
			6-20	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ② ケミカルトラップの廃棄処理 NaFを取出したケミカルトラップ（NaF）を系統に復旧する。なお、復旧時は、リークテストにて漏えいのないことを確認する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
			6-20	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ③ 系統の切離し及び保管廃棄 廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量を記録する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
			6-20	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ③ 系統の切離し及び保管廃棄 保管廃棄する機器は、放射性廃棄物を示す標識を付け、記録と照合できる整理番号を付して管理する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		6-20	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (3) 系統の切離し及び保管廃棄 a. カスケード設備・UF <sub>6</sub> 処理設備 配管を閉止して隔離・密封（系統切離し）した後のカスケード設備・UF <sub>6</sub> 処理設備の機器は、存置の状態での保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-20	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (3) 系統の切離し及び保管廃棄 a. カスケード設備・UF <sub>6</sub> 処理設備 燃焼物である機械油は、機器から排出して保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-20	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (3) 系統の切離し及び保管廃棄 b. 均質・ブレンド設備 バッチ系統の均質・ブレンド設備は、各槽類ごとに配管を閉止して密封し、存置の状態での保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-20	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (3) 系統の切離し及び保管廃棄 b. 均質・ブレンド設備 燃焼物である機械油は、機器から排出して保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-20	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (3) 系統の切離し及び保管廃棄 c. 保管廃棄する機器 保管廃棄する機器を次表に示す。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-24	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (4) 管理区域内の電気設備等の保管廃棄 管理区域内にある電気設備、計測制御設備、ユーティリティ設備の付帯設備については、遮断器の撤去、二次側配線の解線等を行った後、UF <sub>6</sub> に暴露された機器と同様に、存置の状態での保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	
		6-24	ト 放射性廃棄物管理 (ハ) 放射性固体廃棄物 (2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 (4) 管理区域内の電気設備等の保管廃棄 a. 電気設備・計測制御設備 第1種管理区域内にある付帯設備の電気設備、計測制御設備については、遮断器の撤去、二次側配線を解線し、放射	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。	

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			6-24	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ④ 管理区域内の電気設備等の保管廃棄 b. ユーティリティ設備 UF <sub>6</sub> に暴露されている機器を存置廃棄する室にある水系配管は、内部の水抜き、配管の切断等により溢水の発生が起きないようにして存置の状態での保管廃棄する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
			6-24	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ④ 管理区域内の電気設備等の保管廃棄 c. 保管廃棄する機器 保管廃棄する機器を次表に示す。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
			6-27	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ⑤ 非管理区域に設置した設備の処分 非管理区域に設置されている高周波電源設備（遠心分離機の駆動電源）については、適切に処分する。 処分する機器を次表に示す。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-20	別-125	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 （ハ）放射性固体廃棄物の管理 なお、付着ウラン回収設備にて、カスケード設備へIF <sub>7</sub> を供給し、カスケード設備の内部に付着しているウランをUF <sub>6</sub> とIF <sub>5</sub> に変えて回収する。	6-19	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ① カスケード設備の廃棄処理 カスケード設備に繋がる一部の配管を閉止し、生産機能を停止する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
			6-19	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ① カスケード設備の廃棄処理 付着ウランの回収作業には所要の期間を要するため、この間は、濃縮ウランの生産運転をするカスケード設備と同様に、大規模な自然現象等に対して状況に応じて運転停止等の措置を講じる（UF <sub>6</sub> をコールドトラップ・ケミカルトラップ（NaF）等に固体にして回収）。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
12-21	別-125	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 （ハ）放射性固体廃棄物の管理 カスケード設備内部の付着ウラン回収等が完了した後は、付着ウラン回収設備の使用を廃止し、存置の状態での保管廃棄する。	6-19	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物 （2）使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ① カスケード設備の廃棄処理 その後、付着ウラン回収設備と接続している配管を取外して閉止する。	—	—	×	RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。
			6-19	ト 放射性廃棄物管理 （ハ）放射性固体廃棄物	—	—	△	付着ウランの管理については、第33条（核燃料物質の貯蔵）

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			(2) 使用を廃止する設備の存置保管廃棄 ① カスケード設備の廃棄処理 カスケード設備から回収した付着ウランは核燃料物質として管理する。				×	第3項に規定している。 RE-1の廃止については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。

(No. 13 放射線管理施設)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
13-1	別-25	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。	5-95	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (1) 放射線管理施設 従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）に対する放射線防護のため、管理区域への出入管理、第1種管理区域からの退出時の汚染の管理及び汚染発生時の除染を行うための出入管理関係設備を設ける設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 本施設には従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）の放射線防護のための線量当量等及びHF濃度の測定、通常時及び設計基準事故時等の線量当量等及びHF濃度を測定する放射線管理施設を設ける。	△	従事者及び一時立入者の管理区域への出入管理及び汚染発生時の除染については、第58条（管理区域への出入管理）に規定している。
13-2	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。	5-95	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (1) 放射線管理施設 本施設内の管理区域における外部放射線に係る線量当量率及び線量当量、空気中の放射性物質濃度、床・壁等の放射性物質の表面密度及びHF濃度を監視するため、サーベイメータ、積算線量計、エアスニッフア、ダストサンプラ、排気用HFモニタ、換気用モニタ及び可搬式HF検知警報装置を備える他、作業環境の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。	△	排気用HFモニタ、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式HF検知警報装置、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 排気用HFモニタ、換気用モニタ、エアスニッフア、積算線量計、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)①②④、4.(2)(3)に規定している（積算線量計は4.(1)④(上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備として規定)）。 なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。 換気用モニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管理を



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							必要とする設備)放射線監視・測定設備に規定している。	
							○ 換気用モニタの放射線測定器類としての管理については、第66条(放射線測定器の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。 排気用HFモニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第22条(保安上特に管理を必要とする設備)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)放射線監視・測定設備に規定する。	
							○ 新設するHFセンサの設備・保安上特に管理を必要とする設備・放射線測定器類としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)4.(1)①、第22条(保安上特に管理を必要とする設備)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)放射線監視・測定設備、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。	
13-3	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF <sub>6</sub> の漏えいを監視する。	—	—	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF <sub>6</sub> の漏えいを監視する。	△	工程用モニタによりUF <sub>6</sub> の漏えいを監視することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合、工程用モニタによるUF <sub>6</sub> の漏えいを監視することについては、第24条(漏えい管理)第1項第2号に規定している。
13-4	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。	5-95	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (1) 放射線管理施設 放射線監視・測定設備の排気用HFモニタ及び換気用モニタは、その測定値を中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、第1種管理区域内のUF <sub>6</sub> の漏えいを検知するための警報を設定し、中央制御室において警報を発する設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する設計とする。	△	排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値を監視することについては、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。 排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								を記録することについては、第90条（記録）、別表35（保安に関する記録）に規定している。
13-5	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （イ）屋内管理用の主要な設備の種類 管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する設計とする。	5-95	へ その他の安全設計 （ヌ）放射線管理に対する考慮 （1）放射線管理施設 従事者及び一時立入者が頻りに立ち入る箇所における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床・壁等の放射性物質の表面密度を、管理区域入口付近に表示する設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （1）屋内管理用の主要な設備 管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△	管理区域内の線量当量率等を適切な場所に表示することについては、第65条（線量当量等の測定）第3項に規定している。
13-6	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （イ）屋内管理用の主要な設備の種類 本施設内の作業環境の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える。	5-95	へ その他の安全設計 （ヌ）放射線管理に対する考慮 （1）放射線管理施設 本施設内の管理区域における外部放射線に係る線量当量率及び線量当量、空気中の放射性物質濃度、床・壁等の放射性物質の表面密度及びHF濃度を監視するため、サーベイメータ、積算線量計、エアスニッファ、ダストサンプラ、排気用HFモニタ、換気用モニタ及び可搬式HF検知警報装置を備える他、作業環境の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （1）屋内管理用の主要な設備 本施設内の作業環境の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える。	△	放射能測定装置の設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。
13-7	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （イ）屋内管理用の主要な設備の種類 従事者及び一時立入者の個人被ばく管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と内部被ばくによる線量を評価するための機器を備える。	5-95	へ その他の安全設計 （ヌ）放射線管理に対する考慮 （1）放射線管理施設 従事者及び一時立入者の外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計及び内部被ばくによる線量の評価に用いる放射能測定装置を備える設計とする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （1）屋内管理用の主要な設備 従事者及び一時立入者の個人被ばく管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と内部被ばくによる線量を評価するための機器を備える。なお、内部被ばく評価は放射能測定装置等を用いて測定した空気中の放射性物質濃度から評価する。	△	従事者及び一時立入者の線量当量測定については、第61条（線量の評価及び通知）第1、2、3、4項、別表23（放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度）、別表24（放射線業務従事者の線量限度）に規定している。 個人線量計、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。
13-8	別-66	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （イ）屋内管理用の主要な設備の種類 本施設の管理区域への出入は、原則としてゲートを設けた所定の出入口を通る設計とする。	6-4	ハ 施設放射線管理 （ホ）人の出入管理 （1）管理区域への出入管理 管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （1）屋内管理用の主要な設備 従事者及び一時立入者の個人被ばく管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と内部被ばく	△	管理区域への出入管理については、第58条（管理区域への出入管理）第6項第1号、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定している。
			6-4	ハ 施設放射線管理			○	管理区域への出入管理に用い

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			(ホ) 人の出入管理 (1) 管理区域への出入管理 本施設の管理区域への出入りは、原則としてゲートを設けた所定の出入口を通る設計とし、ここで従事者及び一時立入者の出入管理を行う。		くによる線量を評価するための機器を備える。なお、内部被ばく評価は放射能測定装置等を用いて測定した空気中の放射性物質濃度から評価する。		るゲートの設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4. (4)②に規定する。	
13-9	別-67	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 汚染のおそれのある区域から退出する際の汚染管理を行うための退出モニタ及びサーベイメータを備えるとともに、除染を行うためにモニタエリア（シャワー室）にシャワーを備える。	6-4	ハ 施設放射線管理 (ホ) 人の出入管理 (2) 出入管理の原則 第1種管理区域から退出する者には、退出モニタ又はサーベイメータによって表面の放射性物質の密度の検査を行わせる。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 汚染のおそれのある区域から退出する際の汚染管理を行うための退出モニタ及びサーベイメータを備えるとともに、除染を行うためにモニタエリア（シャワー室）にシャワーを備える。	△	第1種管理区域から退出する者の表面の放射性物質密度の検査については、第58条（管理区域への出入管理）第7項、別表22（身体及び身体に着用している物の表面密度）に規定している。 退出モニタ、サーベイメータの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 退出モニタの設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4. (4)②に規定している。
13-10	別-67	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 従事者及び一時立入者の放射線防護のため、放射線防護具類を備える。	6-4	ハ 施設放射線管理 (ホ) 人の出入管理 (2) 出入管理の原則 管理区域に立ち入る者には、個人線量計の他、必要に応じて放射線防護具類を着用させる。	I-1-48	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 従事者及び一時立入者の放射線防護のため、放射線防護具類を備える。	△	従事者及び一時立入者の放射線防護のための装備については、第58条（管理区域への出入管理）第6項第2、3号に規定している。
13-11	別-121	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 放射線被ばくの管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本施設に起因する放射線被ばくから従事者及び一時立入者並びに本施設周辺の公衆を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、本施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。	6-1	イ 放射線防護に関する基本方針 放射線被ばくの管理に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守するとともに、放射線障害の防止を図るため、以下の管理を行い、従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）の立入場所における線量並びに六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設（以下「本施設」という。）に起因する公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることとする。 (イ) 従事者の個人被ばく管理 (ロ) 施設放射線管理 (ハ) 周辺環境における放射線監視 (ニ) 放射性廃棄物管理	—	—	△	放射線被ばく低減および放射性物質の放出低減については、第53条（放射線管理に係る基本方針）、第42条（放射性廃棄物管理に係る基本方針）に規定している。 個人被ばく管理については、第61条（線量の評価及び通知）第1～4項に規定している。 施設放射線管理については、第62条（作業に伴う放射線管理）に規定している。 周辺環境における放射線監視



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								<p>については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項に規定している。</p> <p>放射性廃棄物管理については、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、第46条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）、第47条（放射性液体廃棄物）、第48条（有機溶剤）、第49条（機械油）、第50条（IF<sub>6</sub>）、第51条（放射性気体廃棄物）、第52条（IF<sub>7</sub>）に規定している。</p>
13-12	別-121	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（イ）放射線防護に関する基本方針</p> <p>本施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。</p> <p>実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、ウラン濃縮建屋、ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋に管理区域を設定する。</p>	6-2	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>（イ）管理区域の設定</p> <p>本施設においては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、管理区域とする。</p>	—	—	△	<p>管理区域の設定については、第54条（管理区域）第1項、第55条（管理区域の区域区分）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2（2/3）（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2（3/3）（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）に規定している。</p>
							○	<p>モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。</p>
13-13	別-121	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（イ）放射線防護に関する基本方針</p> <p>本施設の管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する。</p>	6-2	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>（イ）管理区域の設定</p> <p>本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理する。</p>	—	—	△	<p>第1種管理区域及び第2種管理区域の設定については、第55条（管理区域の区域区分）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2（2/3）（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2（3/3）（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）に規定している。</p>
							○	<p>モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2（1/3）（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。</p>
13-14	別-121	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p>	6-2	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>（イ）管理区域の設定</p> <p>管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準</p>	—	—	△	<p>一時的な管理区域の設定については、第54条（管理区域）第2、3項、第55条（管理区</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		(イ) 放射線防護に関する基本方針 管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。		を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。				域の区域区分) 第3～6項に規定している。
13-15	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	6-2	ハ 施設放射線管理 (ロ) 管理区域の管理 (1) 管理区域への立入制限等 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	—	—	△	管理区域の措置(壁等による区画、標識による区別、立入制限、かぎ管理等)については、第54条(管理区域)第6項、第56条(管理区域内の特別措置)第1項、第58条(管理区域への出入管理)第5項に規定している。
13-16	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 第1種管理区域においては、床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	6-2	ハ 施設放射線管理 (ロ) 管理区域の管理 (1) 管理区域への立入制限等 第1種管理区域においては、床、壁その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	—	—	△	管理区域の措置(表面密度限度管理)については、第56条(管理区域内の特別措置)第1項に規定している。
13-17	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。	6-2	ハ 施設放射線管理 (ロ) 管理区域の管理 (1) 管理区域への立入制限等 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。	—	—	△	管理区域の措置(飲食・喫煙の禁止)については、第57条(飲食及び喫煙の禁止)に規定している。
13-18	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服等 身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がb. の表面密度限度の1/10を超えないようにする。	6-3	ハ 施設放射線管理 (ロ) 管理区域の管理 (1) 管理区域への立入制限等 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服、履物等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の1/10を超えないようにする。	—	—	△	管理区域の措置(出入管理、物品搬出入管理)については、第58条(管理区域への出入管理)、別表22(身体及び身体に着用している物の表面密度)、第67条(物品の移動)、別表29(物品等の移動に係る基準)に規定している。
			6-4	ハ 施設放射線管理 (ヘ) 物品の搬出入管理 本施設の管理区域への物品の持込み及び持出しは、原則として所定の場所で行い、ここで物品の搬出入管理を行う。第1種管理区域から物品を持ち出そうとする場合には、サーベイメータ又は放射能測定装置によって持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度の検査を行う。	—	—	△	物品の搬出入管理については、第67条(物品の移動)、別表29(物品等の移動に係る基準)に規定している。 サーベイメータ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定している。 放射能測定装置の設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等)に

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								する業務の担当課長) 4. (2) (3) に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。
13-19	別-122	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(イ) 放射線防護に関する基本方針</p> <p>管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、放射性物質による汚染の有無により、区域管理及び作業管理を行う。</p> <p>また、管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分し、区域管理及び作業管理を行う。</p> <p>なお、第2種管理区域は、外部放射線に係る線量のみの管理を行う。</p>	6-3	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ハ) 線量当量率等の測定</p> <p>管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p>	—	—	△	管理区域における線量当量率等の適切な場所への表示については、第65条（線量当量等の測定）第3項に規定している。
			6-3	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ハ) 線量当量率等の測定</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定</p> <p>管理区域においては、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。</p>	I-1-50	<p>第2章 個別項目</p> <p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備</p> <p>管理区域においては、外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行うため、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。</p>	△	<p>線量当量率等の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。</p> <p>サーベイメータ、積算線量計の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>積算線量計の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④に規定している。</p>
			6-3	<p>ハ 施設放射線管理</p> <p>(ハ) 線量当量率等の測定</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度の測定</p> <p>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンブラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。</p>	I-1-50	<p>第2章 個別項目</p> <p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備</p> <p>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンブラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。</p>	△	<p>空気中の放射性物質濃度の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。</p> <p>エアスニッフア、ダストサンブラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>エアスニッフア、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)②、4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。</p>



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映		
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明	
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容			
		6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 (2) 空気中の放射性物質濃度の測定 測定前に前処理が必要な場合は分析室のスクラバ付ドラフトチェンバを使用する。	—	—		△	測定前処理のためにドラフトチェンバを使用することについては、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画に規定している。	
		6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 (3) 表面の放射性物質の密度の測定 第1種管理区域においては、従事者及び一時立入者が頻繁に立ち入る箇所について、定期的及び必要の都度スミア法又は直接法により、床、壁及びその他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を放射能測定装置又はサーベイメータにより測定を行う。	I-1-50	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 第1種管理区域の床、壁及びその他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を、スミア法又は直接法により測定するための放射能測定装置又はサーベイメータを設ける。		△	表面の放射性物質の密度の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。 放射能測定装置、サーベイメータの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。	
		6-3	ハ 施設放射線管理 (二) 作業管理 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限、局所排気装置の使用等必要な条件を定め、従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。 また、必要に応じて事前に作業訓練を行う。	—	—		△	作業時の放射線管理については、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画において作業に応じた具体的な放射線防護措置を規定している。	
		6-3	ハ 施設放射線管理 (二) 作業管理 作業中に適宜、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を測定し、必要な場合には、遮蔽物の使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。	—	—		△	作業時の放射線管理については、第62条（作業に伴う放射線管理）を踏まえ、作業計画において作業に応じた具体的な放射線防護措置を規定している。	
13-20	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 従事者及び一時立入者を放射線被ばくから防護するため、遮蔽及び閉じ込めの管理を行うとともに、線量の管理が、容易かつ確実に実行できるようにするため、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、エアスニッフア及び放射能測	6-3	ハ 施設放射線管理 (ハ) 線量当量率等の測定 従事者及び一時立入者の線量の管理が、確実に実行できるようにするため、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの状況を把握する。	I-1-50	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンブラにより		△	管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		定装置により、管理区域の放射線レベル及び放射能レベルの状況を把握する。			I-1-50	<p>空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。</p> <p>第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 第1種管理区域の床、壁及びその他の他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を、スミア法又は直接法により測定するための放射能測定装置又はサーベイメータを設ける。</p>		<p>エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>エアスニッフア、積算線量計、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)②④、4.(2)(3)に規定している（積算線量計は4.(1)④(上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備として規定)）。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。</p>
13-21	—	—	6-4	<p>ハ 施設放射線管理 (ト) 濃縮・埋設事業所内外の運搬 本施設の核燃料物質等を濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）内において運搬する場合は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に定める運搬に関する措置を講じる。また、事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。なお、核燃料物質等を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外部放射線に係る線量当量率の検査を行う。</p>	—	—	△	<p>事業所内・外運搬については、第68条（事業所において行われる運搬）、第69条（事業所外への運搬）、別表29（物品等の移動に係る基準）に規定している。</p>
13-22	別-123	<p>一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (イ) 放射線防護に関する基本方針 従事者の個人被ばく管理は、外部被ばくによる線量当量の測定、作業環境の空気中の放射性物質濃度の測定等により、線量の評価を行うとともに、定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 なお、一時立入者については、外部被ばくに係る測定等により管理する。</p>	6-1	<p>ロ 従事者の個人被ばく管理 (イ) 管理区域立入り前の措置 従事者に対しては、あらかじめ次のような措置を講じる。 (1) 放射線防護に関する教育を行う。 (2) 被ばく歴及び健康診断結果を調査し、問題のないことを確認する。</p>	—	—	△	<p>放射線防護に関する教育及び健康診断結果の調査については、第58条（管理区域への出入管理）第2項を踏まえ、手順書に必要な教育項目、健康診断結果の調査を規定している。</p> <p>なお、必要な教育項目のうち保安教育については、第87条（保安教育）、別表31（社員等への保安教育実施方針）、別表32（請負事業者等への保安教育実施方針）に規定している。</p> <p>被ばく歴及びの調査については、第61条（線量の評価及び通知）第1項に規定している。</p>
			6-1	ロ 従事者の個人被ばく管理	—	—	△	従事者の線量限度管理について

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			(ロ) 従事者の線量限度 従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないようにする。					では、第61条（線量の評価及び通知）第3、4項、別表23（放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度）、別表24（放射線業務従事者の線量限度）に規定している。
		6-1	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ハ) 線量の管理 (1) 外部被ばくによる線量の管理 従事者には、管理区域内において個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量を測定し、定期的に線量を評価することにより行う。 なお、一時立入者に関しては、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。	—	—		△	従事者及び一時立入者の線量当量管理については、第61条（線量の評価及び通知）、別表23（放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度）、別表24（放射線業務従事者の線量限度）に規定している。 個人線量計の着用については、第58条（管理区域への出入管理）第6項第2号に規定している。
		6-1	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ハ) 線量の管理 (1) 外部被ばくによる線量の管理 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量の測定を行う。	—	—		△	個人線量計の着用については、第58条（管理区域への出入管理）第6項第2号、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項を踏まえ、作業画に着用する個人線量計を規定している。
		6-1	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ハ) 線量の管理 (2) 内部被ばくによる線量の管理 内部被ばくによる線量の管理は、作業環境の空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を評価することにより行う。 また、必要に応じてバイオアッセイを行う。	—	—		△	内部被ばく管理については、第61条（線量の評価及び通知）第3、4項、別表23（放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度）、別表24（放射線業務従事者の線量限度）に規定している。 バイオアッセイの実施については、第61条（線量の評価及び通知）第3項を踏まえ、手順に規定している。
		6-2	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ハ) 線量の管理 (3) 線量評価結果の通知及び記録 線量の評価結果は定期的に記録し、従事者本人に通知するとともに、以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。	—	—		△	線量の評価結果の記録、従事者本人への通知については、第61条（線量の評価及び通知）第3、4項、第90条（記録）、別表35（保安に関する記録）に規定している。 以後の放射線管理及び健康管理については、第58条（管理区域への出入管理）第2項を踏まえ、手順書に規定している。
		6-2	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ニ) 健康管理 「労働安全衛生規則」による健康診断の他、「電離放射線	—	—		△	健康診断の実施については、第58条（管理区域への出入管理）第2項を踏まえ、手順書に規定



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			障害防止規則」に基づき従事者について健康診断を実施し、定期的にその健康状態を把握する。					している。
		6-2	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ニ) 健康管理 健康診断結果及び線量評価結果による医師の勧告等を考慮し、必要がある場合は、保健指導及び就業上の措置を講じる。	-	-		△	保健指導及び就業上の措置については、第58条（管理区域への出入管理）第2項を踏まえ、手順書に規定している。
		6-2	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ニ) 健康管理 本施設において放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合は、必要な応急措置を講じる。	-	-		△	放射線障害の発生又はそのおそれのある場合の応急措置については、第81条（応急措置）第2項に規定している。
		6-2	ロ 従事者の個人被ばく管理 (ホ) 放射線防護教育 従事者に対して必要な項目について、放射線防護教育を定期的に行う。	-	-		△	放射線防護に関する教育については、第58条（管理区域への出入管理）第2項を踏まえ、手順書に必要な教育項目を規定している。 なお、必要な教育項目のうち保安教育については、第87条（保安教育）、別表31（社員等への保安教育実施方針）、別表32（請負事業者等への保安教育実施方針）に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書 (第5回)		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
14-1	別-25	一、加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 通常時及び設計基準事故時等において、周辺監視区域境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視・測定するための設備を設ける設計とともに、設計基準事故時等に周辺監視区域境界付近における HF 濃度を監視・測定するための機器を備える。	5-95	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 本施設の通常時及び設計基準事故時等において、施設から放出される放射性物質の濃度や、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、 <b>放射線監視・測定設備を設けるとともに、試料分析関係設備、放出管理分析設備及びその他設備として気象観測機器、放射能観測車を備える設計とする。</b>	—	—	△	線量当量等の監視・測定については、第 65 条 (線量当量等の測定)、別表 27 (管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定) に規定している。 線量当量等の監視・測定に用いる放射線測定器 (放射線監視・測定設備、試料分析関係設備、放出管理分析設備、気象観測機器) の管理については、第 66 条 (放射線測定器類の管理)、別表 28 (放射線測定器類) に規定している。 なお、放射線監視・測定設備とは別表 28 のうち排気用モニタ、排気用 HF モニタ、積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを指し、試料分析関係設備及び放出管理分析設備とは別表 28 のうち放射能測定装置を指す。
			5-96	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 ③ 設計基準事故時等における監視及び測定 設計基準事故時等に迅速な対策が行えるよう、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するとともに HF の放出状況を把握するため、 <b>工程用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、モニタリングポスト、ダストサンプラ、気象観測機器及び放射能観測車を備えるとともに、サーベイメータ、半導体材料ガス検知器 (HF 検知器) 等の資機材を備える設計とする。</b>	I-1-49	第 2 章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (3) <b>設計基準事故時等に迅速な対策が行えるよう、上記設備に加えてサーベイメータ、半導体材料ガス検知器 (HF 検知器) 等の資機材を配備することを加工施設保安規定にて定めて管理する。</b>	△	設計基準事故時等における空間線量率、空気中の放射性物質濃度の監視・測定及び HF の放出状況の把握については、第 21 条の 4 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備) 第 2 項、添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) 1.4 ④に規定している。 工程用モニタ (均質・ブレンディング設備)、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、気象観測機器の設備としての管理については、別表 1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 1. (3)、4. (1)①、4. (5)に規定している

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
							○	<p>（気象観測機器は別表14.(5)その他設備として規定）。排気用HFモニタ、モニタリングポスト、ダストサンプラ、気象観測機器の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>サーベイメータ、半導体材料ガス検知器（HF検知器）の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p> <p>○ モニタリングポストの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)③、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定する。</p> <p>排気用HFモニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定する。</p> <p>排気用モニタ、換気用モニタ、放射能観測車の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。</p>
		5-96	<p>へ その他の安全設計            (ヌ) 放射線管理に対する考慮            (2) 監視設備            ③ 設計基準事故時等における監視及び測定            事故時対処を確実にできるように、第1種管理区域の2号発回均質室、2号中間室、1号均質室、搬送通路の各所及び第2種管理区域の2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物庫、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫の室入口付近にHF</p>	I-1-48	<p>第2章 個別項目            4. 放射線管理施設            4.1 放射線監視・測定設備            (1) 屋内管理用の主要な設備            本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。</p>		○	<p>新設するHFセンサの設備・保安上特に管理を必要とする設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)①、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管</p>



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								理を必要とする設備) 放射線監視・測定設備、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。
14-2	別-67	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ル 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>本施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物の濃度の測定及び放射能レベルの監視を行うため<b>排気用モニタを設けるとともに、排気用 HF モニタにより HF の放出状況を把握する。</b></p>	5-96	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(ヌ) 放射線管理に対する考慮</p> <p>(2) 監視設備</p> <p>① 施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定</p> <p>放射性気体廃棄物の放出経路となる排気口には、放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、放射線監視・測定設備として<b>排気用モニタを設け、排気中の放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を超えないよう監視するとともに、排気用 HF モニタにより HF の放出状況を把握する。</b></p>	I-1-49	<p>第2章 個別項目</p> <p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備</p> <p>本施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物の濃度の測定及び放射能レベルの監視を行うため<b>排気用モニタを設けるとともに、排気用 HF モニタにより HF の放出状況を把握する。</b></p>	△	<p>排気口より放出される放射性物質濃度の監視・測定については、第51条(放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値)、別表19(放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値)、別表20(放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度)、別表21(放出管理用計測器の種類等)に規定している。</p> <p>HF の放出状況の把握については、第17条(操作上の一般事項)第1項を踏まえ、手順書に規定している。</p> <p>排気用モニタの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)</p> <p>4.(1)①、第22条(保安上特に管理を必要とする設備)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)放射線監視・測定設備に規定している。</p> <p>排気用 HF モニタの設備・放射線測定器類としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)4.(1)①、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定している。</p>
							○	<p>排気用モニタの放射線測定器類としての管理については、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。</p> <p>排気用 HF モニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第22条(保安上特に管理を必要とする設備)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)放射線監視・測定設備に規定する。</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
14-3	別-67	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 周辺監視区域境界付近に外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定のために積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを設ける。	5-96	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 ② 周辺監視区域境界付近における空間線量率等の監視及び測定 本施設の周辺監視区域境界付近には、外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、放射線監視・測定設備としてモニタリングポスト、積算線量計及びダストサンプラを設ける設計とする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 周辺監視区域境界付近に外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定のために積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを設ける。	△	周辺監視区域境界付近の線量当量等の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項に規定している。 モニタリングポスト、積算線量計、ダストサンプラの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 積算線量計の設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。
							○	モニタリングポストの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)③、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定する。
14-4	別-68	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 排気用モニタ、排気用HFモニタ及びモニタリングポストの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。モニタリングポストの測定値は、緊急時対策所（事業部対策本部室）においても表示する。	5-96	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 ③ 設計基準事故時等における監視及び測定 工程用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、モニタリングポストの測定値及び気象観測機器の観測値は、設計基準事故時における迅速な対応のため、中央制御室において表示及び記録し、工程用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ及びモニタリングポストの測定値が通常時を超える異常な値を検知した場合に警報を発する設計とする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 排気用モニタ、排気用HFモニタ及びモニタリングポストの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。モニタリングポストの測定値は、緊急時対策所（事業部対策本部室）においても表示する。	△	設計基準事故時等における空間線量率、空気中の放射性物質濃度の監視・測定及びHFの放出状況の把握については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第2項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4④に規定している。 工程用モニタ（均質・ブレンディング設備）、排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、気象観測機器の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）1.(3)、4.(1)①、4.(5)に規定している（気象観測機器は別表1

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								<p>4. (5)その他設備として規定)。 排気用 HF モニタ、モニタリングポスト、気象観測機器の放射線測定器類としての管理については、第 66 条 (放射線測定器類の管理)、別表 28 (放射線測定器類) に規定している。</p> <p>○ モニタリングポストの設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表 1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (1)③、第 22 条 (保安上特に管理を必要とする設備)、別表 5 (保安上特に管理を必要とする設備) 放射線監視・測定設備に規定する。 排気用 HF モニタの保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、第 22 条 (保安上特に管理を必要とする設備)、別表 5 (保安上特に管理を必要とする設備) 放射線監視・測定設備に規定する。 排気用モニタ、換気用モニタの放射線測定器類としての管理については、第 66 条 (放射線測定器類の管理)、別表 28 (放射線測定器類) に規定する。</p>
14-5	別-68	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析、放射能測定を行うため、 <b>放射能測定装置を備える。</b>	5-96	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 ① 施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定採取した試料の放射能測定を行うため、 <b>放射管理分析設備を備える</b> 設計とする。 放射性液体廃棄物の処理設備で採取した試料の放射能測定を行うため、 <b>放射管理分析設備</b> を備える設計とする。	I-1-49	第 2 章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析、放射能測定を行うため、 <b>放射能測定装置を備える。</b>	△	放射管理分析設備 (放射能測定装置) の設備・放射線測定器類としての管理については、別表 1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (2)、第 47 条 (放射性液体廃棄物)、第 51 条 (放射性気体廃棄物)、別表 21 (放射管理用計測器の種類等)、第 66 条 (放射線測定器類の管理)、別表 28 (放射線測定器類) に規定している。
14-6	別-68	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 本施設外の放射線管理用試料の測定を行うため、 <b>放射能測定装置を備える。</b>	5-96	へ その他の安全設計 (ヌ) 放射線管理に対する考慮 (2) 監視設備 ② 周辺監視区域境界付近における空間線量率等の監視及び測定 周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、 <b>試料分析関係設備を備える</b> 設計とする。	I-1-49	第 2 章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 本施設外の放射線管理用試料の測定を行うため、 <b>放射能測定装置を備える。</b>	△	試料分析関係設備 (放射能測定装置) の設備・放射線測定器類としての管理については、別表 1 (施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 4. (3)、第 65 条 (線量当量等の測定)、別表 27 (管理区域及び



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
								周辺監視区域等における線量当量等の測定、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。
14-7	別-68	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （ロ）屋外管理用の主要な設備の種類 敷地内に気象を観測する気象観測機器を設ける。 気象観測機器の観測値は、中央制御室及び緊急時対策所（事業部対策本部室）において表示する。	5-96	へ その他の安全設計 （ヌ）放射線管理に対する考慮 （2）監視設備 ③ 設計基準事故時等における監視及び測定 モニタリングポストの測定値及び気象観測機器の観測値は、中央制御室及び緊急時対策所（事業部対策本部室）において表示するとともに、モニタリングポストから中央制御室及び緊急時対策所（事業部対策本部室）への伝送系は多様性を有する設計とする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （2）屋外管理用の主要な設備 敷地内に気象を観測する気象観測機器を設ける。 気象観測機器の観測値は、中央制御室及び緊急時対策所（事業部対策本部室）において表示する。	△	モニタリングポスト、気象観測機器の放射線測定器類としての管理については、第65条（線量当量等の測定）、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 気象観測機器の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.（5）に規定している。
14-8	別-68	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （ロ）屋外管理用の主要な設備の種類 敷地周辺の空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するため放射能観測車を備える。	—	—	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （2）屋外管理用の主要な設備 敷地周辺の空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するため放射能観測車を備える。	○	放射能観測車の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。
14-9	別-69	一、加工施設の位置、構造及び設備 ル 放射線管理施設の構造及び設備 （ロ）屋外管理用の主要な設備の種類 表は記載省略 注2：廃棄物理施設と共用する。	5-95	へ その他の安全設計 （ヌ）放射線管理に対する考慮 （2）監視設備 積算線量計、モニタリングポスト、気象観測機器及び放射能観測車の測定値等は、廃棄物理施設においても使用する。	—	—	○	廃棄物理施設との共用設備については、別表28（放射線測定器類）に規定する。
14-10	別-121	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の設定 管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （1）周辺監視区域の設定 管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域	—	—	△	周辺監視区域の設定については、第60条（周辺監視区域）、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		び空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。 実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。		外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。				
14-11	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （4）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。	I-1-52	5. その他の加工施設 5.6 不法侵入等防止設備 不法侵入等防止設備は、本施設への人の不法な侵入等を未然に防止するためのフェンス及び出入管理装置で構成する。	△	周辺監視区域の設定については、第60条（周辺監視区域）、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）に規定している。
14-12	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （4）周辺監視区域の管理 周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つ。	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の管理 周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つことはもとより、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するものとし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（50μSv/y）を十分下回る線量とする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （4）排気中の放射性物質濃度の計測 排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	△	公衆の線量を合理的に達成できる限り低減することについては、第42条（放射性廃棄物管理に係る基本方針）に規定している。
14-13	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （ロ）管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 （4）周辺監視区域の管理 （ニ）周辺環境における放射線監視 周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域境界付近において、空气中の放射性物質の濃度の定期的な測定及び外部放射線に係る線量当量の測定・監視をするとともに、必要な気象を観測する。	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 （イ）周辺監視区域の設定及び管理 （2）周辺監視区域の管理 これらを満足していることを確認するために、周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空气中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 （2）屋外管理用の主要な設備 周辺監視区域境界付近に外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空气中の放射性物質の濃度の測定のために積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを設ける。	△	周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質濃度等の測定については、第65条（線量当量等の測定）、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。 積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラの放射線測定器類としての管理については、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。 積算線量計の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④に規定している。
			6-5	ニ 周辺環境における放射線監視				

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			(イ) 周辺監視区域の設定及び管理 (2) 周辺監視区域の管理 平常時及び事故時に放射性物質の濃度及び空間線量率を監視する。そのため、周辺監視区域境界付近には、本施設周辺の人の居住状況等を考慮し、東方向に平常時及び事故時に放射性物質の濃度の監視ができる検出器を備えたダストサンプラを設置し、北西、北、南東方向に、平常時及び事故時に線量の監視ができる検出器を備えたモニタリングポストを設置する。					安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)③、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）、別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備に規定する。
		6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 (イ) 周辺監視区域の設定及び管理 (2) 周辺監視区域の管理 周辺監視区域内において、風向、風速、温度、雨量、日射量、放射収支量を観測し、記録するものとする。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 敷地内に気象を観測する気象観測機器を設ける。	△	風向、風速等の観測については、第65条（線量当量等の測定）、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。気象観測機器の設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(5)、別図3（保全区域及び周辺監視区域図、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。	
14-14	別-122	一、加工施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (ロ) 管理区域及び周辺監視区域の設定及び管理 (4) 周辺監視区域の管理 (ニ) 周辺環境における放射線監視 周辺監視区域外における放射線監視として、土壌及び湖沼水並びに空気中に含まれる放射性物質濃度を定期的に測定する。	6-5	ニ 周辺環境における放射線監視 (ロ) 周辺監視区域外における放射線監視 土壌及び湖沼水を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。	I-1-49	第2章 個別項目 4. 放射線管理施設 4.1 放射線監視・測定設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 本施設外の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える。	△	土壌及び湖沼水等の測定については、第65条（線量当量等の測定）、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、別図3（保全区域及び周辺監視区域図）、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(2)(3)に規定している。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。



## (No. 15 非常用電源設備)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
15-1	別-69	ヲ その他の加工施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 ディーゼル発電機は、必要な容量の発電機を2基設置する設計とする。	5-97	へ その他の安全設計 (ル) 電源喪失に対する考慮 非常用電源設備は、十分な容量のディーゼル発電機(2基)、直流電源設備及び無停電電源装置で構成し、図5-14及び次表(非常用電源設備の主要な機器及び非常用電源設備の負荷)に示す。	I-1-51	第2章 個別項目 5. その他の加工施設 5.1 非常用設備 非常用設備は、非常用電源設備、自動火災報知設備、温度センサ、消火器、消火設備、屋外消火栓設備、遠隔消火設備、防火扉、防火シャッター、非常用照明及び誘導灯、設計基準事故時等の対応に必要な可搬式照明にて構成する。	△	ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置の設備・保安上特に管理を必要とする設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 5.(1)、別表5(保安上特に管理を必要とする設備)非常用設備に規定している。
15-2	別-69	ヲ その他の加工施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 この他に、自動火災報知設備、温度センサ、消火器、消火設備、屋外消火栓設備、遠隔消火設備、防火扉、防火シャッターを設けるとともに非常用照明及び誘導灯を設置する。					△	自動火災報知設備、消火器、消火設備、屋外消火栓設備、防火扉、防火シャッター、非常用照明、誘導灯の設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長) 5.(1)に規定している。
15-3	別-69	ヲ その他の加工施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 設計基準事故時等の対応に必要な可搬式照明を配備する。	5-97	へ その他の安全設計 (ル) 電源喪失に対する考慮 設計基準事故時等において用いる携帯用照明器具、照明装置、発電機等は、予備機を含めて必要な数量を用意し、事故時の活動に必要な場所で使用できるように配備する。	I-1-51	第2章 個別項目 5. その他の加工施設 5.1 非常用設備 非常用設備は、非常用電源設備、自動火災報知設備、温度センサ、消火器、消火設備、屋外消火栓設備、遠隔消火設備、防火扉、防火シャッター、非常用照明及び誘導灯、設計基準事故時等の対応に必要な可搬式照明にて構成する。	△	可搬式照明については、第78条(安全避難通路等)第1項に規定している。

## (No. 16 通信連絡設備)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
16-1	別-74	一、加工施設の位置、構造及び設備 ヲ その他の加工施設の構造及び設備 (二) その他の主要な事項 (5) 通信連絡設備 ② 主要な設備 a. 所内通信連絡設備 ・ ページング装置 ・ 所内携帯電話 ・ 業務用無線設備 (アナログ式)	5-98	へ その他の安全設計 (ヲ) 通信連絡に対する考慮 通信連絡設備の一覧表を次表に示す。	I-1-53	第2章 個別項目 5. その他の加工施設 5.8 通信連絡設備 (1) 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備は、ページング装置、所内携帯電話及び業務用無線にて構成する。 (2) 所外通信連絡設備 所外通信連絡設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話及び衛星電話にて構成する。	△	通信連絡設備の資機材としての管理については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) 1.3、表-1に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用無線設備（デジタル式）</li> <li>b. 所外通信連絡設備</li> <li>・緊急時電話回線</li> <li>・ファクシミリ装置</li> <li>・携帯電話</li> <li>・衛星電話</li> </ul>						通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.（6）に規定している。
16-2	別-75	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヲ その他の加工施設の構造及び設備</p> <p>（二）その他の主要な事項</p> <p>（6）緊急時対策所</p> <p>① 構造</p> <p>緊急時対策所（事業部対策本部室）は、設計基準事故時等において、必要な情報を所内通信連絡設備により把握し、現場の作業員に対して必要な対策指示が行える設計とする。また、所外通信連絡設備を設置し、本施設の状況を事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類</p> <p>a. 所内通信連絡設備（通信連絡設備と兼用）</p> <p>b. 所外通信連絡設備（通信連絡設備と兼用）</p>	5-100	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（ヨ）緊急時対策所（事業部対策本部室）に関する考慮</p> <p>（1）緊急時対策所（事業部対策本部室）は、設計基準事故等の本施設の異常が発生した場合において、中央制御室及び現場で確認された本施設の異常を所内通信連絡設備により把握し、中央制御室の作業員又は現場の作業員に対して異常の終止に向けた対策指示が行える設計とする。</p> <p>（2）緊急時対策所（事業部対策本部室）には所外通信連絡設備を設置し、本施設の状況を国等の事業所外の必要箇所に通信連絡が行える設計とする。</p>	I-1-53	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他の加工施設</p> <p>5.9 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所（事業部対策本部室）は、設計基準事故時等において、必要な情報を所内通信連絡設備により把握し、現場の作業員に対して必要な対策指示が行える設計とする。また、所外通信連絡設備を設置し、本施設の状況を事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p>	△	緊急時対策所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第1号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.1（4）に規定している。通信連絡設備の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.（6）に規定している。
16-3	別-75	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヲ その他の加工施設の構造及び設備</p> <p>（二）その他の主要な事項</p> <p>（7）中央制御室</p> <p>① 構造</p> <p>中央制御室は、本施設の運転状態を監視するための監視操作盤等（警報設備）を設け、得られた情報を基に所内通信連絡設備を用いて現場の作業員に対して必要な対策指示が行える設計とする。管理廃水処理設備の監視操作盤等は、管理廃水処理室に設置し、中央制御室で管理廃水処理設備の異常を知らせる警報を確認できる設計とする。また、所外通信連絡設備を設置し、本施設の状況を事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類</p> <p>a. 所内通信連絡設備（通信連絡設備と兼用）</p> <p>b. 所外通信連絡設備（通信連絡設備と兼用）</p> <p>c. 計測制御設備の監視操作盤等</p>	5-101	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（タ）中央制御室に関する考慮</p> <p>（1）中央制御室には、以下の事項について本施設の運転状態を監視するための監視操作盤等を設置する。また、以下の事項に関する警報について記録する。</p> <p>① 温度、圧力、重量等のパラメータの異常</p> <p>② 地震発生（地震計による）</p> <p>③ UF<sub>6</sub>の漏えい</p> <p>④ 火災の発生</p>	I-1-53	<p>第2章 個別項目</p> <p>5. その他の加工施設</p> <p>5.10 中央制御室</p> <p>中央制御室は、本施設の運転状態を監視するための監視操作盤等（警報設備）を設け、得られた情報を基に所内通信連絡設備を用いて現場の作業員に対して必要な対策指示が行える設計とする。管理廃水処理設備の監視操作盤等は、管理廃水処理室に設置し、中央制御室で管理廃水処理設備の異常を知らせる警報を確認できる設計とする。また、所外通信連絡設備を設置し、本施設の状況を事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p>	△	記録については、第90条（記録）、別表35 保安に関する記録に規定している。
			5-101	<p>へ その他の安全設計</p> <p>（タ）中央制御室に関する考慮</p> <p>（2）中央制御室において異常を確認した場合、監視操作盤等により必要な操作を実施するとともに、所内通信連絡設備を用いて現場の作業員に対して必要な対策指示を行う。また、現場の作業員が異常を確認した場合は所内通信連絡設備を用いて中央制御室に対して連絡を行う。必要な操作、必要な対策指示を以下に示す。</p>			△	所内通信連絡設備の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			<p>① インターロックの機能確認</p> <p>② 大規模な自然災害の発生や本施設内外の大きな事故に伴う運転停止の措置</p> <p>③ 遠隔消火設備の操作</p> <p>④ 現場の作業員に対する退避の指示</p>					<p>る。</p> <p>所内通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5. (6)に規定している。</p>
		5-101	<p>へ その他の安全設計</p> <p>(タ) 中央制御室に関する考慮</p> <p>(3) 中央制御室には所外通信連絡設備を設置し、本施設の状態を事業所外の必要箇所に通信連絡が行える設計とする。</p>				△	<p>異常時の必要な操作については、第17条（操作上の一般事項）、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1項、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4、2.4、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4、2.に規定している。</p>
							△	<p>所外通信連絡設備の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p>

(No. 17 重大事故等の拡大の防止等)

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
17-1	別-131	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p>	7-18	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(2) UF<sub>6</sub>の漏えいの対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>a. 事故の状況把握に関して、プロセスデータ、<b>工程用モ</b></p>	I-1-48	<p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備</p> <p><b>排気用 HF モニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する設計とする。</b></p> <p><b>HF センサ</b>によるUF<sub>6</sub>の漏えい検知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監</p>	△	<p>事故の状況把握については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第2項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4④に規定している。</p> <p>工程用モニタ（均質・ブレンデ</p>



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		<p>(2) UF<sub>6</sub>の漏えいの対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>UF<sub>6</sub>の漏えい又はそのおそれを確認した場合は、送排風機の停止・ダンパの閉止操作を行い、中央制御室でインターロックの作動状況を確認するとともに、生産運転停止等の処置を講じる。インターロックの不作動時には、中央制御室からの遠隔手動操作又は電源設備において電源断操作を実施する。</p> <p>また、2号発回均質室内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるため、必要な装備を準備して現場に向い、2号発回均質室シャッタのカーテンを封鎖するとともに、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制するため、建屋周囲への放水を実施する。</p>		<p>ニタ及び排気用モニタに加えて、これら監視機能が作動できなかった場合においても、事故の状況を推定するために有効な情報を把握できるようHFセンサを均質槽付近等に設置する。HFセンサによるUF<sub>6</sub>の漏えい検知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。また、現場における対策活動を行う際には、可搬式の半導体材料ガス検知器（HF検知器）を携行して現場の状況を確認する。</p>		視可能とする。		<p>イング設備）、排気用モニタの設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）1.(3)、4.(1)①に規定している。</p>
					I-1-49	<p>4. 放射線管理施設</p> <p>4.1 放射線監視・測定設備</p> <p>(3) 設計基準事故時等に迅速な対策が行えるよう、上記設備に加えてサーベイメータ、半導体材料ガス検知器（HF検知器）等の資機材を配備することを加工施設保安規定にて定めて管理する。</p>	△	<p>新設するHFセンサの設備・保安上特に管理を必要とする設備・放射線測定器類としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)①、第22条（保安上特に管理を必要とする設備）別表5（保安上特に管理を必要とする設備）放射線監視・測定設備、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。</p> <p>排気用モニタの放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定する。</p>
			7-18	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(2) UF<sub>6</sub>の漏えいの対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>b. 中央制御室の監視操作盤にて手動により送排風機の停止・ダンパの閉止操作を実施する。これが不可の場合は、中央制御室に隣接している電源室の電気盤で電源断操作を実施する。</p>	—	—	△	<p>サーベイメータ、可搬式半導体材料ガス検知器（HF検知器）の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p> <p>送排風機の停止・ダンパの閉止操作については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑥に規定している。</p> <p>不可の場合の操作については、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		7-18	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処 (2) UF <sub>6</sub> の漏えいの対処 ② 具体的対処 c. インターロックは、フェールセーフ機構となっているが、作動が確認できない場合、これら操作を中央制御室において手動により操作する。さらに、手動操作が失敗した場合においては、中央制御室に隣接している電源室において、電源断の措置を講じる。	—	—	△	中央制御室での手動操作、手動操作が失敗した場合の電源断措置については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑤⑥を踏まえ、手順書に規定している。	
		7-18	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処 (2) UF <sub>6</sub> の漏えいの対処 ② 具体的対処 d. 中央制御室の監視操作盤にて運転停止（カスケードのUF <sub>6</sub> 排気回収及び加熱機器の運転停止）の手動操作を実施する。通常（ソフト）操作が不可の場合は、ハード操作を実施する。	—	—	△	中央制御室での手動操作については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑤⑥に規定している。 通常操作不可の場合のハード操作については、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。	
		7-19	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処 (2) UF <sub>6</sub> の漏えいの対処 ② 具体的対処 e. 2号発回均質室内に気体状のUF <sub>6</sub> 等を閉じ込めるため、化学防護服（簡易型）及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを装着して現場に向い、2号発回均質室入口付近が10ppm未満の場合には活動を継続し、2号発回均質室シャッター前のカーテンを封鎖する。	—	—	△	2号発回均質室前シャッター前カーテンの封鎖に係る活動については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑥を踏まえ、手順書に規定している。	
		7-19	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処 (2) UF <sub>6</sub> の漏えいの対処 ② 具体的対処 f. UF <sub>6</sub> が漏えいした場合は、消防自動車や屋上の放水装	—	—	△	消防自動車による散水については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑥を踏まえ、手順書に規定している。	

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			置（追加設置）による散水を実施し、敷地周辺への拡散を抑制する。 具体的には、屋外への漏えいがないことが確実な場合以外（状況が不明な場合）は、工場等周辺への気体状のUF <sub>6</sub> 等の拡散を抑制するため、消防自動車による散水及び屋上の放水装置による散水を実施し、工場等周辺への気体状のUF <sub>6</sub> 等の拡散を抑制する。	—	—	○	屋上放水装置による散水については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑥を踏まえ、手順書に規定する。	
		7-19	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 （ハ）重大事故に至るおそれがある事故の対処 ② 具体的対処 g. 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動を実施する。	—	—	△	非常時対策組織の要員・体制が整い次第行う設備応急活動については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4②に規定している。	
17-2	別-132	一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 （ハ）重大事故に至るおそれがある事故の対処 ③ 火災発生における事故の対処 ② 具体的対処 火災の発生を確認した場合は、現場の状況を確認し、中央制御室で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近、1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 中央制御室、2号発回均質室入口付近及び1号均質室入口付近での遠隔操作による消火に失敗した場合並びに遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、必要な装備を準備して火災の発現場でUF <sub>6</sub> を内包する機器に近い場所から優先的に消火を実施する。火災のみの場合は、現場での消火活動上、排風機は運転を継続し排煙を行う。	7-19	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 （ハ）重大事故に至るおそれがある事故の対処 ③ 火災発生における事故の対処 ② 具体的対処 a. 火災の感知については、煙感知器に加えて、UF <sub>6</sub> を内包するコールドトラップ及び均質槽付近に感知方法の異なる種類の火災感知設備及び温度センサを組み合わせて多様化を図る設計とする。温度センサによる火災感知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。	I-1-25	第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止 5.2 火災の感知及び消火 コールドトラップ及び均質槽には、近接して可燃性の機械油を内包する機器があることから、火災を早期に感知するため、感知方法の異なる種類の感知器及び温度センサを組み合わせて多様化を図る設計とする。 また、温度センサによる火災感知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能な設計とする。	○	新設する温度センサの設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(1)に規定する。
		7-20	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 （ハ）重大事故に至るおそれがある事故の対処 ③ 火災発生における事故の対処 ② 具体的対処 b. 火災が発生した場合は、中央制御室で遠隔消火設備の起動スイッチを操作する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布する。なお、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を	—	—	△	消火方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定している。	
						○	遠隔消火設備による消火方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。 なお、具体的な消火方法については、上記保安規定を踏まえ、	



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			<p>施する。</p> <p>火災が発生した場合は、遠隔消火ができるよう設計しているが、これが失敗した場合、対応要員の安全が確保できることを確認し、防火服を装着した対応要員によって現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行う。</p>					手順書に規定する。
		7-20	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(3) 火災発生における事故の対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>c. 中央制御室、2号発回均質室入口付近及び1号均質室入口付近での遠隔操作による消火に失敗した場合並びに遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、防火服及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを装着し、火災の発生現場でUF<sub>6</sub>を内包する機器に近い場所から優先して、室内で現場配備の消火器（最初に小型消火器を用い、次に大型の移動式消火器を用いる）により消火を実施する。火災のみの場合は、現場での消火活動上、排風機は運転を継続して排煙を行う。</p>	—	—	△	消火方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定している。	
		7-20	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(3) 火災発生における事故の対処</p> <p>② 具体的対処</p> <p>d. 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火を実施する。</p>	—	—	△	非常時対策組織の要員・体制が整い次第行う本格消火については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4③に規定している。	
17-3	別-132	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(4) UF<sub>6</sub>の漏えいと火災発生時の重畳における対処</p> <p>UF<sub>6</sub>の漏えいと火災が同時に発生していることを確認した場合は、気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散の抑制を優先的に実施し、更に必要に応じて火災の消火活動を実施する。</p>	7-20	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(4) UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳における対処</p> <p>① UF<sub>6</sub>の漏えいに対しては、中央制御室の監視操作盤及び中央制御室に隣接している電源室の電気盤における操作及び対応要員の安全を確保できる範囲で現場処置（化学防護服（簡易型）及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着による2号発回均質室前カーテン封鎖まで）を行い、並行して消防自動車及び屋上放水装置による放水を実施して気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散を抑制する。</p>	—	—	△	<p>気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散を抑制については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4①を踏まえ、手順書に規定している。</p>
						○	2号発回均質室前シャッター前カーテン、屋上放水装置の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模	

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映		
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明	
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容			
								損壊発生時の体制の整備) 第1項第3号、添付2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) 1.3、表-1に規定する。	
		7-20	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(4) UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳における対処</p> <p>② 火災に対しては、中央制御室で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布するが、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。</p>	—	—	○	遠隔消火設備による消火方法については、第21条の2 (火災発生時の体制の整備) 第1項、添付1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 1.4(1)7)に規定する。なお、具体的な消火方法については、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定する。		
		7-20	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(4) UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳における対処</p> <p>③ 遠隔消火失敗及び遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、対応要員の安全を確保できる範囲で火災の発生している室内に入室して現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行うとともに、漏えい箇所を冷却して漏えいを収束させる。</p>	—	—	△	消火活動については、第21条の2 (火災発生時の体制の整備) 第1項、添付1 (火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準) 1.4(1)7)を踏まえ、手順書に規定している。		
17-4	別-133	7-21	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(5) 生産運転停止等の対処</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には安全を最優先に生産運転停止等の措置を講じ、これに必要な管理体制、判断基準及び対処 (操作) の内容をあらかじめ定める。</p>	7-21	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故の対処</p> <p>(5) 生産運転停止等の対処</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が予測できる場合又は発生した場合には、安全を最優先に以下に示す生産運転停止等の措置を講じる。これらの措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) の内容は、保安規定に規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスケード設備は、UF<sub>6</sub>を排気し、UF<sub>6</sub>シリンダ類、コールドトラップ及びケミカルトラップに回収する。</li> <li>・均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、UF<sub>6</sub>を固体状態で機器内に閉じ込める操作を実施する。</li> <li>・万一、UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるため、</li> </ul>	—	—	△	重大事故に至るおそれがある事故が予測できる場合又は発生した場合の生産運転等の停止措置については、第21条の4 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備) 第1項、添付2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準) 1.4⑤⑥に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
17-5	別-133	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>本施設では、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を整備するものとし、UF<sub>6</sub>の漏えいに伴う化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>資機材等については、対策活動に必要な保有数・容量を考慮するとともに、事故時に確実に使用することができるよう保管場所及び保管中の機能維持について考慮し、作業環境を踏まえた機能を有するものを配備する。また、アクセスルートを適切に考慮して事故時において確実に対策が実施できるようにする。</p>	7-21	<p>送排風機の停止・ダンパを閉止する。</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>(8) 事故の対処に必要な資機材として、消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具等を整備する。また、対処に必要な量の貯水槽を整備する。これらの資機材は、必要な個数及び容量を整備する。さらに、大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。</p> <p>本施設が大規模損壊に至る場合であっても、本施設専用の消防自動車により建屋及び建屋周辺に放水することで対処する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を表 7-1、屋内の主要資機材置場を図 7-1-1、屋外の主要資機材置場を図 7-1-2 に示す。</p>	I-1-51	<p>5. その他の加工施設 (非常用設備の設備概要)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材として、事故対処に必要な現場対処用資機材、応急・復旧工具等その他資機材、消防用資機材 (UO<sub>2</sub>F<sub>2</sub>・HF 拡散抑制用の放水含む) 等の資機材を整備する。</p> <p>なお、停電、夜間等の作業環境を考慮するとともに、従事者の作業安全を確保するため、化学的影響を考慮した化学防護服、HF 測定器等の資機材を整備する。</p> <p>資機材は、活動内容、要員数等に対して必要な数量を確保する設計とし、貯水槽は、想定される放水箇所、放水時間を考慮した容量を確保する設計とする。</p> <p>資機材の保管場所は、竜巻等の自然災害を考慮し、屋内又は2号発回均質棟から十分な距離を確保した場所とする。</p>	△	<p>配備する資機材については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定している。</p>
							○	<p>消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加、保有数、配置については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定する。</p>
							○	<p>貯水槽の設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)5.(9)に規定する。</p>
							○	<p>資機材の保有数については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定する。</p>
							○	<p>消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加、保有数については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定する。</p>
							○	<p>貯水槽の設備としての管理については、別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)5.(9)に規定する。</p>
							○	<p>資機材の保有数については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための活動が確実に実行できるようにするため、以下の基本的考え方にに基づき必要な数量を確保する。</p> <p>基準Ⅰ：化学防護服等の対策活動要員の人数分や活動単位毎に必要な資機材等は、資機材等の保管場所の地震等による損傷可能性、保管場所の数等を考慮した上で必要数を確保する。</p> <p>基準Ⅱ：ペーキング装置等の使用上各所に配備する資機材等は、故障等により使用できない場合でもいずれかの場所に配備した資機材等を代用して使用できるように必要数を確保する。</p> <p>基準Ⅲ：チェンジングルーム等の他の代替方法で同様の要求機能が満足できるものは、代替方法も含めて必要数を確保する。</p>



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			<p>基準IV：初期対応等で運転管理班員、消火班員、指揮者等の対応者が直ちに使用する必要があり、特定の場所に配備する資機材等は、対応者の人数・使用方法に応じた必要数を確保する。</p> <p>また、建屋周囲の放水活動に使用する貯水槽は、液体 UF<sub>6</sub> の漏えい事故発生時に自然放熱により UF<sub>6</sub> が固体となるまでの時間に相当する 12～13 時間、消防自動車及び屋上放水装置により放水することが可能な量として設計する。</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>(2) 保管場所に対する考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材等は大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。</li> <li>・屋内保管の資機材等は、保管容器への収納又は保管棚へ保管し、地震による転倒・飛散防止対策を講じるとともに、内部飛来物の影響を受けないようにする。</li> <li>・屋外の保管庫は、損傷しても内部の資機材等を取出し可能な構造とする。</li> <li>・屋外の保管庫は、除雪及び除灰により資機材等の取出しに支障のないようにする。</li> <li>・屋外の保管庫は、排水溝を有する敷地内への設置等により浸水して資機材等が使用不可能とならないようにする。</li> <li>・屋外の保管庫は、自然現象等による外力により、万一、損傷した場合でも、収納する資機材等が飛来物とならないように固縛等の対策を実施する。</li> <li>・屋外の保管庫は、防火帯の内部に設置し、オイルヤード等の火災発生の可能性がある場所から離して設置する。</li> <li>・屋外の保管庫は、航空機落下による損傷を避けるため、UF<sub>6</sub> を内包する機器を収納する建屋から 100m 以上離して設置する。</li> </ul> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>(3) 機能維持に対する考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材等は、設計を上回る地震等の自然現象及び航空機</li> </ul>				○	資機材の保管場所については、第 21 条の 4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第 1 項第 3 号、添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3 に規定する。
							○	消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加、配置については、第 21 条の 4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第 1 項第 3 号、添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1 に規定する。
							○	貯水槽の設備としての管理については、別表 1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5. (9) に規定する。
							△	資機材の機能確保については、第 21 条の 4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第 1 項第 3 号、添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1 に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			<p>落下等の人為事象による外力で損傷することを可能な限り防止する、又は汎用品の使用等により交換・修理が容易な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材等は、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に発揮できるようにする。</li> <li>・貯水槽は、鉄筋コンクリート造とし、1Gの静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造とする。</li> </ul>				○	消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
			<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(二) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p> <p>(4) 作業環境に対する考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故に至るおそれがある事故発生時の現場環境（気体状のUF<sub>6</sub>等への暴露）及び悪天候等の条件を踏まえた資機材等を整備する。</li> <li>・停電、夜間等にも現場状況を把握可能な検知手段を整備し、検知手段の多重化・多様化を図る。</li> <li>・想定される高温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。</li> <li>・防護服装着時の熱中症対策として、保冷ベスト等を配備する。</li> <li>・想定される低温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。</li> <li>・放水活動に支障をきたすことのないように、貯水槽は地下に埋設して凍結を防止する。</li> <li>・放水活動（消防自動車・対応要員のアクセス）に支障をきたすことのないように、建屋の周囲は除雪・除灰する。強風時は建屋近傍に気体状のUF<sub>6</sub>等が滞留することなく近接可能であることから、安全距離を確保（地震によるコンクリート壁の剥落等を考慮）して可能な限り建屋に近接して放水活動を行う。</li> <li>・化学防護服は、HFが生地の表面に付着すると時間とともに浸透して生地を通過（破過）するため、破過までの時間余裕が十分ある仕様の化学防護服を配備する。</li> <li>・チェンジングルームは、HF濃度が1ppm未満、かつ溢水のない場所に設置する。</li> </ul>				○	貯水槽の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(9)に規定する。
							△	<p>資機材の配備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p> <p>熱中症対策、建屋周囲の除雪・除灰、チェンジングルームの設置場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1～3項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、1.4⑧を踏まえ、手順書に規定している。</p>
							○	消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
							○	貯水槽の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(9)に規定する。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ニ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等 (5) アクセスルートに対する考慮 アクセスルートは、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合は、非常扉から屋内へアクセスする等の複数のルートを確認する。また、停電時の対応のために可搬式の照明・非常用発電機を配備する。屋内アクセスルート図を図7-2-1、屋外アクセスルート図を図7-2-2に示す。			△	アクセスルートの確保については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4⑦、図-2に規定している。	
17-6	別-133	一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制 (1) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、対策活動を行う実施組織及び支援組織用の手順書を策定する。手順書には、必要な情報の種類、入手方法、判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対応事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。	7-23	ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制 (1) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、実施組織及び支援組織の活動に必要な「図7-3 事故対応フロー図」に示す内容について、事象の進展及び対策活動に応じた手順書を作成し、体系的に整備する。 手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。 ・重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF <sub>6</sub> を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定するとともに、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定するとともに、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順書並びに建屋の周囲で実施する放水等の事故対応の手順書を整備する。手順書には、現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）を定める。 ・UF <sub>6</sub> の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF <sub>6</sub> 等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対応の優先順位を決定するための判断基準を規定する。 ・大規模な自然災害が発生した場合、本施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応	—	—	△	手順書の整備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.4に規定している。



No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
				するものとし、あらかじめ対処の手順書を定める。				
17-7	別-133	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動の知識・技能向上を図るため、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練等の教育・訓練を定期的に行う。</p> <p>訓練では、放射性物質や化学物質等の影響、夜間や悪天候下等の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材等を用いた訓練を実施する。</p>	7-24	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の本施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を実施する。また、非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練を実施する。</p> <p>・各班の個別訓練等を通じて、事故対処に使用する資機材、装備品の繰り返し取扱い訓練による技能の習熟を図るとともに、汎用機器の予備品交換等の経験などを積み、事故対処の資機材、装備品を熟知する。</p> <p>・訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</p> <p>・事故の対策に必要な資機材、装備品及び手順書を明確にし、いつでも使用可能なように維持管理するとともに、教育・訓練により資機材、装備品を使用し、技能の習熟を図る。</p> <p>① 総合訓練（年1回以上）</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織全体で連携した対策活動に係る訓練を実施する。</p> <p>② 非常時対策組織各班による個別訓練（年1回以上）</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る訓練を実施する。</p> <p>③ 加工施設の知識向上のための教育（年1回以上）</p>	—	—	△	教育・訓練については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第2号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.2に規定している。
17-8	別-133	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために</p>	7-24	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(ホ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>① 非常時対策組織</p>	—	—	△	体制の整備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第1号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.1、図-1に規定している。

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書（第5回）		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
		<p>必要な体制 (3) 体制の整備 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。 非常時対策組織には、本部、実施組織として運転管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救護班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。 また、他の原子力事業者等から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>		<p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。 非常時対策組織には、実施組織及び支援組織を設置し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定めるとともに、必要な要員数を確保する。 また、対策活動の指揮命令を行う本部を設置し、指揮者となる本部長には濃縮事業部長がその任に当たるとともに、その代行者を明確にする。 ・実施組織及び支援組織の各班の機能をあらかじめ明確にするとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。 ・実施組織として、本施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う運転管理班、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う設備応急班、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う消火班、避難誘導や被災者の救助等を行う総務班及び施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う放射線管理班を設置する。実施組織体制表を表7-2に示す。 ・実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する。 ・技術支援組織として、技術的検討や資料作成を行う技術支援班を設置するとともに、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う本部事務局、社外への広報活動を行う広報班、被災者の救護活動を行う救護班、必要な応急資機材の調達を行う資材班及び活動期間中に必要な食料の手配等を行う厚生班を設置する。 ・非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた場所（緊急時対策所）を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備え、常に使用可能な状態に点検・整備する。 ・重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。 また、迅速かつ的確な情報連絡・要員召集を実施するために、通常勤務時間帯及び夜間・休日の連絡責任者が必要な要員を召集できるように資機材、装備品を整備するとともに、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>② 自衛消防隊 ・自衛消防隊は、航空機墜落火災を含む敷地内の火災発生時に対応する実施組織及び支援組織を設置し、それらの責任の所在を明確にする。 ・自衛消防隊の長（管理権原者）は、「濃縮事業部長」とする。</p>				<p>通信連絡設備の資機材としての管理については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。</p>

No.	事業変更許可申請書				設計及び工事の計画の認可申請書 (第5回)		保安規定への反映	
	本文		添付書類		基本設計方針		対応状況	説明
	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容	頁番号	記載内容		
			<p>③ 防火・防災管理組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災時及び地震時における出火に備え、日常の防火・防災管理をするための防火・防災管理組織を設置する。</li> <li>・防火・防災管理組織の長(管理権原者)は、「濃縮事業部長」とする。</li> </ul> <p>④ 他の原子力事業者等による支援</p> <p>本施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p>					
17-9	別-134	<p>一、加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(へ) 大規模損壊発生時の対応</p> <p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至ることがあった場合でも、大規模な火災が発生したときには、消火活動に当たり、建屋が大規模な損壊に至った場合には、建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制し、事故の進展防止、影響緩和を図るが、濃縮事業部単独での対応が困難なときは、他事業部及び他事業者へ協力要請を行う。</p> <p>また、これらの対策活動に必要な手順書、体制および資機材等を整備するとともに、対策活動の知識・技能向上を図るため、教育・訓練を定期的に行う。</p>	7-25	<p>ロ 重大事故に至るおそれがある事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(へ) 大規模損壊発生時の対応</p> <p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至る場合でも、以下の対応を図ることにより、事故の進展防止、影響緩和を図る。また、これらの対策活動に必要な手順書、必要な資機材、装備品及び体制を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</li> <li>・建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</li> <li>・工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器(HF検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を整備する。</li> <li>・濃縮事業部単独での対応が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</li> <li>・大規模損壊が発生した場合の対策活動にかかる知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における本施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</li> </ul>	—	—	△	<p>大規模損壊発生時の対応については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)2.に規定している。</p> <p>可搬式の放射線測定器(サーベイメータ)、半導体材料ガス検知器(HF検知器)、モニタリングカー(放射能観測車)、照明(携帯用照明器具、照明装置)、化学防護服、装備品(防護マスク)の資機材としての管理については、第21条の4(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)第1項第3号、添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)1.3、表-1に規定している。</p>
							○	<p>モニタリングカー(放射能観測車)の放射線測定器類としての管理については、第66条(放射線測定器類の管理)、別表28(放射線測定器類)に規定する。</p>



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
1 第1回設工認	別リ（口）- 4	-	(a) 事前に必要な隔離操作（異物混入防止及び汚染拡大防止のための既設ダクトへの閉止板の設置、1号均質室系の送風機及び排風機の停止等）を行う。 (b) 撤去した既設のダクト・機器は、必要に応じ細断を行い、ドラム缶又はボックスパレット等に収納し、固体廃棄物の廃棄設備（Aウラン濃縮廃棄物室等）にて保管廃棄を行う。	△ (a)(b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
2 第1回設工認	別リ（口）- 5	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 本工事における管理区域内（作業エリア内を含む）の作業については、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成して実施する。 ⑤ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
3 第1回設工認	別リ（口）- 5～6	-	(b) 負圧管理 ① 本工事において、1号均質室系の送風機、排風機を停止している間は、当該系統の排気対象室（1号均質室、ホットランドリー室（ホット予備品室2）、放射能測定室、分析室、除染室及びモニタエリア）の扉、シャッタを開放し、他系統への排気経路を確保して、負圧を維持する。なお、負圧の状態に応じて、他系統の送風機を停止する。 ② 1号均質室系の送風機、排風機の停止中は、通常の巡視点検に加え、工事主管課により日々の作業前後で1号均質室系の排気対象室（1号均質室、ホットランドリー室（ホット予備品室2）、放射能測定室、分析室、除染室及びモニタエリア）の負圧を確認する。 ③ モニタエリアは、従事者の入退室による扉の開閉が多いため、負圧変動によりモニタエリアの負圧異常警報が発生することが予想されることから、警報発生時の負圧指示値を中央制御室で常時確認できるように、モニタエリアにウェブカメラ等を設置し監視する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
4 第1回設工認	別リ（口）- 6	-	(c) 放射線管理 ① 非管理区域の主要分析ダクトの撤去、新設においては、作業用ハウスを設置し、内部を排気してハウス内を第1種管理区域に設定する。 ② 1号均質室系の送風機、排風機を停止している間は、1号均質室系の排気対象室（1号均質室、ホットランドリー室（ホット予備品室2）、放射能測定室、分析室、除染室及びモニタエリア）において、ウランが内包されている機器等の開放作業を実施しない。 ③ 主要分析ダクト撤去後のダクト開放部については、新設の主要分析ダクトを取り付けるまでの間、異物混入防止及び汚染拡大防止のため、閉止板等により閉止養生する。 ④ 廃棄物を作業用ハウス（第1種管理区域）から非管理区域を経由して第1種管理区域へ移動する際は、密閉容器等に入れて運搬する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
5 第1回設工認	別リ（口）- 6	-	(d) 防火管理 ① 火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散しないように作業場所の周囲を不燃シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。 ② 他エリアでの万一の火災による本工事エリアへの延焼防止の観点から、作業用ハウスは不燃シートを使用し、資機材は不燃シートで養生する。	△ (d)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
6 第1回設工認	別リ（口）- 6～7	-	(e) 核燃料物質の検査設備（分析設備）停止中の保安上の措置 ① 全ての新規規制基準対応工事が完了するまでの間は、核燃料物質の検査設備（分析設備）を使用した分析作業は実施しない。なお、保安上必要な分析については、加工施設保安規定に基づき、加工施設外で実施する。 ② 工事期間中に発生する保安上必要な分析のための試料については、加工施設外へ搬出するまでの間、分析室の既設のサンプル保管戸棚に保管する。 ③ 加工施設外での分析作業後に受け入れた試料（分析後の残分）のうち、固体については、廃棄物前処理室に払い出し、ドラム缶等の容器への封入を行い、一時的に保管した後に搬出し、固体廃棄物の廃棄設備において保管廃棄する。液体については、分析室流し台の撤去、新設に伴い分析室からの排水ができないため、液体廃棄物の廃棄設備の第1廃水調整ピットに直接排水し処理を実施する。また、上記試料の他、施設維持に伴い定常的に発生する使用済HFモニタ吸収液等についても同様に、液体廃棄物の廃棄設備の第1廃水調整ピットに直接排水し処理を実施する。	△ (e)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
7 第1回設工認	別リ（口）- 7	-	(f) 異常発生時の対策 ① 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は作業管理要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。 ② 本工事において、夜間等の作業時間外に異常が発生した場合に、作業員以外のものが常時作業エリアに入域できるよう、日々の作業完了後にスマヤ測定により作業エリア内の汚染の有無を確認し、汚染「有」の場合は除染する。	△ (f)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
8 第1回設工認	別リ（口）- 7～8	-	本設備のうち主要分析ダクトは、排気時（1号均質室系排風機の運転時）において外観点検及びファイバースコープ等による内部点検を行うことができるとともに、修理が必要な場合は排風機を停止し、修理等が実施できる設計とする。具体的には、ファイバースコープによる内部点検は、薬品を取り扱うスクラバ付きドラフトチェンバの排気ファン等を取り外し、主要分析ダクト内部にファイバースコープを挿入して実施する。スクラバ付きドラフトチェンバの近傍（薬品の影響を受けやすい箇所）を対象に実施し、内部点検により異常が確認された場合は、スクラバ付きドラフトチェンバから離れた下流部分（薬品の影響を受けにくい箇所）についても、ファイバースコープ、主要分析ダクト取り外しによる目視等によって状態を確認する。  上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施したうえで交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
9 第1回設工認	別リ（口）- 12、14、16、20、22、24、26	-	UF6サンプル等の最大取扱ウラン量は以下のとおりとする。 ・分析室で総量として約16 kg-U ・スクラバ付きドラフトチェンバでの取扱数量：約1 kg-U	【分析室での総量】 △ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。 【ドラフトチェンバ、フードでの取扱数量】 ○ 第21条（分析室におけるウランの取扱）、別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）に規定する。
10 第1回設工認	別リ（口）- 12	-	スクラバ付きドラフトチェンバの分析作業時におけるフード開口部（300 mm開放）の面速を0.5 m/s以上に維持する設計とする。	○ 面速の維持については、第24条（漏えい管理）第6項に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
11 第1回設工認	別リ（口）- 15	-	カリフォルニア型フードの分析作業時におけるフード開口部（扉一枚全開）の面速を0.5 m/s以上に維持する設計とする。	○ 面速の維持については、第24条（漏えい管理）第6項に規定する。
12 第1回設工認	別リ（口）- 41	-	吸光光度計（可搬式）をいずれかのスクラバ付きドラフトチェンパ内で使用する。	△ 第14条（加工施設の使用）第1項、第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
13 第1回設工認	別リ（口）- 42	-	全ての新規規制基準対応工事が完了するまでの間は、核燃料物質の検査設備（分析設備）を使用した分析作業は実施しない。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
14 第1回設工認	別リ（ホ）- 3	-	本建物は、性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施したうえで交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
15 第1回設工認	(1) - 第三条-1	-	分析室で取り扱うUF6サンプル等については、次表に示すとおり総量を約16 kg-U以下とし、ウランの総量を把握し適切に管理する。  管理対象 分析室で取り扱うUF6サンプル等  最大取扱ウラン量 分析室で総量として約16 kg-U サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U スクラバ付きドラフトチェンパでの取扱数量：約1 kg-U カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U  今回の申請において、分析室で取り扱うUF6サンプル等の総量約16kg-U以下とし、ウランの総量を把握し適切に管理するため、該当しない。	【分析室での総量】 △ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。 【サンプル保管戸棚の保管数量】 △ 第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。 【ドラフトチェンパ、フードでの取扱数量】 ○ 第21条（分析室におけるウランの取扱）、別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）に規定する。
16 第1回設工認	(1) - 第四条-2	-	スクラバ付きドラフトチェンパ内で、火災源となりうる加熱機器を使用する分析作業を行う場合は、スクラバ付きドラフトチェンパ内の可燃物の排除、人の常駐等の措置を実施する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)1)2)4)に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
17 第1回設工認	(1) - 第四条-2	-	○発光分光装置、高周波プラズマ質量分析装置 装置の筐体を覆う不燃性のカバー（不燃シート等）を設置する。 なお、分析作業等でカバーを取り外している間は人が常駐し監視する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)1)4)に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
18	第1回設工認	(1) - 第五条の四-6	-	中央操作棟に降下火砕物の堆積が確認された場合には除去作業を行うとともに、火山事象が予想される場合には、中央操作棟に設置する送排風機を停止する運用とする。	△ 火山事象が予想される場合の送排風機の停止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③④に規定している。 ○ 防護対象施設以外の建屋（中央操作棟）の降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定する。
19	第1回設工認	(1) - 第五条の四-6	-	ばい煙等が影響を与えるおそれがある場合においても、生産運転の停止により、安全機能が損なわれることはない。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7),8)に規定している。
20	第1回設工認	(1) - 第七条-3	-	今回申請する設備・機器におけるウラン水溶液の取り扱いについては、以下の取り扱い方法等により漏えいが拡大するおそれはない。 ・少量のウラン水溶液を使用の都度、密閉容器に収納し分析室に持ち込んでいること。 ・開放作業を行うスクラバ付きドラフトチェンバ内では、漏えい拡大防止（バット等による養生）を行い取り扱っていること。	△ 第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
21	第1回設工認	(1) - 第十一条-1	-	設計基準事故等により空調機能や電源等を喪失した場合、スクラバ付きドラフトチェンバ、カリフォルニア型フードの開口部の面速を維持できなくなるが、分析作業を停止することにより安全機能を確保できる。	○ 第24条（漏えい管理）第6項に規定する。
22	第1回設工認	(1) - 第十一条-2	-	主要分析ダクトについては、排気時（1号均質室系排風機の運転時）において外観点検及びファイバースコープ等による内部点検を行うことができる設計とし、修理が必要な場合は排風機を停止することにより、安全機能を確保するための点検及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
23	第2回設工認	別リ（イ）-3	-	加工施設の生産運転を実施しない新規規制基準対応工事期間中においても、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に第1種管理区域の排気設備、放射線監視設備、自動火災報知設備、非常用通報設備、計測制御設備等を使用できるようにするため、ディーゼル発電機は、ディーゼル発電機制御盤の更新工事に係る試験・検査を終えた後、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第四号に基づく加工施設の性能検査（以下「加工施設の性能検査」という。）を実施するまでの間、検査の状態を維持し、運用を開始する。	△ 第36条（施設管理計画）6.2 設計及び工事の計画の策定(2)に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、使用前の点検計画に規定している。
24	第2回設工認	別リ（イ）-4～5	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
25 第2回設工認	別リ(イ)-5	-	(b) 防火管理 火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散しないように作業場所の周囲を不燃シート等の不燃材料で確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
26 第2回設工認	別リ(イ)-5	-	(c) 電気作業 高低圧電路に近接又は接触するおそれのある場合には、絶縁用保護具・防具を使用する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
27 第2回設工認	別リ(イ)-5	-	(d) 異常発生時の対策 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は工事要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。	△ (d)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
28 第2回設工認	別リ(イ)-5	-	本設備は、設備の性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 ディーゼル発電機は、冗長化（2系統保有）により、1系統を停止して点検、部品交換、修理等ができる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施したうえで交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
29 第2回設工認	別リ(ホ)-2～3	-	本建物は、性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施したうえで交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
30 第2回設工認	(1)-第五条の四-2	-	屋外軽油タンクの上部は、傾斜を設けた円錐構造とするとともに、機器及び配管の上部に積雪が確認された場合は、安全機能を損なうことがないよう、必要に応じて除去作業を行う運用とする。	○ 屋外軽油タンクの除雪については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)5)①②に規定する。
31 第2回設工認	(1)-第五条の四-6	-	補助建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合には、安全機能を損なうことがないよう、必要に応じて除去作業を行う運用とする。	○ 防護対象施設外の建屋（補助建屋）の降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定する。
32 第3回設工認	別口(イ)-2	-	RE-2B、RE-2Cに係るカスケード設備については、UF6処理設備の隔離弁により運転側（RE-2Aの運転に係る設備）と隔離し、1次申請から5次申請に係る設備の適合及び新型遠心機への更新等が完了するまでは使用しないものとする。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
33 第3回設工認	別口（イ）- 4	-	(b) 金属胴遠心機及び金属胴遠心機用の主要配管の撤去工事 ① 作業用ハウスを設置し、保守作業で使用する既設の接続口を介して既設の排気ダクトへ繋ぎ込みを行い、内部を排気してハウス内を第1種管理区域に設定する。 ② 金属胴遠心機に接続する配管及び弁を撤去する。撤去範囲の境界の配管端部については、端部を閉止し検査を行う。撤去した配管等については、汚染拡大防止のため端部の閉止措置を行った後、有姿状態で保管廃棄もしくは、必要に応じて細断を行い、廃棄物前処理室にてドラム缶又はボックスパレット等に収納し、固体廃棄物の廃棄設備（Aウラン濃縮廃棄物室等）にて保管廃棄を行う。 ③ 金属胴遠心機を撤去する。撤去した金属胴遠心機については、汚染拡大防止のため端部の閉止措置を行った後、固体廃棄物の廃棄設備（使用済遠心機保管建屋）にて保管廃棄を行う。 ④ 金属胴遠心機の基礎を撤去し、床面をモルタル等で補修する。基礎の撤去に係る作業エリアについては、第2種管理区域から非管理区域に設定して作業を行う。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
34 第3回設工認	別口（イ）- 5	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 本工事における管理区域内（作業エリア内を含む）の作業については、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成して実施する。 ⑤ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
35 第3回設工認	別口（イ）- 5～6	-	(b) 放射線管理 ① 金属胴遠心機撤去工事を行うエリアは、第2種管理区域だが、配管を切断することから、作業用ハウスを設置し、内部を排気してハウス内を第1種管理区域に設定する。 排気については、通常の保守作業で使用する既設の機械排気接続口と接続し、既設の排気ダクトで排気する。 ② 配管を切断する際は、窒素封入及び排気機能を有するグローブボックス等を設置し、内部を窒素雰囲気として切断作業を行うことでHF発生を抑制する。 ③ 第1種管理区域設定を解除する際は、ハウス内の汚染検査を行い、汚染がないことを確認する。 ④ 配管切断作業により発生した切断片や金属屑等の廃棄物を移動する際は、密閉容器等に入れて運搬する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
36 第3回設工認	別口（イ）- 6	-	(c) 防火管理 ① 火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散ないように作業場所の周囲を不燃シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。 ② 他エリアでの万一の火災による本工事エリアへの延焼防止の観点から、作業用ハウスは不燃シートを使用し、資機材は不燃シートで養生する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
37 第3回設工認	別口（イ）- 6	-	(d) 異常発生時の対策 ① 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は作業管理要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。 ② 本工事において、第1種管理区域の設定・解除は、作業当日の設定・解除を原則とするが、夜間等の作業時間以外に異常が発生した場合に、作業員以外の者が常時作業エリアに入域できるよう、日々の作業完了後に作業エリア内の汚染の有無を確認し、汚染「有」の場合は除染する。	△ (d)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
38 第3回設工認	別口(イ)-6	-	本設備は、設備の性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とし、点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施した上で交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
39 第3回設工認	別口(イ)-8	-	遠心分離機（2A後半）の核的制限値：濃縮度5%	△ 第23条（臨界安全管理）第1項、別表6（濃縮度制限値）に規定している。
40 第3回設工認	別口(ニ)-3～4	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
41 第3回設工認	別口(ニ)-4	-	(b) 防火管理 火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散しないように作業場所の周囲を不燃シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
42 第3回設工認	別口(ニ)-4	-	(c) 異常発生時の対策 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は連絡体制に従い関係者へ連絡する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
43 第3回設工認	別口(ニ)-4	-	本設備は、設備の性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施した上で交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
44 第3回設工認	別リ(イ)-1～2	-	「② コールドトラップ周辺への炎感知器の新規設置」のうち、2B中間室、2C中間室のコールドトラップ周辺へ設置する炎感知器については、コールドトラップがRE-2B、RE-2Cの運転に係る機器であるため、以下を実施した上で、本申請とは別に申請する「2号カスケード設備の新型遠心機への更新等」にて申請を行う。 当該コールドトラップは、隔離弁により運転側（RE-2Aの運転に係る設備）と隔離し、1次申請から5次申請に係る設備の新規性基準への適合確認及び新型遠心機への更新等が完了するまでの間は運転しない（具体的な隔離位置等については、次回以降のUF6処理設備に係る申請において示す。）。 また、コールドトラップ内のUF6はシリンダ等に回収するとともに、コールドトラップ周辺に設置している機器（冷凍機）の可燃性の機械油は回収し廃棄することで火災源を排除する。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
45 第3回設工認	別リ(イ)-3	-	加工施設の生産運転を実施しない新規規制基準対応工事期間中においても、火災の発生を検知し、警報を発する安全機能を維持する必要があるため、自動火災報知設備は、更新及び新設工事に係る試験・検査を終えた後、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第四号に基づく加工施設の性能検査（以下「加工施設の性能検査」という。）を実施するまでの間、検査の状態を維持し、運用を開始する。	△ 第36条（施設管理計画）6.2 設計及び工事の計画の策定(2)に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、使用前の点検計画に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
46 第3回設工認	別リ(イ)-3	-	自動火災報知設備は、中継器単位で更新及び新設工事、運用を行い既設の受信機及び新設の総合操作盤のいずれかにより監視を継続することで工事期間中においても、火災の発生を検知し、警報を発する機能を維持する。	△ 第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
47 第3回設工認	別リ(イ)-5	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 本工事における管理区域内の作業については、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成して実施する。 ⑤ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
48 第3回設工認	別リ(イ)-5	-	(b) 防火管理 ① 自動火災報知設備の工事に伴い、自動火災報知設備による監視ができないエリアについては、当該エリア内の作業及び工事の主管部署と調整を図り、工事監理員又は運転員による当該エリアの巡回によって監視を行うとともに、万一、火災が発生した場合でも対応可能な体制とする。 ② 自動火災報知設備の工事に伴い、自動火災報知設備による監視ができないエリアについては、出入り口に注意表示を行うとともに、工事期間中の監視状態を当直員及び工場入域の他工事作業員等に周知徹底する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
49 第3回設工認	別リ(イ)-5	-	(c) 異常発生時の対策 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は作業管理要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
50 第3回設工認	別リ(イ)-5～6	-	本設備は、設備の性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施した上で交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
51 第3回設工認	別リ(ニ)-3～4	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
52 第3回設工認	別リ(ニ)-4	-	(b) 異常発生時の対策 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は連絡体制に従い関係者へ連絡する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
53 第3回設工認	別リ(ニ)-4	-	本設備は、点検用のマンホール及び昇降設備を設けることにより、点検、部品交換、修理等が実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施した上で交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
54 第3回設工認	別リ(ホ)-4	-	(a) 一般事項 ① 本工事の実施においては、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害を防止する。 ② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。 ③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。 ④ 本工事における管理区域内の作業については、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成して実施する。 ⑤ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。	△ (a)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
55 第3回設工認	別リ(ホ)-4	-	(b) 放射線管理 本工事に伴い、既設壁面の撤去を行うことから、仮設養生壁等を設置し、第1種管理区域の設定を維持する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
56 第3回設工認	別リ(ホ)-4	-	(c) 防火管理 火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散しないように作業場所の周囲を不燃シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。	△ (c)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
57 第3回設工認	別リ(ホ)-4	-	(d) 異常発生時の対策 本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は作業管理要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。	△ (d)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
58 第3回設工認	別リ(ホ)-4～5	-	e. 維持管理 本建物は、性能の維持のため、必要な点検、部品交換、修理等を実施できる設計とする。 上記に係る点検、部品交換については、加工施設保安規定に基づく要領類に従い保守管理に係る計画（点検の頻度等）を定め、計画に基づき実施することとし、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る）については、工事等の管理を実施した上で交換を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、点検計画に規定している。
59 第3回設工認	(1) - 第五条の四-5	-	カスケード設備内のUF6は、竜巻の襲来が予想される場合には、カスケード設備のUF6をUF6処理設備のカスケード排気系で排気し、2号発回均質棟のケミカルトラップに回収する措置を講じる。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤に規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
60	第3回設工認	(1) - 第五条の四-8～9	-	UF6を内包する設備・機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が想定される場合又は事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまでに、あらかじめカスケード設備のUF6をUF6処理設備のカスケード排気系で排気し、建屋により防護する2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する措置を講じる。また、降下火砕物の堆積が確認された場合には必要に応じて除去作業を行う運用とする。	△ 火山事象が想定される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③④に規定している。 △ 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定している。
61	第3回設工認	(1) - 第五条の四-9	-	○1号発回均質棟、2号発回均質棟、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫 降下火砕物の堆積が確認された場合には必要に応じて除去作業を行う運用とする。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定している。
62	第3回設工認	(1) - 第五条の四-9	-	○1号カスケード棟、搬出入棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、使用済遠心機保管建屋、渡り廊下（中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間、中央操作棟-補助建屋間、中央操作棟-2号発回均質棟間） 事業変更許可申請書に示すとおり、収納する設備・機器の閉じ込め機能喪失時のリスクレベルを踏まえ、降下火砕物に対する防護対象施設の対象外とする。なお、降下火砕物の堆積が確認された場合には必要に応じて除去作業を行う運用とする。	○ 防護対象施設以外の建屋の降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定する。
63	第3回設工認	(1) - 第五条の四-10	-	UF6を内包する設備・機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、森林火災事象が想定される場合又は事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまでに、あらかじめカスケード設備のUF6をUF6処理設備のカスケード排気系で排気し、2号発回均質棟のケミカルトラップに回収する措置を講じる。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
64	第3回設工認	(1) - 第五条の四-10	-	ばい煙等が影響を与えるおそれがある場合においても、生産運転の停止により、安全機能が損なわれることはない。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
65	第3回設工認	(1) - 第五条の四-13	-	○遠心分離機（RE- <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ）、主要配管（RE- <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ） UF6を内包する設備・機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、近隣工場等の火災及び爆発事象が想定される場合又は事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまでに、あらかじめカスケード設備のUF6をUF6処理設備のカスケード排気系で排気し、2号発回均質棟のケミカルトラップに回収する措置を講じる。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
66	第3回設工認	(1) - 第五条の四-13	-	ばい煙等が影響を与えるおそれがある場合においても、生産運転の停止により、安全機能が損なわれることはない。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
67 第3回設工認	(1) - 第七条-2	-	竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめカスケード設備のUF6をカスケード排気系で排気する措置を講じる。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
68 第3回設工認	(1) - 第十三条の二-1	-	設計基準事故等の発生時に現場作業に用いる照明として、可搬式の照明（蓄電池内蔵又は発電機に接続して使用）及び発電機を配備する。本照明は加工施設保安規定に基づく要領類に従い管理するとともに、当該照明以外で使用可能な照明器具を確保することから、必要に応じて現場作業に用いることとする。 UF6の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。	△ 可搬式照明の配備については、第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。 △ モニタエリアへの退避、モニタエリアに退避不可能な場合の一時退避、屋外退避の方法については、第78条（安全避難通路等）第1、2項を踏まえ、手順書に規定している。
69 第3回設工認	(1) - 重大事故等-3	-	貯水槽は、必要な機能を確認、維持するための内部点検等ができるようにマンホール及び昇降設備を施設する設計とする。また、加工施設保安規定に従い、UF6漏えいに対処するために必要な資機材として点検等を行い、その機能を維持する。	○ 貯水槽の資機材としての点検等については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
70 第3回設工認	(1) - 説明資料3-1～3-2	-	廃棄施設に保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等の固縛により飛散防止の措置をする。	○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。
71 第3回設工認	(1) - 説明資料5-5	-	火災発生時の散水活動により、外壁表面への熱影響を緩和することが可能である。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)5)に規定している。
72 第3回設工認	(1) - 添付計算書5-1	-	UF6を内包する機器を収納する建屋のうち、2号カスケード棟については、火山事象が想定される場合に、機器内部のUF6の排気回収を行い、2号発回均質棟のケミカルトラップに回収することから本評価の対象外とする。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③④に規定している。
73 第4回設工認	1-1-1	-	原料UF6を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物（HF等）を除去する	△ 第23条（臨界安全管理）第6項に規定している。
74 第4回設工認	1-1-1	-	原料脱気に関する事項については、加工施設保安規定に定め管理する。	△ 第23条（臨界安全管理）第6項に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況										
75	第4回設工認	I-1-5	-	<p>少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量等を把握し、適切に取り扱う。</p> <table border="0"> <tr> <td>管理対象</td> <td>最大取扱ウラン量</td> </tr> <tr> <td>使用済NaF</td> <td>廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：200 Lドラム缶当たり約25 kg-U</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td>管理廃水処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U</td> </tr> <tr> <td>分析沈殿物</td> <td>分析室にて沈殿処理するまでの間：分析沈殿作業当たり約1 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U</td> </tr> </table> <p>上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。</p>	管理対象	最大取扱ウラン量	使用済NaF	廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：200 Lドラム缶当たり約25 kg-U	スラッジ	管理廃水処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U	分析沈殿物	分析室にて沈殿処理するまでの間：分析沈殿作業当たり約1 kg-U		廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U	<p>【使用済NaF、スラッジ、分析沈殿物】</p> <p>△ 第23条（臨界安全管理）第8、9項、別表8（ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量）、別表9（少量のウランを取り扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。</p> <p>【分析沈殿物】</p> <p>○ 分析室にて沈殿処理するまでの最大取扱ウラン量については、第23条（臨界安全管理）第9項、別表9（少量のウランを取り扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定する。</p>
管理対象	最大取扱ウラン量														
使用済NaF	廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：200 Lドラム缶当たり約25 kg-U														
スラッジ	管理廃水処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U														
分析沈殿物	分析室にて沈殿処理するまでの間：分析沈殿作業当たり約1 kg-U														
	廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U														
76	第4回設工認	I-1-5	-	<p>少量のウランを取り扱う核燃料物質の検査設備（分析設備）においては、次表に示すとおりウランの取扱量等を把握し、適切に取り扱う。</p> <table border="0"> <tr> <td>管理対象</td> <td>最大取扱ウラン量</td> </tr> <tr> <td>分析室で取り扱うUF6サンプル等</td> <td>分析室で総量として約16 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スクラバ付きドラフトチェンパでの取扱数量：約1 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U</td> </tr> </table> <p>上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。</p>	管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取り扱うUF6サンプル等	分析室で総量として約16 kg-U		サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U		スクラバ付きドラフトチェンパでの取扱数量：約1 kg-U		カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U	<p>【分析室での総量】</p> <p>△ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取り扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。</p> <p>【サンプル保管戸棚の保管数量】</p> <p>△ 第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。</p> <p>【ドラフトチェンパ、フードでの取扱数量】</p> <p>○ 第21条（分析室におけるウランの取扱）、別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）に規定する。</p>
管理対象	最大取扱ウラン量														
分析室で取り扱うUF6サンプル等	分析室で総量として約16 kg-U														
	サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U														
	スクラバ付きドラフトチェンパでの取扱数量：約1 kg-U														
	カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U														
77	第4回設工認	I-1-14	-	<p>2号カスケード棟のカスケード設備内のUF6は、竜巻の襲来が予想される場合には、2号発回均質棟のケミカルトラップに排気回収する。</p>	<p>△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤に規定している。</p>										
78	第4回設工認	I-1-15	-	<p>廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。</p>	<p>○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。</p>										



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
79	第4回設工認	I-1-15	-	<p>以下に示す竜巻事象に対する措置について、加工施設保安規定に定めて管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。</li> <li>・敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は退避を実施することを手順に定める。</li> <li>・飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。</li> </ul> <p>竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF6を排気回収する手順を定める。</p>	<p>△ 飛来物となる可能性のあるものを設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地から撤去することについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。</p> <p>△ 車両の入構管理、停車場に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。</p> <p>△ 竜巻の発生のおそれが予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。</p>
80	第4回設工認	I-1-16	-	<p>ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収する</p>	<p>△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。</p>
81	第4回設工認	I-1-16	-	<p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理を適切に実施するための対策等を火災防護計画等に定める。また、加工施設保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。</p>	<p>△ 防火帯の維持及び管理を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)1)に規定している。</p> <p>△ 火災防護計画の策定については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)に規定している。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
82	第4回設工認	I-1-18	-	UF6を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF6の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。 上記の運用に関する措置については加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 火山事象が予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③④に規定している。 △ 堆積した降下火砕物の除去作業、防護対象施設への影響を確認するために実施する点検に関する手順書の整備については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)①②に規定している。
83	第4回設工認	I-1-19	-	敷地内における化学物質の放出については、UF6等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は敷地内に存在しないが、放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置を実施する。	○ 化学物質の放出のおそれがある場合の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)に規定する。
84	第4回設工認	I-1-20	-	機器の脱着時に行うリークテストにより漏えいの発生を防止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 機器の脱着時に核燃料物質の漏えい有無を確認することについては、第24条（漏えい管理）第1項第3号に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、漏えい確認方法を手順書に規定している。
85	第4回設工認	I-1-20～21	-	均質槽の扉開放時は、工程用モニタにより槽内にUF6の漏えいがないことを確認することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第24条（漏えい管理）第1項第2号に規定している。
86	第4回設工認	I-1-21	-	・地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
87	第4回設工認	I-1-21	-	・放射性固体廃棄物は、鋼製ドラム缶等の容器に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器への封入については加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器へ封入することについては、第44条（放射性固体廃棄物）第1、2、7項に規定している。
88	第4回設工認	I-1-21	-	UF6の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450 tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF6が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第3号に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
89	第4回設工認	I-1-21	-	△ 第24条（漏えい管理）第5項第1号に規定している。
90	第4回設工認	I-1-21	-	△ 第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。
91	第4回設工認	I-1-21～22	-	○ 監視カメラの配備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
92	第4回設工認	I-1-22	-	△ 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
93	第4回設工認	I-1-22	-	△ 放射性物質の飛散のおそれがある作業は除染ハウスにて行うことについては、第62条（作業に伴う放射線管理）第2項第3号に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、除染ハウス内作業時に排気処理装置を用いることを作業計画に規定している。
94	第4回設工認	I-1-24	-	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
95	第4回設工認	I-1-24	-	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
96	第4回設工認	I-1-24	-	△ 第44条（放射性固体廃棄物）第1、2、7項、第49条（機械油）に規定している。
97	第4回設工認	I-1-24	-	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)3)に規定している。
98	第4回設工認	I-1-24	-	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)4)に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
99	第4回設工認	I-1-25	-	警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに現場にて、初期消火を行う。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1、3号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)5)に規定している。
100	第4回設工認	I-1-25	-	火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF6漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。	△ 第14条（加工施設の使用）第2項に規定している。
101	第4回設工認	I-1-25	-	火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第3号、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.3)に規定している。
102	第4回設工認	I-1-26	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災によってUF6を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合には、生産運転停止操作として、均質槽の液化運転等の設備の加熱を停止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収する。また、状況に応じて送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。</li> <li>・火災発生時に現場へ急行するために必要な経路（アクセスルート）上には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しない。</li> <li>・上記に加え、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、措置を講じる。</li> </ul>	△ 火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)に規定している。 △ アクセスルートの確保については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)8)に規定している。 △ 火災防護、消火活動に係る体制の整備等については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）に規定している。
103	第4回設工認	I-1-26	-	火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行うことを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 自衛消防隊の体制の整備（指揮命令系統、役割分担、責任者等の明確化含む）については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)5)、1.4(1)11)、1.4(1)12)に規定している。 ○ 初期消火活動に必要な要員の常駐については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)12)に規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
104	第4回設工認	I-1-26～27	-	本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。当該事項について加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1～5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.2、1.3、1.4(1)、1.5に規定している。
105	第4回設工認	I-1-29	-	被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤・監視操作盤等の電源を断とすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
106	第4回設工認	I-1-30	-	管理区域における線量管理及び作業管理については、加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 管理区域における線量管理及び作業管理については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2(2/3)（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2(3/3)（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）、第55条（管理区域の区域区分）、第62条（作業に伴う放射線管理）に規定している。 ○ モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。
107	第4回設工認	I-1-30	-	核燃料物質の取扱い形態を踏まえ、管理区域は第1種管理区域と第2種管理区域に区分するとともに、線量当量率並びに表面密度及び空気中の放射性物質濃度に応じて区域管理する。	△ 管理区域区分及び線量に応じた区域管理については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2(2/3)（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2(3/3)（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）、第55条（管理区域の区域区分）に規定している。 ○ モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。
108	第4回設工認	I-1-31	-	本施設の維持管理にあたっては、加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定、7. 施設管理の実施に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
109	第4回設工認	I-1-31	-	本施設の敷地内に設置される施設等であって、安全機能を有する施設等以外のものが、安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第19条（資機材等の管理）第3項に規定している。
110	第4回設工認	I-1-31	-	運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。	△ 第17条（操作上の一般事項）第1項第2号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
111	第4回設工認	I-1-31	-	機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。	△ 第17条（操作上の一般事項）第1項第2号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
112	第4回設工認	I-1-38	-	対処に必要な時間余裕も踏まえた設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。
113	第4回設工認	I-1-38	-	UF6の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。	△ 第78条（安全避難通路等）第1、2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
114	第4回設工認	I-1-43	-	管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第65条（線量当量等の測定）第3項に規定している。
115	第4回設工認	I-1-44	-	設計基準事故時等に迅速な対策が行えるよう、サーベイメータ、半導体材料ガス検知器（HF検知器）等の資機材を配備することを加工施設保安規定にて定めて管理する。	△ 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
116	第4回設工認	I-1-44	-	線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	△ 第51条（放射性気体廃棄物）、別表19（放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値）、別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）、別表21（放出管理用計測器の種類等）に規定している。
117	第4回設工認	I-1-44	-	液体廃棄物の放出に当たっては、排水中の放射性物質の濃度を測定するため、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、測定し、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の1/10以下であることを確認するとともに、年間廃水量を管理し放出する。	△ 第47条（放射性液体廃棄物）、別表17（放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値）、別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）、別表21（放出管理用計測器の種類等）に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
118	第4回設工認	I-1-45	-	<p>管理区域においては、外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行うため、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。</p> <p>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。</p>	<p>△ 線量当量率等の測定、第1種管理区域の空気中の放射性物質濃度の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。</p> <p>△ サーベイメータ、積算線量計、エアスニッフア、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>△ 積算線量計、エアスニッフア、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④、4.(2)(3)に規定している（積算線量計は別表1 4.(1)④(上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備)として規定）。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。</p>
119	第4回設工認	I-1-46	-	<p>重大事故等に対処するための資機材として、事故対処に必要な現場対処用資機材、応急・復旧工具等その他資機材、消防用資機材（UO2F2・HF拡散抑制用の放水含む）等の資機材を整備する。</p> <p>なお、停電、夜間等の作業環境を考慮するとともに、従事者の作業安全を確保するため、化学的影響を考慮した化学防護服、HF測定器等の資機材を整備する。</p> <p>資機材は、活動内容、要員数等に対して必要な数量を確保する</p> <p>資機材の保管場所は、竜巻等の自然災害を考慮し、屋内又は2号発回均質棟から十分な距離を確保した場所とする。</p>	<p>△ 配備する資機材については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p> <p>○ 消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加、保有数、配置については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。</p> <p>○ 貯水槽については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）に規定する。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
120 第4回設工認	1-2-8	-	<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>加工施設の設置又は変更の工事の実施にあたっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業変更許可申請書、加工施設保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事にあたっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。</p> <p>また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>j. UF6を取り扱う機器のある管理区域内で工事を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF6を取り扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</p> <p>また、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の工事区域への立入を制限する。</p> <p>k. 管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成するとともにUF6の取り扱い系統の配管切断等を伴う開放作業においては、作業用ハウス等により作業区画を設定し、汚染の拡大を防止する。</p> <p>l. 管理区域内作業時に早期にUF6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF検知警報装置を携行する。</p>	△ 3.については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
121 第4回設工認	ロ-2-26	-	2号廃品回収槽14基のうち150 tSWU/y分（RE-2A）の運転に8基使用する。残りの6基については、300 tSWU/y分（RE-2B,2C）の新型遠心機への更新後に使用する。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
122 第4回設工認	ト-1-5	-	1号中間室系排気フィルタユニットの捕集効率：99.9%以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
123 第4回設工認	ト-1-6	-	<p>負圧計（第1種管理区域）（1号中間室系）の警報動作範囲：負圧19.6 Pa以上 * 2</p> <p>* 2：負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域の気圧との差圧を示す。</p>	○ 負圧のSI単位化、基準点の明確化については、第24条（漏えい管理）第4項に規定する。
124 第4回設工認	ト-1-13	-	1号発生回収室系排気フィルタユニットの捕集効率：99.9%以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
125 第4回設工認	ト-1-14	-	1号発生回収室系還気フィルタユニットの捕集効率：99.9%以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
126 第4回設工認	ト-1-15	-	<p>負圧計（第1種管理区域）（1号発生回収室系）の警報動作範囲：負圧19.6 Pa以上 * 2</p> <p>* 2：負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域の気圧との差圧を示す。</p>	○ 負圧のSI単位化、基準点の明確化については、第24条（漏えい管理）第4項に規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
127	第4回設工認	ト-1-22	-	1号均質室系排気フィルタユニットの捕集効率：99.9 %以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
128	第4回設工認	ト-1-23	-	1号均質室系還気フィルタユニットの捕集効率：99.9 %以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
129	第4回設工認	ト-1-24	-	負圧計（第1種管理区域）（1号均質室系）の警報動作範囲：負圧19.6 Pa以上 * 2 * 2：負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域の気圧との差圧を示す。	○ 負圧のSI単位化、基準点の明確化については、第24条（漏えい管理）第4項に規定する。
130	第4回設工認	ト-1-30	-	2号発回均質棟系排気フィルタユニットの捕集効率：99.9 %以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
131	第4回設工認	ト-1-31	-	負圧計（第1種管理区域）（2号発回均質棟系）の警報動作範囲：負圧19.6 Pa以上 * 2 * 2：負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域の気圧との差圧を示す。	○ 負圧のSI単位化、基準点の明確化については、第24条（漏えい管理）第4項に規定する。
132	第4回設工認	ト-1-35	-	1号局所排気フィルタユニットの捕集効率：99.9 %以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
133	第4回設工認	ト-1-38	-	2号局所排気フィルタユニットの捕集効率：99.9 %以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
134	第4回設工認	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 通し番号70	-	*4:当該事象に対し、運用による更なるリスク低減措置を講じる（生産運転停止、UF6の回収措置等）。	△ 当該事象（竜巻、外部火災、火山）に対する生産運転停止等の措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
135 第4回設工認	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 通し番号70	-	*5:当該事象に対し、建物及び設備のみで防護することが困難であるため、運用による防護対策を実施する（カスケード設備の生産運転停止、カスケード設備からのUF6の回収措置）。	△ 当該事象（竜巻、外部火災、火山）に対する生産運転停止等の措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
136 第4回設工認	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 通し番号70	-	*21:本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンパの閉止）を実施する。	○ 化学物質の放出のおそれがある場合の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)に規定する。
137 第4回設工認	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 通し番号70	-	*22:竜巻、外部火災、火山事象については、当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じる	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
138 第4回設工認	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 3	-	カスケード設備のうち、2号カスケード棟に収納する機器については、竜巻、火山事象に対し建物のみで防護することが困難である。このことから、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設への影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめカスケード設備の生産運転を停止（カスケード設備への原料供給停止）するとともに、カスケード設備内のUF6を2号発回均質棟に収納するUF6処理設備のケミカルトラップ（NaF）にカスケード排気系で排気する措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
139 第4回設工認	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 3	-	UF6処理設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、2号カスケード棟と異なり竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を2号発生槽内の原料シリンダ、2号製品コールドトラップ、2A廃品コールドトラップ及び2号一般パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
140 第4回設工認	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 4	-	火山事象及び外部火災によるばい煙が本施設へ影響を与えるおそれがある場合に、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)3)③④に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
141 第4回設工認	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 2	-	地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)1)②③に規定している。
142 第4回設工認	V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書 1	-	分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限する	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
143 第4回設工認	V-1-1-6 加工施設における溢水による損傷の防止に関する説明書 4	-	被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤等の電源を断とする。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
144 第4回設工認	V-1-1-10 警報設備等に関する説明書 2	-	960 hPa以下、同圧力となる加熱温度56℃（UF6蒸気圧による）を超えないよう管理を行う。	△ UF6を加熱する場合においても大気圧(1013hPa)未満で取扱うことについては、第24条（漏えい管理）第1項第1号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に警報設定値(960hPaを超えない値)を規定している。また、保安規定においては、960hPa以下で管理することで、加熱温度(56℃)を超えることはないことから、大気圧(1013hPa)未満で取扱うことを規定している。
145 第5回設工認	-	I-1-1	原料UF6を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物（HF等）を除去する 原料脱気に関する事項については、加工施設保安規定に定め管理する。	△ 第23条（臨界安全管理）第6項に規定している。
146 第5回設工認	-	I-1-5	少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量を把握し、適切に取り扱う。 管理対象 最大取扱ウラン量 使用済NaF 廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：200 Lドラム缶当たり約25 kg-U スラッジ 管理廃水処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U 分析沈殿物 分析室にて沈殿処理するまでの間：分析沈殿作業当たり約1 kg-U 廃棄物前処理室にてドラム缶に封入するまでの間：20 Lドラム缶当たり約2 kg-U 上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。	【使用済NaF、スラッジ、分析沈殿物】 △ 第23条（臨界安全管理）第8、9項、別表8（ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量）、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。 【分析沈殿物】 ○ 分析室にて沈殿処理するまでの最大取扱ウラン量については、第23条（臨界安全管理）第9項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況										
147	第5回設工認	-	I-1-5	<p>少量のウランを取り扱う核燃料物質の検査設備（分析設備）においては、次表に示すとおりウランの取扱量等を把握し、適切に取り扱う。</p> <table border="0" data-bbox="1130 430 2309 609"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">管理対象</td> <td>最大取扱ウラン量</td> </tr> <tr> <td>分析室で取り扱うUF6サンプル等</td> <td>分析室で総量として約16 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スクラバ付きドラフトチェンバでの取扱数量：約1 kg-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U</td> </tr> </table> <p>上記に関する運用については加工施設保安規定に定め管理する。</p>	管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取り扱うUF6サンプル等	分析室で総量として約16 kg-U		サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U		スクラバ付きドラフトチェンバでの取扱数量：約1 kg-U		カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U	<p>【分析室での総量】</p> <p>△ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取り扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。</p> <p>【サンプル保管戸棚の保管数量】</p> <p>△ 第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。</p> <p>【ドラフトチェンバ、フードでの取扱数量】</p> <p>○ 第21条（分析室におけるウランの取扱）、別表4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）に規定する。</p>
管理対象	最大取扱ウラン量														
分析室で取り扱うUF6サンプル等	分析室で総量として約16 kg-U														
	サンプル保管戸棚での保管数量：約4.5 kg-U														
	スクラバ付きドラフトチェンバでの取扱数量：約1 kg-U														
	カリフォルニア型フードでの取扱数量：約1 kg-U														
148	第5回設工認	-	I-1-14	<p>2号カスケード棟のカスケード設備内のUF6は、竜巻の襲来が予想される場合には、2号発回均質棟のケミカルトラップに排気回収する。</p>	<p>△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤に規定している。</p>										
149	第5回設工認	-	I-1-15	<p>廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。</p>	<p>○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。</p>										



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
150	第5回設工認	-	I-1-15	<p>・竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。</p> <p>・敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は退避を実施することを手順に定める。</p> <p>・飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。</p> <p>竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF6を排気回収する手順を定める。</p>	<p>△ 飛来物となる可能性のあるものを設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地から撤去することについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。</p> <p>△ 車両の入構管理、停車場に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。</p> <p>△ 竜巻の発生のおそれが予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。</p>
151	第5回設工認	-	I-1-16	<p>ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収する</p>	<p>△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。</p>
152	第5回設工認	-	I-1-16	<p>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理を適切に実施するための対策等を火災防護計画等に定める。また、加工施設保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。</p>	<p>△ 防火帯の維持及び管理を定めることについては、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)1)に規定している。</p> <p>△ 火災防護計画の策定については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)に規定している。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
153	第5回設工認	-	I-1-18	UF6を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF6の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。 上記の運用に関する措置については加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 火山事象が予想される場合の生産運転等の停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)③、④に規定している。 △ 堆積した降下火砕物の除去作業、防護対象施設への影響を確認するために実施する点検に関する手順書の整備については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)①②に規定している。
154	第5回設工認	-	I-1-19	敷地内における化学物質の放出については、UF6等のふっ化物以外の有毒ガスを発生するような化学物質は敷地内に存在しないが、放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置を実施する。	○ 化学物質の放出のおそれがある場合の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)に規定する。
155	第5回設工認	-	I-1-20	機器の脱着時に行うリークテストにより漏えいの発生を防止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 機器の脱着時に核燃料物質の漏えい有無を確認することについては、第24条（漏えい管理）第1項第3号に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、漏えい確認方法を手順書に規定している。
156	第5回設工認	-	I-1-21～21	均質槽の扉開放時は、工程用モニタにより槽内にUF6の漏えいがないことを確認することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第24条（漏えい管理）第1項第2号に規定している。
157	第5回設工認	-	I-1-21	・地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
158	第5回設工認	-	I-1-21	・放射性固体廃棄物は、鋼製ドラム缶等の容器に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器への封入については加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 放射性固体廃棄物の鋼製ドラム缶等の容器へ封入することについては、第44条（放射性固体廃棄物）第1、2、7項に規定している。
159	第5回設工認	-	I-1-21	・UF6の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450 tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF6が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第25条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）第1項第3号に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況	
160	第5回設工認	-	1-1-21	・工事等において作業場所に近接するUF6を内包する機器、配管の損傷を防止する措置を講じてUF6の漏えいによる従事者の直接暴露を防止する。また、現場作業時に早期にUF6の漏えいを検知して従事者が速やかに退避できる措置（可搬式のHF検知警報装置を携帯）を講じる。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第24条（漏えい管理）第5項第1号に規定している。
161	第5回設工認	-	1-1-21	・UF6の漏えいが発生した際の従事者の避難について、UF6又はUO2F2に被ばく又はHFに暴露しにくい場所に退避経路及び一時退避エリアをあらかじめ設定する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。
162	第5回設工認	-	1-1-21～22	・2号発回均質室の均質槽周りの漏えい状況及び従事者の退避状況を確認するための監視カメラを配備する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
163	第5回設工認	-	1-1-22	・万一、均質槽からUF6が漏えいした場合に備え、化学防護服、除染用具、薬品、車輪付き担架等の必要な資機材を配備する。当該事項を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
164	第5回設工認	-	1-1-22	UF6を取り扱う機器の分解、点検及び補修のために室内への飛散防止用の除染ハウスを設ける。除染ハウス内では、当該機器の残留UF6を除染設備の排気処理装置により処理しながら作業を行う。	△ 放射性物質の飛散のおそれがある作業は除染ハウスにて行うことについては、第62条（作業に伴う放射線管理）第2項第3号に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、除染ハウス内作業時に排気処理装置を用いることを作業計画に規定している。
165	第5回設工認	-	1-1-24	分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限する	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
166	第5回設工認	-	1-1-24	分析室等で使用するアセトン等は、取扱量を制限する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
167	第5回設工認	-	1-1-24	使用済みの潤滑油は、金属製の容器に封入して保管する。第1種管理区域内で発生した潤滑油及び保管廃棄した機械油は、吸着剤を添加し、固化することにより、固体廃棄物として保管廃棄する。	△ 第44条（放射性固体廃棄物）第1、2、7項、第49条（機械油）に規定している。
168	第5回設工認	-	1-1-24	管理区域内は火気の使用を制限する手順を定める。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)3)に規定している。
169	第5回設工認	-	1-1-24	火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)4)に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
170	第5回設工認	-	I-1-25	警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに現場にて、初期消火を行う。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1、3号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)5)に規定している。
171	第5回設工認	-	I-1-25	火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF6漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。	△ 第14条（加工施設の使用）第2項に規定している。
172	第5回設工認	-	I-1-25	火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第3号、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.3)に規定している。
173	第5回設工認	-	I-1-26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災によってUF6を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合には、生産運転停止操作として、均質槽の液化運転等の設備の加熱を停止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収する。また、状況に応じて送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。</li> <li>・火災発生時に現場へ急行するために必要な経路（アクセスルート）上には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しない。</li> <li>・上記に加え、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、措置を講じる。</li> </ul>	△ 火災発生時の生産運転等の停止措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)に規定している。 △ アクセスルートの確保については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)8)に規定している。 △ 火災防護、消火活動に係る体制の整備等については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）に規定している。
174	第5回設工認	-	I-1-26	火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行うことを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 自衛消防隊の体制の整備（指揮命令系統、役割分担、責任者等の明確化含む）については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)5)、1.4(1)11)、1.4(1)12)に規定している。 ○ 初期消火活動に必要な要員の常駐については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1項第1号、第2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.4(1)12)に規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
175 第5回設工認	-	I-1-26～27	本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定）」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。当該事項について加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1～5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.1、1.2、1.3、1.4(1)、1.5に規定する。
176 第5回設工認	-	I-1-29	被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤・監視操作盤等の電源を断とすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
177 第5回設工認	-	I-1-30	管理区域における線量管理及び作業管理については、加工施設保安規定に定めて管理する。 ・核燃料物質の取扱い形態を踏まえ、管理区域は第1種管理区域と第2種管理区域に区分するとともに、線量当量率並びに表面密度及び空気中の放射性物質濃度に応じて区域管理する。	△ 管理区域における線量管理及び作業管理については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）、別図2(2/3)（ウラン濃縮建屋2階管理区域図）、別図2(3/3)（ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋管理区域図）、第55条（管理区域の区域区分）、第62条（作業に伴う放射線管理）に規定している。 ○ モニタエリアの変更（管理区域の一部変更）については、第54条（管理区域）第1項、別図2(1/3)（ウラン濃縮建屋1階管理区域図）に規定する。
178 第5回設工認	-	I-1-31	本施設の維持管理にあたっては、加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定、7. 施設管理の実施に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
179 第5回設工認	-	I-1-31	・本施設の敷地内に設置される施設等であって、安全機能を有する施設等以外のものが、安全機能を有する施設等の安全性に影響を与えないようにすることを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第19条（資機材等の管理）第3項に規定している。
180 第5回設工認	-	I-1-31	・運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。	△ 第17条（操作上の一般事項）第1項第2号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
181 第5回設工認	-	I-1-31	本施設のうち通信連絡設備の一部は廃棄物埋設施設において使用するが、必要な個数を確保し、体制を整備する	○ 通信連絡設備の一部を廃棄物埋設施設と共用することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
182 第5回設工認	-	I-1-32	・機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。当該措置を手順に定めることを加工施設保安規定に定める。	△ 第78条（安全避難通路等）第1項に規定している。
183 第5回設工認	-	I-1-39	対処に必要な時間余裕等も踏まえた設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第78条（安全避難通路等）第1、2項に規定している。
184 第5回設工認	-	I-1-39	UF6の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。	△ 第78条（安全避難通路等）第1、2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
185 第5回設工認	-	I-1-48	管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第65条（線量当量等の測定）第3項に規定している。
186 第5回設工認	-	I-1-49	サーベイメータ、半導体材料ガス検知器（HF検知器）等の資機材を配備することを加工施設保安規定にて定めて管理する。	△ 第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
187 第5回設工認	-	I-1-49	線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	△ 第51条（放射性気体廃棄物）、別表19（放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値）、別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）、別表21（放出管理用計測器の種類等）に規定している。
188 第5回設工認	-	I-1-49	液体廃棄物の放出に当たっては、排水中の放射性物質の濃度を測定するため、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、測定し、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の1/10以下であることを確認するとともに、年間廃水量を管理し放出する。	△ 第47条（放射性液体廃棄物）、別表17（放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値）、別表20（放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度）、別表21（放出管理用計測器の種類等）に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
189	第5回設工認	-	I-1-50	<p>管理区域においては、外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行うため、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。</p> <p>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。</p>	<p>△ 線量当量率等の測定、第1種管理区域の空気中の放射性物質濃度の測定については、第65条（線量当量等の測定）第1、2項、別表27（管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定）に規定している。</p> <p>△ サーベイメータ、積算線量計、エアスニッフア、ダストサンプラ、放射能測定装置の放射線測定器類としての管理については、第66条（放射線測定器類の管理）、別表28（放射線測定器類）に規定している。</p> <p>△ 積算線量計、エアスニッフア、放射能測定装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）4.(1)④、4.(2)(3)に規定している（積算線量計は別表1 4.(1)④(上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備)として規定）。なお、放射能測定装置は放出管理分析設備と試料分析関係設備を兼ねる。</p>
190	第5回設工認	-	I-1-51	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材として、事故対処に必要な現場対処用資機材、応急・復旧工具等その他資機材、消防用資機材（UO2F2・HF拡散抑制用の放水含む）等の資機材を整備する。</p> <p>なお、停電、夜間等の作業環境を考慮するとともに、従事者の作業安全を確保するため、化学的影響を考慮した化学防護服、HF測定器等の資機材を整備する。</p> <p>資機材は、活動内容、要員数等に対して必要な数量を確保する設計とする</p> <p>資機材の保管場所は、竜巻等の自然災害を考慮し、屋内又は2号発回均質棟から十分な距離を確保した場所とする。</p>	<p>△ 配備する資機材については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。</p> <p>○ 消防自動車の配備、貯水槽、屋上放水装置の追加、保有数、配置については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。</p> <p>○ 貯水槽の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(9)に規定する。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
191 第5回設工認	-	1-2-8	<p>3. 工事上の留意事項 加工施設の設置又は変更の工事の実施にあたっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業変更許可申請書、加工施設保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事にあたっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工所用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。</p> <p>また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>j. UF6を取り扱う機器のある管理区域内で工事を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF6を取り扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</p> <p>また、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の工事区域への立入を制限する。</p> <p>k. 管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成するとともにUF6の取り扱い系統の配管切断等を伴う開放作業においては、作業用ハウス等により作業区画を設定し、汚染の拡大を防止する。</p> <p>l. 管理区域内作業時に早期にUF6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF検知警報装置を携行する。</p>	<p>△ 3.については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。</p>
192 第5回設工認	-	口-2-1	<p>中間製品容器 容量：3050kg-U/本 最高使用温度：94°C 個数；45本</p>	<p>【シリンダ類の充填量】 △ 第26条（過充填防止）、別表11（最大充填量）に規定している。 【シリンダ類の熱的制限】 △ 第27条（熱的制限）第1項、別表12（加熱時温度管理値）に規定している。</p>
193 第5回設工認	-	口-2-3	<p>2号局所排気装置 捕集効率：99.9%以上</p>	<p>△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。</p>
194 第5回設工認	-	へ-1-1	<p>ANSI又はISO規格48Y 容量：12501kg-UF6/本（約8450 kg-U） 最高使用温度：94°C</p>	<p>【シリンダ類の充填量】 △ 第26条（過充填防止）、別表11（最大充填量）に規定している。 【シリンダ類の熱的制限】 △ 第27条（熱的制限）第1項、別表12（加熱時温度管理値）に規定している。 【シリンダ名称】 ○ 第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し）の他、関係条文に規定する。</p>



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
195	第5回設工認	-	へ-1-3	ANSI又はISO規格30B 容量：2277kg-UF6/本（約1540 kg-U） 最高使用温度：94℃	<p>【シリンダ類の充填量】 △ 第26条（過充填防止）、別表11（最大充填量）に規定している。</p> <p>【シリンダ類の熱的制限】 △ 第27条（熱的制限）第1項、別表12（加熱時温度管理値）に規定している。</p> <p>【シリンダ名称】 ○ 第31条（核燃料物質等の受入れ、払出し）の他、関係条文に規定する。</p>
196	第5回設工認	-	189	付着ウラン回収容器 容量：1960kg/本 最高使用温度：94℃ 個数：21本	<p>【シリンダ類の充填量】 △ 第26条（過充填防止）、別表11（最大充填量）に規定している。</p> <p>【シリンダ類の熱的制限】 △ 第27条（熱的制限）第1項、別表12（加熱時温度管理値）に規定している。</p>
197	第5回設工認	-	へ-1-5	ANSI又はISO規格48Y置台（原料シリンダ（充填）） 容量： ANSI 又はISO 規格48Y：228本	<p>【貯蔵本数】 △ 第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。</p> <p>【置台名称】 ○ 第33条（核燃料物質の貯蔵）の他、関係条文に規定する。</p>
198	第5回設工認	-	191	ANSI又はISO規格30B置台 容量： ANSI又はISO規格30B及び付着ウラン回収容器：300本*1*2 *1 300本のうちAウラン貯蔵室に144本、Bウラン貯蔵室に156本貯蔵する。 *2 廃品シリンダは3 t-U 以下とし、「付着ウラン回収容器」は12本以下とする。	<p>【貯蔵本数】 △ 第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。</p> <p>【置台名称】 ○ 第33条（核燃料物質の貯蔵）の他、関係条文に規定する。</p>
199	第5回設工認	-	へ-1-7	ANSI又はISO規格48Y置台（廃品シリンダ（充填）） 容量： ANSI又はISO規格48Y：1222本*1 *1 1222本のうちBウラン貯蔵室に592本、Cウラン貯蔵室に630本貯蔵する。	<p>【貯槽本数】 △ 第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。</p> <p>【置台名称】 ○ 第33条（核燃料物質の貯蔵）の他、関係条文に規定する。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
200	第5回設工認	-	へ-1-8	中間製品容器置台 容量： 中間製品容器：45本	△ 第33条（核燃料物質の貯蔵）第2項、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。
201	第5回設工認	-	へ-1-9	付着ウラン回収容器置台 容量： 付着ウラン回収容器：21本	△ 第33条（核燃料物質の貯蔵）第2項、別表14（最大貯蔵数量）に規定している。
202	第5回設工認	-	へ-2-1	天井走行クレーン（A,B,C）*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
203	第5回設工認	-	へ-2-2	天井走行クレーン（D） *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
204	第5回設工認	-	へ-2-3	天井走行クレーン（E）*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
205	第5回設工認	-	へ-2-4	天井走行クレーン（G）*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
206	第5回設工認	-	へ-2-5	天井走行クレーン（H,I,J,K）*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.85 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
207	第5回設工認	-	へ-2-6	天井走行クレーン（L,M,N,O,P）*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.85 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
208	第5回設工認	-	へ-2-7	均質室天井走行クレーン*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
209	第5回設工認	-	へ-2-8	2号発回均質室天井走行クレーン*1 *1 吊り上げ高さを床上より1.2 m以下に制限する機能	△ 第28条（吊上げ高さ制限）、別表13（吊上げ高さ制限値）に規定している。
210	第5回設工認	-	ト-1-1～ト-1-7	洗缶設備の空のシリンダ類（16 kg-U以下）	△ 第23条（臨界安全管理）第9項に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
211	第5回設工認	-	ト-1-71	液体廃棄物保管廃棄区画 容量：約160本（20 Lドラム缶換算） 設置床（室名称）：管理廃水処理室	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第48条（有機溶剤）第2項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第48条（有機溶剤）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
212	第5回設工認	-	ト-1-72	液体廃棄物保管廃棄区画（IF5ポンベ置台） 容量：2本/基*1 設置床（室名称）：A付着ウラン回収廃棄物室、B付着ウラン回収廃棄物室 *1 IF5ポンベの保管総量は116本（80 kgポンベ換算）	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第50条（IF5）第2項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第50条（IF5）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
213	第5回設工認	-	ト-2-3	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室） 容量：約5500本（200 Lドラム缶換算）	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第3号、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
214	第5回設工認	-	ト-2-4	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室） エリア①容量：約1800本(200 Lドラム缶換算) エリア②容量：約2600本(200 Lドラム缶換算)	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第1号、第45条（スラッジ）第8項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
215	第5回設工認	-	ト-2-5	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室） 容量：約2800本（200 Lドラム缶換算）	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第3号、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
216	第5回設工認	-	ト-2-6	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室） 容量：約4200本（200 Lドラム缶換算）	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第3号、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
217	第5回設工認	-	ト-2-7	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室） エリア①容量：約185 tSWU/y相当分の金属胴遠心機 エリア②容量：約185 tSWU/y相当分の金属胴遠心機 エリア③容量：約185 tSWU/y相当分の金属胴遠心機	△ 保管廃棄能力及び保管廃棄時の確認については、第44条（放射性固体廃棄物）第8項第2号、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定している。 ○ 保管廃棄区画の名称については、第43条（仕掛品）、第44条（放射性固体廃棄物）、第45条（スラッジ）、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
218	第5回設工認	-	ト-2-8	固体廃棄物保管廃棄区画(Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）)の撤去	○ 使用済遠心機保管エリアの撤去については、第44条（放射性固体廃棄物）第8, 10, 11項、別表16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）に規定する。
219	第5回設工認	-	リ-1-10	火災区域構造物（ウラン濃縮建屋） 火災区域名称：2号発回均質室（2号Qマス室含む）、2号中間室（搬入室含む）、1号均質室、2Aカスケード室、2Bカスケード室、2Cカスケード室	○ 火災区域の2号Qマス室の明確化については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1, 2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4に規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
220	第5回設工認	-	リ-1-11	火災区域構造物（ウラン貯蔵・廃棄物建屋） 火災区域名称：Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室	○ 火災区域のCウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室の名称変更については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4に規定する。
221	第5回設工認	-	リ-2-1	サンプル保管戸棚 容量：約4.5kg-U/台 分析室で取り扱うUF6サンプル等は総量として約16 kg-U（サンプル保管戸棚での最大取扱ウラン量を約4.5 kg-U）以下に制限（運用管理）する	【分析室での総量】 △ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。 【サンプル保管戸棚の保管数量】 △ 第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。
222	第5回設工認	-	リ-4-1	洗缶架台は空のシリンダ類（16 kg-U以下）の洗浄を行う機器である	△ 第23条（臨界安全管理）第9項に規定している。
223	第5回設工認	-	リ-5-2	除染排気処理装置 捕集効率：99.9%以上	△ フィルタの捕集効率については、第24条（漏えい管理）第2項に規定している。
224	第5回設工認	-	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 73	*4:当該事象に対し、運用による更なるリスク低減措置を講じる（生産運転停止、UF6の回収措置等）。	△ 当該事象（竜巻、外部火災、火山）に対する生産運転停止等の措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
225	第5回設工認	-	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 73	*14:竜巻、外部火災、火山事象については、当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じることから、対象外とする。	○ カスケード設備のUF6排気、均質ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止の措置以外の対応として、核燃料物質の取扱い操作停止及びタンクローリ火災への対応について、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
226	第5回設工認	-	(3)加工施設の技術基準への適合性に関する説明書 73	*15:本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンパの閉止）を実施する。当該事項について、本申請の第3回申請にて申請し認可済みである。	○ 化学物質の放出のおそれがある場合の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)に規定する。
227	第5回設工認	-	I核燃料物質の臨界防止に関する説明書 1	臨界を防止するための措置（最大取扱ウラン量 分析室の総量：約16 kg-U、サンプル保管戸棚の保管数量：約4.5 kg-U）に変更はない。	【分析室での総量】 △ 第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。 【サンプル保管戸棚の保管数量】 △ 第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。
228	第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 5	敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予測される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。当該運用管理を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 車両の入構管理、駐車場所に依じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
229	第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 8	2号均質槽は、竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転を停止する措置を講じる。当該措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
230	第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 9	(設備又は運用により防護する施設) 建屋への設計飛来物の衝突により安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻の襲来が予測される際にUF6を排気回収する等の設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより安全機能を損なわない設計とする。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)に規定している。
231	第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 9～10	・廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。 具体的には、事業変更許可申請書で示した飛散しない条件（空力パラメータ：0.0026以下）を満たすよう、パレット、スリングベルトその他の固縛用具によって、固体廃棄物を一定のまとまり毎に固縛する。固体廃棄物重量のみで、飛散しない条件を満たすことが困難な場合は、固縛用のパレットに重量型パレットを用いる等の措置を講じる。	○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
232 第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 10	竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 事象発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。
233 第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 11	運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 事象発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。
234 第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 11	運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。 <u>降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業、火山事象の発生が予測される場合におけるカスケード設備及びUF6処理設備の生産運転停止、降下火砕物による二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。</u>	○ 事象発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。 △ 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②に規定している。
235 第5回設工認	-	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 12	また、運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 事象発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
236 第5回設工認	-	別添1 竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の侵入防止について 2	敷地内の資機材等の設置状況を踏まえ、竜巻防護施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻影響評価ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護が出来ない可能性があるものは、固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにする。 なお、敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行う	△ 固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにすることについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。 飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1に規定している。 車両の入構管理、停車場所に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
237 第5回設工認	-	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 1	地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
238 第5回設工認	-	V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 4	除染設備の除染ハウス内において、機器点検等により密封されていない核燃料物質を取り扱う際は、ハウスの入口シャッタを閉とし、ハウスに開口部がない状態とするとともに、ハウス内の空気を、除染排気処理装置を介して除染排風機により排気した状態で作業を実施する。	△ 放射性物質の飛散のおそれがある作業は除染ハウスにて行うことについては、第62条（作業に伴う放射線管理）第2項第3号に規定している。 なお、上記保安規定を踏まえ、除染ハウス内作業時に排気処理装置を用いることを作業計画に規定している。
239 第5回設工認	-	V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書 1	分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限する	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
240 第5回設工認	-	V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書 4	二酸化炭素消火系の操作箱は、誤操作防止のため操作箱の収納ボックスを施錠管理する。 ハロン消火系の不動作等により解錠されない場合は、当直長が管理する専用キーにて解錠する。	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
241	第5回設工認	-	V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書 4、11	二酸化炭素消火系を使用する際は、消火対象の室からの人の退避が完了した後に使用する。	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。
242	第5回設工認	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1	本施設の維持管理にあたっては、加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定、7. 施設管理の実施に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
243	第5回設工認	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1、3	本施設のうち通信連絡設備の一部は廃棄物埋設施設において使用するが、必要な個数を確保し、体制を整備する	○ 通信連絡設備の一部を廃棄物埋設施設と共用することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
244	第5回設工認	-	V-1-1-6 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書 9、 別添2遮断弁の設計の詳細について 5	漏水開始から運転員による異常検知、設備停止、現場確認による漏水箇所の特定及び漏水停止操作までの所要時間（70分）	△ 溢水発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書において左記時間内に補給弁を閉することを規定している。
245	第5回設工認	-	V-1-1-6 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書 12	・被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤等の電源を断とする。当該措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
246	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1	通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用する。	△ 通信連絡設備を重大事故に至るおそれがある事故への対処資機材とすることについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
247	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1	所内通信連絡設備は、ページング装置、所内携帯電話及び業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）を設置するとともに、異なる仕様の回線（無線及び有線）をそれぞれ複数配備する	△ ページング装置、所内携帯電話、業務用無線設備を配備することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。
248	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1	所内携帯電話は、非常時対策組織の要員に個人配付	○ 所内携帯電話の配備場所（個人配付）については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
249	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1	業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）は、事務所（緊急時対策所等）、工場（中央制御室等）及びその他保管場所（資機材置場）に設置	○ 業務用無線設備の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
250	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2	所外通信連絡設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話及び衛星電話を設置するとともに、所外通信連絡設備は、複数の通信回線により、また、複数の設備を配備する	△ 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話を配備することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
251 第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	緊急時電話回線並びにファクシミリ装置及び携帯電話の一部は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。	△ 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話の一部が専用通信回線に接続されていることについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、配備時に専用回線に接続されていることを確認している。
252 第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	緊急時電話回線は、事務所（緊急時対策所）に設置	○ 緊急時電話回線の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
253 第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	ファクシミリ装置は、事務所（緊急時対策所）及びその他保管場所（正門警備所）に設置	○ ファクシミリ装置の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
254 第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	携帯電話は、非常時対策組織本部及び実施組織と支援組織の各班長へ個人配付	○ 携帯電話の配備場所（個人配付）については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
255 第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	衛星電話は、工場（中央制御室）、事務所（緊急時対策所）（事業部対策本部室）及びその他保管場所（北警備所及び正門警備所）に設置	○ 衛星電話の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
256	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	所外通信連絡設備（緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話）は、廃棄物埋設施設と一部を共用する。 このため、必要な個数を確保し、体制を整備する	○ 所外通信連絡設備の一部を廃棄物埋設施設と共用することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
257	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 2	通信連絡設備は、外部電源喪失時に非常用電源設備に接続し、又はバッテリーを内蔵するものとし、外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。	△ 通信連絡設備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、配備時に外部電源が得られない場合でも動作することを確認している。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。
258	第5回設工認	-	V-1-1-8 通信連絡設備 に関する説明書 3	通信連絡設備一覧表 (一覧表に記載の保有数、保管場所等)	○ 通信連絡設備の必要数から保有数への見直し、保管場所の追加については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
259	第5回設工認	-	V-1-1-10 警報設備等に関する説明書 1	UF6の加熱(2号均質槽で中間製品容器のUF6を液化する場合を除く)は、UF6の圧力が八戸気象観測所で観測された過去の最低気圧962.1 hPa(1970年)を超えない範囲として960 hPa以下、同圧力となる加熱温度56℃(UF6蒸気圧による)を超えないよう管理を行う。 また、2号均質槽で中間製品容器のUF6を液化する場合は、中間製品容器の設計圧力1.4 MPaG、設計温度121℃を踏まえ管理圧力3661 hPa(2.7kgf/cm <sup>2</sup> G)以下及び管理温度94℃を超えないよう管理を行う。	△ UF6を加熱する場合においても大気圧(1013hPa)未満で取扱うことについては、第24条(漏えい管理)第1項第1号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に警報設定値(960hPaを超えない値)を規定している。また、保安規定においては、960hPa以下で管理することで、加熱温度(56℃)を超えることはないことから、大気圧(1013hPa)未満で取扱うことを規定している。 △ UF6を液化する場合においても管理温度(94℃)を超えないよう管理することについては、第27条(熱的制限)、別表12(加熱時温度管理値)に規定している。なお、保安規定においては、94℃以下で管理することで、管理圧力(3661hPa)を超えることはないことから、管理温度(94℃)を規定している。
260	第5回設工認	-	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 4、10、13	竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置し、スリングベルトその他の固縛治具によって固体廃棄物を一定のまとまり毎に固縛する	○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3(自然災害等発生時の体制の整備)第1、2項、添付1(火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準)2.4(1)2)④に規定する。
261	加工施設(ウラン濃縮)の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料	31	56	新型遠心機更新等(2A後半)については、申請区分①の工事が完了するまでの間はUF6処理設備の隔離弁等により本体設備と縁切りし、使用しない。 また、技術基準及び工事上の観点から、申請区分①へ影響を与えるものではない。別途申請する2B,2Cの更新工事についても同様に、2B,2Cの更新工事が終わるまでの間、UF6処理設備の隔離弁等により適切に縁切りを行う。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条(作業管理)第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条(操作上の一般事項)第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
262	加工施設(ウラン濃縮)の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料	41	79	2B、2Cカスケードに係る設備については、1回～5回申請の適合確認及び2B,2C遠心機の更新(撤去、製造、据付)が完了するまでの間は、UF6処理設備の隔離弁(2WV-UB223等)により本体設備と隔離し使用しない	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条(作業管理)第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条(操作上の一般事項)第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
263	加工施設(ウラン濃縮)の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料	41	79	新設する2A後半分カスケードに係る設備については、第1回～5回申請の適合確認及び2A後半分カスケードの工事、適合確認が完了するまでの間は、カスケード設備の隔離弁(2WV-CA012-C等)により本体設備と隔離し使用しない。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条(作業管理)第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条(操作上の一般事項)第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
264	加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料	45	83	<p>RE-1 設備（カスケード設備、高周波電源設備、UF6 処理設備、均質・ブレンディング設備）については、今後、濃縮ウランの製造に使用する予定がないことから、使用を停止して廃棄する。本廃棄において、非管理区域に設置する設備については、一般の産業廃棄物と同様に撤去・処分を行い、管理区域に設置する設備については、存置の状態を保管廃棄することを基本とする。廃棄に係る具体的な方針を以降に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本廃棄において、非管理区域に設置する設備については、一般の産業廃棄物と同様に撤去・処分を行い、管理区域に設置する設備については、存置の状態を保管廃棄する。</li> <li>・廃棄するRE-1 設備のうち、高周波電源設備については、非管理区域に設置している設備のため、廃棄に当たって原子力災害防止上の安全措置はないことから、撤去し適切に処分する。</li> <li>・カスケード設備については、遠心分離機等の内部に固体状のウラン（UF4）が付着していることから、付着ウラン回収設備によりこれを可能な限り除去した後、保管廃棄する。</li> <li>・使用目的の無くなる付着ウラン回収設備についても同様に存置の状態を保管廃棄する。</li> <li>・固体廃棄物の廃棄については、加工規則第七条の八 第一項 第十二号に「焼却、容器に封入又は容器に固型化するか、大型機械等については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること」と規定されていることから、設備・機器の設置されている室・区画を保管廃棄施設に設定し、存置の状態を保管廃棄する。</li> <li>・機器を存置の状態を保管廃棄するに当たっては、機器の内部にUF6 がいない状態にし、窒素パージして残留するごく少量のUF6（気体）を除去した後、配管を閉止して密封し、生産機能を停止して核燃料物質を取扱えない状態にしたうえで、保安規定に基づき「溶接等により開口部が閉止されていることを確認」し、加工規則第七条の「記録」を作成して保管廃棄する。</li> </ul>	× RE-1 廃棄物の設工認の申請方針に関するものであるため、今回の保安規定での反映事項はない。
265	加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料	-	38～40	③運用により管理する資機材（汚染防護服等）（以下略）	△ 資機材を管理することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
266	工事の方法に係る補足説明資料	10	-	排気用HF モニタについては、片系ずつ更新工事を実施することで、工事期間中においても、安全機能を維持する。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
267	工事の方法に係る補足説明資料	11	-	モニタリングポスト2 地点以上の設置を維持するために、工事は1局舎ずつ行う。	△ (b)については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
268	工事の方法に係る補足説明資料	14	21	<p>一般事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本工事の実施にあたっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業変更許可申請書、加工施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業員に係る労働災害を防止する。</li> <li>② 本工事において、使用する計測器については、校正済かつ有効期限内のものを使用する。</li> <li>③ 作業場所は、必要に応じて区画を行い、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓する。</li> <li>④ 本工事における管理区域内（作業エリア内を含む）の作業については、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成して実施する。</li> <li>⑤ 工事手順は、工事要領書に従い実施し、予定外作業を禁止する。</li> </ol>	△ 一般事項については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
269	工事の方法に係る補足説明資料	14	21	<p>放射線管理</p> <p>①【第1種管理区域への作業ハウス設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新、改造工事等においては、作業用ハウスを設置し、汚染の拡大を防止する。</li> <li>・配管撤去後の開放部については、新設の配管を設置するまでの間、異物混入防止及び汚染拡大防止のため、閉止板等により閉止養生する。</li> </ul> <p>②【第2種管理区域への作業ハウス設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設配管と新設配管を接続するエリアは、第2種管理区域だが、配管を切断することから、作業用ハウスを設置し、内部を排気してハウス内を第1種管理区域に設定する。</li> <li>・配管を切断する際は、窒素封入を行い、内部を窒素雰囲気として切断作業を行うことでHF発生を抑制する。</li> <li>・第1種管理区域設定を解除する際は、ハウス内の汚染検査を行い、汚染がないことを確認する。</li> <li>・配管切断作業により発生した切断片や金属屑等の廃棄物を移動する際は、密閉容器等に入れて運搬する。</li> </ul> <p>③排気用HFモニタの更新工事は、片系ずつ実施するとともに排気用モニタにより放出される放射性物質の濃度を監視及び測定する。</p> <p>④放射線作業（ウラン取り扱い系統の開放作業）については、あらかじめ系内のUF6の除去（パージ等）が行われ、開放に伴うUF6の放出の程度が極めて低い（作業に伴い発生するUF6が検出限界以下）作業に限定する。</p> <p>⑤換気用モニタの更新工事期間中は、監視対象室（1号発生回収室又は1号均質室）内の放射線作業（ウラン取り扱い系統の開放作業）を禁止する。</p>	<p>△</p> <p>放射線管理については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。</p>
270	工事の方法に係る補足説明資料	15	21	<p>防火管理</p> <p>①火気作業を行う際は、消防計画に基づき、周辺に火花が飛散しないように作業場所の周囲を不燃シートで確実に養生するとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。</p> <p>②他エリアでの万一の火災による本工事エリアへの延焼防止の観点から、作業用ハウスを設置する場合は不燃シートを使用し、資機材は不燃シートで養生する。</p>	<p>△</p> <p>防火管理については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。</p>
271	工事の方法に係る補足説明資料	15	21	<p>異常時の対策</p> <p>①本工事において、異常を発見した者は直ちに作業を一時中断し、工事監督者に連絡する。工事監督者は作業管理要領書の連絡体制に従い関係者へ連絡する。</p> <p>②本工事において、作業員以外の者が常時作業エリアに入域できるよう、日々の作業完了後に作業エリア内の汚染の有無を確認し、汚染「有」の場合は除染する。</p>	<p>△</p> <p>異常時の対策については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。</p>
272	工事の方法に係る補足説明資料	15	-	<p>特記事項</p> <p>①原災法に基づき、工事期間中においてもモニタリングポスト2地点以上の設置を維持するために、工事は1局舎ずつ行い、工事対象局舎以外の2地点による監視を継続させる。また、工事対象局舎は局舎近傍に可搬型モニタリングポスト等を配備して代替測定を実施する。</p> <p>②工事期間中に伝送が停止する場合は、予め社内の連絡窓口へ事前連絡を行う。</p> <p>③モニタリングポストは、工事期間中においても中央制御室における「表示、記録、警報発報」を維持するために、監視欠測を伴う作業時は、代替設備等を設置し機能を維持する。</p> <p>④非常用電源設備の更新工事は、工事期間中においても1号無停電電源装置等により、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に必要な設備に電力を供給する機能を維持する。</p>	<p>△</p> <p>特記事項については、第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。</p>
273	工事の方法に係る補足説明資料	15	-	<p>今後の設備更新に係る考慮</p> <p>①新設する2A後半分カスケードに係る設備について、カスケード設備の隔離弁（2WV-CA012-C等）により本体設備と隔離されていることを確認する。（第1回～5回申請の適合確認及び2A後半分カスケードの工事、適合確認が完了するまでの間は、新設する2A後半分カスケードに係る設備は使用しないため）</p> <p>②2B、2Cカスケードに係る設備について、UF6処理設備の隔離弁（2WV-UB223等）により本体設備と隔離されていることを確認する。（第1回～5回申請の適合確認及び2B,2C遠心機の更新（撤去、製造、据付）が完了するまでの間は、2B、2Cカスケードに係る設備は使用しないため）</p>	<p>△</p> <p>使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
274 工事の方法に係る補足説明資料	16	32	<p>UF6 取り扱いに対する考慮</p> <p>① UF6 を取り扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF6 を取り扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。また、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の工事区域への立入を制限する。</p> <p>② 管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成するとともにUF6 の取り扱い系統の配管切断等を伴う開放作業においては、作業用ハウス等により作業区画を設定し、汚染の拡大を防止する。</p> <p>③ 管理区域内作業時に早期にUF6 漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF 検知警報装置を携帯する。</p> <p>（補足：UF6 の漏えいの検知は、ウランの放射線による検知、付随して発生するHF による検知の2通りの方法があるが、空気より比重の小さいガスであるHF は周囲に拡散するためウランより早期に検知することができる。これを踏まえ、事業変更許可申請書及び設工認申請書において、管理区域内作業時には放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF 検知警報装置を携帯することとしている。）</p>	△ UF6取り扱いに対する考慮については、第38条（作業管理）第2項、第62条（作業に伴う放射線管理）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
275 工事の方法に係る補足説明資料	-	17	サンプルウラン収納のため、新設機器の検査終了までの間、既設機器にてサンプルウランを収納する。	△ 第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
276 工事の方法に係る補足説明資料	-	18	当該既設機器・配管が系統接続されている液体廃棄物の廃棄設備側で、既設配管との取り合い部に閉止措置を実施する。	△ 第38条（作業管理）第2項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、要領書に規定している。
277 仕様表に係る補足説明資料	10	-	運用として六ヶ所村への大型台風の上陸等により大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合は、気圧の監視を強化し、実際の設定値を下回る前に機器の加熱を停止すること	○ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)7)①②に規定する。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
278	設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について	33,38	44	<p>*4：当該事象に対し、運用による更なるリスク低減措置を講じる（生産運転停止、UF6の回収措置等）。</p> <p>*5：当該事象に対し、建物及び設備のみで防護することが困難であるため、運用による防護対策を実施する（カスケード設備の生産運転停止、カスケード設備からのUF6の回収措置）。</p> <p>*21：本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンプの閉止）を実施する。</p> <p>*22：竜巻、外部火災、火山事象については、当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じることから、対象外とする。</p>	<p>△</p> <p>*4、*5の当該事象（竜巻、外部火災、火山）に対する生産運転停止等の措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)1)②③、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。</p> <p>○</p> <p>*21の化学物質の放出のおそれがある場合の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4①に規定する。</p> <p>○</p> <p>*22については、カスケード設備のUF6排気、均質ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止の措置以外の対応として、核燃料物質の取扱い操作停止及びタンクローリ火災への対応について、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定する。</p>
279	核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料	-	18	<p>臨界を防止するための措置（最大取扱ウラン量 分析室の総量：約16 kg-U、サンプル保管戸棚の保管数量：約4.5 kg-U）（注1）に変更はない</p>	<p>【分析室での総量】</p> <p>△</p> <p>第23条（臨界安全管理）第10項、別表9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）に規定している。</p> <p>【サンプル保管戸棚の保管数量】</p> <p>△</p> <p>第34条（UF6サンプル等の保管）第1項第3号に規定している。</p>
280	加工施設（ウラン濃縮）設工認の耐震性に係る補足説明資料	40	57	<p>2B、2Cカスケードに係る設備については、1回～5回申請の適合確認及び2B,2C遠心機の更新（撤去、製造、据付）が完了するまでの間は、UF6処理設備の隔離弁（2WV-UB223等）により本体設備と隔離し使用しない（本設備の内部の核燃料物質は既に回収済み）。</p>	<p>△</p> <p>使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
281	加工施設（ウラン濃縮）設工認の耐震性に係る補足説明資料	40	57	なお、新設する2A後半分カスケードに係る設備については、第1回～5回申請の適合確認及び2A後半分カスケードの工事、適合確認が完了するまでの間は、カスケード設備の隔離弁（2WV-CA012-C等）により本体設備と隔離し使用しない。	△ 使用前事業者検査終了までの間は第38条（作業管理）第2項に、使用前事業者検査終了後は第17条（操作上の一般事項）第1項に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
282	加工施設（ウラン濃縮）設工認の耐震性に係る補足説明資料	-	43	本施設の通信連絡設備のうち、固定式のページング装置、緊急時電話回線及びファクシミリ装置は、耐震重要度分類第3類の地震力に対し、耐えることができる建物の床、柱等にボルト等で固定する。また、可搬式の所内携帯電話、業務用無線設備、携帯電話、衛星電話についても可能な限り固縛等の措置を講じるとともに地震により転倒、落下等をしたとしても機器が破損しないよう、保管位置の高さを考慮する。	△ 資機材（通信連絡設備を含む）の固縛等の措置については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3①に規定している。
283	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	3,4	-	○対象設備：2号カスケード棟に収納するUF6を内包する機器（遠心分離機及び主要配管） ⇒2号カスケード棟に収納するUF6を内包する機器については、竜巻、火山事象に対し建物及び設備の構造強度により防護することが困難であることから、当該設備内のUF6を排気回収することでリスクレベルの低減を図る。 ○対象設備：2号発回均質棟に収納するUF6を内包する機器（コールドトラップ及び槽類） ⇒2号発回均質棟に収納するUF6を内包する機器については、竜巻、火山事象に対し建物の構造健全性が確保されるが、加熱を停止し、シリンダ類、コールドトラップにUF6を閉じ込めることで更なるリスクレベルの低減を図る。 注記 第3回申請までにおいては、UF6処理設備が申請範囲ではないため、上記の記載はないが、防護対策の一部であることから適合を説明するために記載する。 ○対象設備：送風及び排風に関する機器（送・排風機及びダクト） ⇒加工施設の技術基準規則において制御室の居住性に係る要求事項はないが、当該事項に対する措置として、火山、森林火災等の外部火災によるばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合には送・排風機及び送排気系ダンパを閉止することにより外部火災による二次的影響を防止する。	△ 竜巻、火山事象、外部火災等のばい煙に対する措置については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
284	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	10	-	（竜巻） UF6を内包する機器の計測制御を行うインターロックについては、本事象発生時に当該インターロックにより計測制御を行う機器の生産運転を停止することから対象外とする。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
285	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	11,19	-	（竜巻） 竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる場合や、事象の発生から本施設への影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめカスケード設備の生産運転を停止（カスケード設備への原料供給停止）するとともに、カスケード設備内のUF6を2号発回均質棟に収納するUF6処理設備のケミカルトラップ（NaF）に排気回収する措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。 ・2号発回均質棟に収納する機器については、竜巻、火山事象に対し建物の構造健全性が確保されるが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる場合や、事象の発生から本施設への影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ生産運転を停止し、槽内のシリンダ類、コールドトラップにUF6を閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
286	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	12	-	(外部火災) UF6を内包する機器の計測制御を行うインターロックについては、本事象発生時に当該インターロックにより計測制御を行う機器の生産運転を停止することから対象外とする。	△ 外部火災発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(2)7)8)に規定している。
287	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	12,20	-	(外部火災) 外部火災による二次的影響を防止するため、「竜巻2.竜巻防護設計(2)b.運用による防護対策」に示す措置を講じるとともに、送排風機の停止・ダンパを閉止する。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 外部火災発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
288	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	13,21	-	(火山) 「竜巻2.竜巻防護設計(2)b.運用による防護対策」に示す措置を講じてリスクレベルの低減を図るとともに、降下火砕物による二次的影響を防止するため、送排風機の停止・ダンパを閉止する。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 火山事象発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②③④に規定している。
289	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	13	-	(火山) UF6を内包する機器の計測制御を行うインターロックについては、本事象発生時に当該インターロックにより計測制御を行う機器の生産運転を停止することから対象外とする。	△ 火山事象発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②③④に規定している。
290	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	13,21	-	(化学物質の放出) ・火山事象による降下火砕物、外部火災によるばい煙等に対する措置を講じる	○ 化学物質の放出時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)①②に規定する。
291	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	14,21	-	竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設への影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめカスケード設備の生産運転を停止（カスケード設備への原料供給停止）するとともに、カスケード設備内のUF6を2号発回均質棟に収納するUF6処理設備のケミカルトラップ（NaF）に排気回収する措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
292	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	14	-	竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を2号発生槽内の原料シリンダ、2号製品コールドトラップ、2A廃品コールドトラップ及び2号一般パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
293	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	14,21	-	火山事象及び外部火災によるばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合に送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2、5項、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)9)、1.4(2)7)、1.4(2)8)、2.4(1)3)③④に規定している。
294	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	23	-	カスケード設備内のUF6の排気回収について 1. 概要 本資料は、竜巻、火山事象に対して建物のみで防護が困難な2号カスケード棟に収納するカスケード設備の当該事象に対する措置である排気回収について説明するものである。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥、2.4(1)3)③④に規定している。
295	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	9	抽出した飛来物に竜巻影響評価ガイドに例示される飛来物に加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護が出来ない可能性があるものは、固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにする。 敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予測される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避する	△ 固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにすることについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。 飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1に規定している。 車両の入構管理、駐車場所に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
296	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	13	更なるリスクレベルの低減として、竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転停止の措置（ソフト対応）を講じる。 竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転を停止する措置を講じる	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
297	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	14	竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ2号均質槽の生産運転を停止する措置を講じる	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
298	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	14~15	建屋への設計飛来物の衝突により安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻の襲来が予測される際にUF6を排気回収する等の設備又は運用による竜巻防護対策を実施すること	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
299 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	16	遠心分離機が飛散しないようボルトで固定すること及びカスケード設備内のUF6の排気回収措置を講じる	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
300 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	16	上記以外の竜巻防護施設（UF6を内包する設備及び機器、UF6に汚染された機器）については、カスケード設備と同じくボルト固定及び生産運転停止の措置を講じる。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
301 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	18~19	2.6.7 手順等*15 竜巻に対しては、飛来物発生防止及び竜巻襲来前の生産運転停止措置を適切に実施するための対策を手順に定める。また、加工施設保安規定にて、竜巻対策に係る手順を定めることを明確にする。 ① 資機材で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去を実施することを手順に定める。 ② 車両に対しては、敷地への入構管理を行うとともに、駐車場所に応じた退避又は固縛の措置を手順に定める。 ③ 飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両の間に入るべき離隔距離を考慮して設定する。離隔距離の検討に当たっては、まず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場を良く再現していること及び車両は地表面にあることからフジタモデルを適用する。ただし、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮して、離隔距離を200mとする。 ④ 気象庁から発表される雷注意報等により、竜巻の発生のおそれが予測される場合には、事前の生産運転停止により設備内のUF6を固体化するものとし、これらの操作を実施する時期の判断基準を手順に定める。また、車両に対しては、敷地内への入構管理を行うとともに、駐車場所に応じた退避又は固縛の措置を手順に定める。 *15：加工施設保安規定にて竜巻対策に係る手順を定めることを明確にする。  上記の手順に係る内容については、第4回申請までで申請済みであり、今回の申請においては、今回の申請対象設備の生産運転停止措置を加工施設保安規定に定めることを示す。	△ 固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにすることについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。 飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1に規定している。 車両の入構管理、駐車場所に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。 生産運転停止措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
302 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	20	運用対策として、外部火災事象の発生が予測される場合にあらかじめ均質・ブレンディング設備の生産運転を停止する。 なお、インターロックについては、外部火災事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転停止等の措置を講じる  また、カスケード設備及びUF6処理設備の生産運転停止に係る措置、二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。	△ 外部火災発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
303 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	20	火山事象の発生が予測される場合にあらかじめ均質・ブレンディング設備の生産運転を停止する。 防護対象設備を収納する建物の構造健全性評価については、第3回申請までで申請し認可済みである。  また、降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業、火山事象の発生が予測される場合におけるカスケード設備及びUF6処理設備の生産運転停止、降下火砕物による二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。	△ 火山事象発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②③④に規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
304 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	21	(外部火災) また、カスケード設備及びUF6 処理設備の生産運転停止に係る措置、二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4 回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。	△ 外部火災発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定している。
305 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	42	(竜巻) UF6 を内包する機器の計測制御を行うインターロックについては、本事象発生時に当該インターロックにより計測制御を行う機器の生産運転を停止することから対象外とする。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
306 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	43	鋼製材を設計飛来物とした竜巻防護施設を収納する建屋の評価及び評価に用いた設計飛来物より運動エネルギー、貫通力が大きいもの等に対する固縛、建屋内収納、撤去及び敷地内の車両に対する運用対策を申請済みである。	△ 飛来物となる可能性のあるものを設置場所に依じて固縛、建屋内収納又は敷地から撤去することについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。 車両の入構管理、駐車場所に依じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
307 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	43	敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予測される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。当該運用管理を加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1 に規定している。 車両の入構管理、駐車場所に依じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
308 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	45	2号均質槽は、竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転を停止する措置を講じる。当該措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。
309 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	45	(設備又は運用により防護する施設) 建屋への設計飛来物の衝突により安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻の襲来が予測される際にUF6 を排気回収する等の設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより安全機能を損なわない設計とする。	△ 竜巻発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5 項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	46	・廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。  具体的には、事業変更許可申請書で示した飛散しない条件（空力パラメータ：0.0026以下）を満たすよう、パレット、スリングベルトその他の固縛用具によって、固体廃棄物を一定のまとまり毎に固縛する。固体廃棄物重量のみで、飛散しない条件を満たすことが困難な場合は、固縛用のパレットに重量型パレットを用いる等の措置を講じる。	○ 固体廃棄物のドラム缶等を固縛することによる飛散防止については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)④に規定する。
加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	46	（竜巻） 竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。  左記以外の竜巻事象の発生が予測される場合にあらかじめ生産運転を停止する措置については、第4回申請までに加工施設保安規定に定めて管理する	○ 竜巻発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)⑤⑥に規定する。
加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	47	（外部火災（森林火災）） 運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。  UF6を内包する機器の計測制御を行うインターロックについては、外部火災事象の発生が予測される場合にあらかじめ当該インターロックにより計測制御を行う機器の生産運転を停止することから対象外とする。  カスケード設備及びUF6処理設備の生産運転停止に係る措置、二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。	○ 外部火災発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定する。
加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	48	（火山） 運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。  降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業、火山事象の発生が予測される場合におけるカスケード設備及びUF6処理設備の生産運転停止、降下火砕物による二次的影響防止のための送排風機の停止・ダンパ閉止については、第4回申請まで加工施設保安規定に定めて管理することを申請し認可済みである。	○ 火山事象発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)3)②③④に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
314 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	48	(外部火災) また、運用対策として、防護対象設備のうち、均質・ブレンディング設備は、2号発回均質棟に収納する機器であり、竜巻、火山事象に対して建物の構造健全性が保たれることから閉じ込め機能を喪失するおそれはないが、竜巻、火山事象に加えて外部火災事象の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 外部火災発生時の措置におけるサンプル小分け装置の明確化については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(2)7)8)に規定する。
315 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料	-	48	(化学物質の放出) 火山事象による降下火砕物、外部火災によるばい煙等に対する措置を講じる	○ 化学物質の放出時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)6)①②に規定する。
316 竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の侵入防止に係る補足説明資料	-	6	敷地内の資機材等の設置状況を踏まえ、竜巻防護施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻影響評価ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護が出来ない可能性があるものは、固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにする。 なお、敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行う	△ 固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにすることについては、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)②に規定している。 飛来対策区域の設定については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③、図-1に規定している。 車両の入構管理、停車場所に応じた退避又は固縛の措置については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)2)③に規定している。
317 加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料	6,10	21	地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)1)②③に規定している。
318 加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料	-	24	除染設備の除染ハウス内において、機器点検等により密封されていない核燃料物質を取り扱う際は、ハウスの入口シャッターを閉とし、ハウスに開口部がない状態とするとともに、ハウス内の空気を、除染排気処理装置を介して除染排風機により排気した状態で作業を実施する。	△ 放射性物質の飛散のおそれがある作業は除染ハウスにて行うことについては、第62条（作業に伴う放射線管理）第2項第3号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、作業計画に除染ハウス内作業時に排気処理装置を用いることを作業計画に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
319 加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料	-	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染ハウスでの作業時は、除染ハウスの入口シャッターを閉とし、ハウスに開口部がない状態にするとともに、ハウス内の空気を、除染排気処理装置を介して除染排風機により排気した状態で作業を実施することにより、除染ハウスの外に放射性物質が飛散しないようにする。</li> <li>・除染ハウスでの作業時は、作業内容に応じた適切な放射線防護装備（全面マスク、タイベック着用等）を行う。</li> <li>・ケミカルトラップの開放時は、HF濃度を測定（上蓋を少し開放して測定）し、必要に応じて作業用資材（排気ホース又は排気フード（移動式で小型のフード））を用いて排気する。</li> </ul>	△ 放射性物質の飛散のおそれがある作業は除染ハウスにて行うことについては、第62条（作業に伴う放射線管理）第2項第3号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、作業計画に除染ハウス内作業時に排気処理装置を用いること、放射線防護装備、ケミカルトラップの開放作業方法を作業計画に規定している。
320 加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料	-	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染ハウス内の環境は、加工施設保安規定で定めるとおり、1C区域（線量当量率：<math>\leq 0.025</math> mSv/h、空気中の放射性物質濃度：<math>&gt; 3 \times 10^{-6} \sim \leq 3 \times 10^{-5}</math> Bq/cm<sup>3</sup>、表面密度<math>\alpha</math>：<math>&gt; 0.4 \sim \leq 4</math> Bq/cm<sup>2</sup>、表面密度<math>\beta</math>：<math>&gt; 4 \sim \leq 40</math> q/cm<sup>2</sup>）であり、必要な放射線防護装備は全面マスク、タイベック等である。</li> </ul>	△ 管理区域を汚染レベルの程度に応じて細区分することについては、第55条（管理区域の区域区分）第2項に規定している。また、細区分に応じた放射線防護装備については、第62条（作業に伴う作業管理）に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、作業計画に放射線防護装備を規定している。
321 加工施設の火災防護に係る補足説明資料	6,14	-	分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限する	△ 第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)2)に規定している。
322 加工施設の火災防護に係る補足説明資料	14	-	火災によってUF6を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合の生産運転停止操作に関する運用を加工施設保安規定に定めて管理する。	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。
323 加工施設の火災防護に係る補足説明資料	-	20,24	<p>二酸化炭素消火系の操作箱は、誤操作防止のため操作箱の収納ボックスを施錠管理する。</p> <p>ハロン消火系の不動作等により解錠されない場合は、当直長が管理する専用キーにて解錠する。</p>	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。
324 加工施設の火災防護に係る補足説明資料	-	20	二酸化炭素消火系を使用する際は、消火対象の室からの人の退避が完了した後に使用する。	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。
325 加工施設の火災防護に係る補足説明資料	-	51	2. ハロン消火系の作動の流れ	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
326	加工施設の火災防護に係る補足説明資料	-	52	3. 二酸化炭素消火系の作動の流れ	○ 遠隔消火設備の使用方法については、第21条の2（火災発生時の体制の整備）第1、2項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）1.4(1)7)に規定する。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に具体的な使用方法を規定する。
327	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料	-	20	本施設の維持管理にあたっては、加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定、7. 施設管理の実施に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
328	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料	-	20,21	本施設のうち通信連絡設備の一部は廃棄物物理施設において使用するが、必要な個数を確保し、体制を整備する	○ 通信連絡設備の一部を廃棄物物理施設と共用することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
329	加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料	8	5,28,53	・被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤等の電源を断とする。当該措置に関することを加工施設保安規定に定めて管理する。	△ 溢水発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。
330	加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料	-	21,22,26,36	運転員による漏えい停止  漏水開始から運転員による異常検知、設備停止、現場確認による漏水箇所の特定及び漏水停止操作までの所要時間（70分）は、溢水影響評価ガイドに基づき、以下の時間を合計したものである。 ・溢水発生から検知：10分 ・現場確認のための移動：20分 ・漏水箇所の特定：30分 ・漏水停止操作：10分	△ 溢水発生時の対応については、第21条の3（自然災害等発生時の体制の整備）第1、2、5項、添付1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）2.4(1)4)①②に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書において左記時間内に補給弁を閉することを規定している。
331	加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料	9	7	各ポンプは通常運転時及び定期点検時において健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。	△ 第36条（施設管理計画）6.1 点検計画の策定に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書において点検周期、点検内容等を規定している。



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
332 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用する。	△ 通信連絡設備を重大事故に至るおそれがある事故への対処資機材とすることについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。
333 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	所内通信連絡設備は、ページング装置、所内携帯電話及び業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）を設置するとともに、異なる仕様の回線（無線及び有線）をそれぞれ複数配備する	△ ページング装置、所内携帯電話、業務用無線設備を配備することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。
334 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	所内携帯電話は、非常時対策組織の要員に個人配付	○ 所内携帯電話の配備場所（個人配付）については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
335 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）は、事務所（緊急時対策所等）、工場（中央制御室等）及びその他保管場所（資機材置場）に設置	○ 業務用無線設備の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
336 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	所外通信連絡設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話及び衛星電話を設置するとともに、所外通信連絡設備は、複数の通信回線により、また、複数の設備を配備する	△ 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話を配備することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
337 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18,19	緊急時電話回線並びにファクシミリ装置及び携帯電話の一部は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。	△ 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話の一部が専用通信回線に接続されていることについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、配備時に専用回線に接続されていることを確認している。
338 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	緊急時電話回線は、事務所（緊急時対策所）に設置	○ 緊急時電話回線の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
339 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	ファクシミリ装置は、事務所（緊急時対策所）及びその他保管場所（正門警備所）に設置	○ ファクシミリ装置の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
340 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	携帯電話は、非常時対策組織本部及び実施組織と支援組織の各班長へ個人配付	○ 携帯電話の配備場所（個人配付）については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
341 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	衛星電話は、工場（中央制御室）、事務所（緊急時対策所）（事業部対策本部室）及びその他保管場所（北警備所及び正門警備所）に設置	○ 衛星電話の配備場所については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
342 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	18	所外通信連絡設備は、廃棄物埋設施設と一部を共用する。このため、必要な個数を確保し、体制を整備する	○ 所外通信連絡設備の一部を廃棄物埋設施設と共用することについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
343 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	19	通信連絡設備は、外部電源喪失時に非常用電源設備に接続し、又はバッテリーを内蔵するものとし、外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。	△ 通信連絡設備については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、配備時に外部電源が得られない場合でも動作することを確認している。 △ 通信連絡設備のうちページング装置の設備としての管理については、別表1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）5.(6)に規定している。
344 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	19	通臨連絡設備一覧表 (一覧表及び補足説明の表に記載の保有数、保管場所等)	○ 通信連絡設備の必要数から保有数への見直し、保管場所の追加については、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
345 通信連絡設備に係る補足説明資料	-	20,39~42	通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用し、保安規定で以下のとおり定めている。保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係及び今後の対応を整理したものを別紙1に示す。 (別紙1に示すとおり、保安規定と設工認の保有数の整合を図る)	○ 通信連絡設備の必要数から保有数への見直しについては、第21条の4（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備）第1項第3号、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）1.3、表-1に規定する。
346 警報設備等に係る補足説明資料	5	-	960 hPa 以下、同圧力となる加熱温度56℃（UF6蒸気圧による）を超えないよう管理を行う。	△ UF6を加熱する場合においても大気圧(1013hPa)未満で取扱うことについては、第24条（漏えい管理）第1項第1号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に警報設定値(960hPaを超えない値)を規定している。また、保安規定においては、960hPa以下で管理することで、加熱温度(56℃)を超えることはないことから、大気圧(1013hPa)未満で取扱うことを規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
347 警報設備等に係る補足説明資料	-	20	UF6の加熱(2号均質槽で中間製品容器のUF6を液化する場合を除く)は、UF6の圧力が八戸気象観測所で観測された過去の最低気圧962.1 hPa(1970年)を超えない範囲として960 hPa以下、同圧力となる加熱温度56℃(UF6蒸気圧による)を超えないよう管理を行う。 また、2号均質槽で中間製品容器のUF6を液化する場合は、中間製品容器の設計圧力1.4 MPaG、設計温度121℃を踏まえ管理圧力3661 hPa(2.7kgf/cm <sup>2</sup> G)以下及び管理温度94℃を超えないよう管理を行う。	△ UF6を加熱する場合においても大気圧(1013hPa)未満で取扱うことについては、第24条(漏えい管理)第1項第1号に規定している。なお、上記保安規定を踏まえ、手順書に警報設定値(960hPaを超えない値)を規定している。また、保安規定においては、960hPa以下で管理することで、加熱温度(56℃)を超えることはないことから、大気圧(1013hPa)未満で取扱うことを規定している。 △ UF6を液化する場合においても管理温度(94℃)を超えないよう管理することについては、第27条(熱的制限)、別表12(加熱時温度管理値)に規定している。なお、保安規定においては、94℃以下で管理することで、管理圧力(3661hPa)を超えることはないことから、管理温度(94℃)を規定している。
348 核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料	-	21	機能の健全性を確認するため、クレーン等安全規則に基づく落成検査及び定期的な性能検査にて荷重試験を実施する。また、停電時を模擬した保持機能試験を実施する。  天井走行クレーンの落成検査において定格荷重の125%に相当する荷重の巻き上げを行い、モータブレーキの健全性を確認する。	△ 第36条(施設管理計画)6.1 点検計画の策定、第40条(定期事業者検査の実施)に規定している。
349 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料	-	25,33,36	竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置し、スリングベルトその他の固縛治具によって固体廃棄物を一定のまとまり毎に固縛する	○ 第21条の3(自然災害等発生時の体制の整備)第1、2項、添付1(火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準)2.4(1)2)②に規定する。
350 放射線管理施設に係る補足説明資料	5	-	周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定する。	△ 第65条(線量当量等の測定)、別表27(管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定)に規定している。
351 放射線管理施設に係る補足説明資料	11	-	(モニタリングポストの電源確保) ※ 外部電源復旧までの間においてタンク残量が不足する場合には給油を行う。	△ 連続測定については、第65条(線量当量等の測定)、別表27(管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定)に規定している。なお、給油については、上記保安規定を踏まえ、手順書に規定している。
352 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	3	シリンダ本数について、保安規定に基づき、これを超えないことを管理する。 受け入れ後は保安規定に基づき、施設管理等を行う。	△ 貯蔵数量の管理については、第33条(核燃料物質の貯蔵)第1項第4号に規定している。 △ 貯蔵・保管中の施設管理については、第36条(施設管理)6.1 点検計画の策定、7.施設管理の実施に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
353	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	9	ANSI又はISO規格48Yの対応フロー(以下略)	<p>○ 受入検査、払出検査については、第31条（核燃料物質の受入れ、払出し）に規定する。</p> <p>○ シリンダから核燃料物質を発生する場合の措置については、第32条（核燃料物質の取扱い）第2項に規定する。</p> <p>○ シリンダの貯蔵については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項に規定する。</p> <p>○ 空シリンダの保管、核燃料物質をシリンダに充填する場合の措置については、第35条（空シリンダの管理）第1項、第4項第1号に規定する。</p> <p>△ 貯蔵・保管中の施設管理、受入時の使用前事業者検査の実施については、第36条（施設管理）6.1 点検計画の策定、7.施設管理の実施、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。</p> <p>△ シリンダの輸送については、第68条（事業所において行われる運搬）、第69条（事業所外への運搬）、第70条（原料ウランを収めた輸送物の運搬）に規定している。</p>



添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
354	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	10	ANSI又はISO規格30Bの対応フロー(以下略)	<p>○ 受入検査、払出検査については、第31条（核燃料物質の受入れ、払出し）に規定する。</p> <p>○ シリンダから核燃料物質を発生する場合の措置については、第32条（核燃料物質の取扱い）第2項に規定する。</p> <p>○ シリンダの貯蔵については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項に規定する。</p> <p>○ 空シリンダの保管、核燃料物質をシリンダに充填する場合の措置については、第35条（空シリンダの管理）第1項、第4項第1号に規定する。</p> <p>△ 貯蔵・保管中の施設管理、受入時の使用前事業者検査の実施については、第36条（施設管理）6.1 点検計画の策定、7.施設管理の実施、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。</p> <p>△ シリンダの輸送については、第68条（事業所において行われる運搬）、第69条（事業所外への運搬）、第70条（原料ウランを収めた輸送物の運搬）に規定している。</p>

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
355	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	11	【シリンダの受け入れ時、受け入れ後の管理の方法】(以下略)	<p>○ 受入検査、払出検査については、第31条（核燃料物質の受け入れ、払出し）に規定する。</p> <p>○ シリンダから核燃料物質を発生する場合の措置については、第32条（核燃料物質の取扱い）第2項に規定する。</p> <p>○ シリンダの貯蔵については、第33条（核燃料物質の貯蔵）第1項に規定する。</p> <p>○ 空シリンダの保管、核燃料物質をシリンダに充填する場合の措置については、第35条（空シリンダの管理）第1項、第4項第1号に規定する。</p> <p>△ 貯蔵・保管中の施設管理、受入時の使用前事業者検査の実施については、第36条（施設管理）6.1 点検計画の策定、7.施設管理の実施、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。</p> <p>△ シリンダの輸送については、第68条（事業所において行われる運搬）、第69条（事業所外への運搬）、第70条（原料ウランを収めた輸送物の運搬）に規定している。</p>
356	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	12	輸送容器（ANSI又はISO規格48Y，ANSI又はISO規格30B）を搬入し，加工施設として使用する場合は，使用前事業者検査要領書に基づき，1本ごとに使用前事業者検査を行う。	△ 第36条（施設管理計画）6.2 設計及び工事の計画の策定、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。
357	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	13	<p>シリンダの使用前事業者検査，使用前確認申請に係る補足説明</p> <p>事業所外から受け入れるシリンダの使用前事業者検査，使用前確認申請に係る基本方針及び本施設における進め方を以下に示す。なお，具体的な確認方法等については，今後の使用前確認申請の段階において説明を実施する。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>事業所外から受け入れるシリンダについては，受け入れの都度，全てのシリンダを対象に使用前事業者検査を行う。</p> <p>使用前確認申請については，各型式（ANSI又はISO規格48Y，ANSI又はISO規格30B）の1回目のシリンダの受け入れ前に実施し，1回目の受け入れ時に使用前確認を受ける。その後の同一型式の2回目以降の受け入れ時においては，以下の理由を踏まえ使用前確認を要しないとしたい。</p> <p>○2回目以降に受け入れるシリンダは，使用前確認を受けた1回目と同一仕様であり，設工認の設計及び工事の内容，技術基準規則の要求事項の変更を伴うものではないこと。</p> <p>○シリンダは当該型式（ANSI又はISO規格48Y等）の輸送容器として設計承認及び容器承認を受けており，十分な品質管理がされたものであること。</p>	△ 第36条（施設管理計画）6.2 設計及び工事の計画の策定、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。

添付1-2 設工認（補足説明資料含む）から保安規定への反映事項整理表（基本設計方針除く）

	資料名	記載ページ (第1回～第4回関係)	記載ページ (第5回)	記載内容	保安規定反映状況
358	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料	-	14	<p>2. 本施設における使用前事業者検査，使用前確認申請の進め方</p> <p>本施設は供用中の施設であり，既設としてシリンダを貯蔵しているため，事業所外からの新たなシリンダの受け入れは操業開始後となる。そのため，今回の施設全体の新規制基準の適合確認においては，既設のシリンダを対象に実施する計画である（既設のシリンダについては，新規制基準での追加の要求事項（竜巻防護等）に対して使用前事業者検査等を実施）。これを踏まえ，今後の使用前事業者検査等については，以下の①～③の流れで進めることで考えている。他施設（未竣工施設）との比較を含めた本方針の概要を下図に示す。</p> <p>①施設全体の新規制基準の適合確認において，既設のシリンダを対象に使用前事業者検査を実施し，使用前確認を受ける。</p> <p>②操業開始後に1回目に搬入するシリンダを対象に使用前事業者検査を実施し，使用前確認を受ける。</p> <p>③2回目以降に搬入する同一型式のシリンダについては，使用前事業者検査を実施する。（以下略）</p>	<p>△ 第36条（施設管理計画）6.2 設計及び工事の計画の策定、第39条（使用前事業者検査の実施）に規定している。</p>

添付 2 事業変更許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）		事業変更許可（本文）		事業変更許可（添付書類）		説明																																																												
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第6条 略</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係</p> <table border="1"> <tr> <td>品質マネジメントシステム計画関連条項</td> <td>項目</td> <td>文書名</td> <td>制定者</td> <td>品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7.1</td> <td rowspan="3">加工施設の操作</td> <td>加工施設 運転総括要領</td> <td>事業部長</td> <td>第14条～ <u>第21条</u>、 <u>第22条</u>～ 第30条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>火災防護計画</u></td> <td><u>事業部長</u></td> <td><u>第21条の2</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>加工施設 異常事象対策要領</u></td> <td><u>事業部長</u></td> <td><u>第21条の3</u>、 <u>第21条の4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常時の措置</td> <td>加工施設 異常事象対策要領</td> <td>事業部長</td> <td>第74条～ 第86条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項				7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ <u>第21条</u> 、 <u>第22条</u> ～ 第30条				<u>火災防護計画</u>	<u>事業部長</u>	<u>第21条の2</u>				<u>加工施設 異常事象対策要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第21条の3</u> 、 <u>第21条の4</u>				(略)								<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					非常時の措置	加工施設 異常事象対策要領	事業部長	第74条～ 第86条					(略)							<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その取付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>[ページ4(2020年4月1日届出)]</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a. b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明確されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>[ページ12～13(2020年4月1日届出)]</p>		<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>品質保証活動に関して「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質保証計画を定め、品質保証計画書として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、実施、維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長を管理責任者とした品質保証体制を構築する。</p> <p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。また、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除し、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営として品質保証活動の実施状況を観察・評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示、命令を行う。</p> <p>監査室長は、安全・品質本部長及び濃縮事業部長が実施する業務に関し内部監査を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>濃縮事業部長は、本施設に係る保安業務を統括する。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し、管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査及び試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合に、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。</p> <p>監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、内部監査を実施し、その結果を取りまとめて社長へ報告する。</p> <p>[ページ2-7]</p>		<p>左記のとおり事業変更許可に文書の管理に係る記載があり、組織が必要とした文書について保安規定に定め明確にしていることから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>	
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																																																														
7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ <u>第21条</u> 、 <u>第22条</u> ～ 第30条																																																														
		<u>火災防護計画</u>	<u>事業部長</u>	<u>第21条の2</u>																																																														
		<u>加工施設 異常事象対策要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第21条の3</u> 、 <u>第21条の4</u>																																																														
	(略)																																																																	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																														
	非常時の措置	加工施設 異常事象対策要領	事業部長	第74条～ 第86条																																																														
	(略)																																																																	
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第2節 職務</p> <p>（職務）</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含</p>		<p>（第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ12～13(2020年4月1日届出)]</p>		<p>（添付書類二）</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成29年4月1日現在における当社の組織図（本事業実施のためのウラン濃縮関係部署）を図2-1に示す。</p> <p>これらの組織は、業務分掌に基づく明確な役割分担の下で六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設（以下「本施設」という。）の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を行う。</p>		<p>左記のとおり事業変更許可に組織及び教育に係る記載があり、業務所掌及び教育について保安規定に定め実施するものであることから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>																																																												



保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><b>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</b></p> <p><b>(7)～(8)</b> (略)</p> <p><b>(9) ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）</b>は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p><b>(10) 濃縮運転部長は、</b>運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第14号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p><b>(11)～(13)</b> (略)</p> <p><b>(14) 運営管理課長は、</b>以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>①この規定の変更</p> <p>②消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>③加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、<b>溢水、積雪、化学物質の放出、台風等の</b>自然災害等が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>④重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>⑤非常時の措置</p> <p>⑥保安教育の実施計画</p> <p>⑦加工施設の定期的な評価</p> <p><b>(15)～(22)</b> (略)</p> <p><b>(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）</b>は、施設の管理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の<b>点検、工事等</b>を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の<b>点検、工事等</b>に係る業務を行う。</p>	<p>[ページ8(2020年4月1日届出)]</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>[ページ12(2020年4月1日届出)]</p>	<p>[ページ2-4]</p> <p>(添付書類二)</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(ホ) 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(1) 技術者（新規採用の技術者を含む）については、本施設的设计及び工事並びに運転及び保守に当たり一層の技術的能力向上のため、以下の研修教育を実施する。</p> <p>① 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者を通じて施設的设计、工事、運転及び保守に関する知識の維持・向上を図るための教育を定期的に実施する。また、必要となる教育・訓練計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>② 運転訓練装置を用いた研修を実施し、設備及び機器の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p> <p>③ 研修機関、講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記(1)によって培われる技術的能力に加え、日本原子力研究開発機構等の技術的知見を活用し、本施設的设计及び工事並びに運転及び保守に万全を期す。</p> <p>[ページ2-8]</p>	
<p>第4節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 第8条に基づき加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</b></p> <p><b>(5)～(6)</b> (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<b>安全・品質本部長</b>を議長とし、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<b>安全・品質本部副本部長</b>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[ページ9(2020年4月1日届出)]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>また、保安に関する基本方針を全社的観点から審議する品質・保安会議（副社長執行役員（安全担当）が議長）及び保安活動の妥当性について、事業部全体の観点から審議する濃縮安全委員会（濃縮事業部長が委員長を任命）を設置し、保安活動に関する必要な事項について審議する。</p> <p>[ページ2-5]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に品質・保安会議に係る記載があり、業務所掌及び会議の審議事項について保安規定に定め実施するものであることから、保安規定の記載と齟齬はない。なお、品質・保安会議の議長の変更は、今後の事業変更許可申請書に添付書類へ反映する予定である。</p>
<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>第2節 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>(6) 運転管理課長は、前項第4号の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</b></p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ル 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(1) 放射線監視・測定設備</p> <p>排気用モニタ、排気用 HF モニタ及びモニタリングポストの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。モニタリングポストの測定値は、緊急時対策所（事業部対策本部室）においても表示する。</p> <p>[ページ別-67]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>(イ) 放射性気体廃棄物</p> <p>(2) 排気管理</p> <p>① 排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。</p> <p>[ページ6-11]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に気体廃棄物に係る記載があり、気体廃棄物の測定結果の表示について保安規定に定め実施するものであることから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>



保安規定変更箇所（記載の適正化を除く）	事業変更許可（本文）	事業変更許可（添付書類）	説明
<p>第8章 放射線管理</p> <p>第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 放射線管理課長は、<u>第1項による管理区域</u>における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第1項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ル 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>（ロ）屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(1) 放射線監視・測定設備</p> <p>排気用モニタ、排気用 HF モニタ及びモニタリングポストの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。モニタリングポストの測定値は、緊急時対策所（事業部対策本部室）においても表示する。</p> <p>[ページ別-67]</p>	<p>（添付書類六）</p> <p>ト 放射性廃棄物管理</p> <p>（イ）放射性気体廃棄物</p> <p>(2) 排気管理</p> <p>① 排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。</p> <p>[ページ6-11]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に気体廃棄物に係る記載があり、気体廃棄物の測定結果の表示について保安規定に定め実施するものであることから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第9章 非常時の措置</p> <p>第1節 事前対策</p> <p><u>(通信連絡手順の整備)</u></p> <p><u>第77条の2 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヲ その他の加工施設の構造及び設備</p> <p>（二）その他の主要な事項</p> <p>(5) 通信連絡設備</p> <p>① 構造</p> <p>通信連絡設備は、設計基準事故時等において、中央制御室等から事業所内の各所の者への連絡を行う所内通信連絡設備及び本施設から事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備で構成する。</p> <p>所内通信連絡設備は、退避の指示等の連絡を行うための機能を有し、事業所内の各所の者への連絡を行うことができ、かつ多様性を確保した設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備は、多様性を確保した専用通信回線を用い、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる設計とする。</p> <p>外部電源により動作する通信連絡設備は、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>[ページ別-74]</p>	<p>（添付書類五）</p> <p>へ その他の安全設計</p> <p>(7) 通信連絡に対する考慮</p> <p>通信連絡設備は、設計基準事故時において、設計基準事故が発生した場所又は発生を確認した場所から、本施設の各所の者へ連絡を行う所内通信連絡設備及び事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備を設置する。</p> <p>[ページ5-98]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可に通信連絡設備に係る記載があり、通信連絡設備操作手順および異状時対応について保安規定実施するものであることから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

